

2023 履修ガイド

REGISTRATION GUIDE



大学の教育研究上の目的

キリスト教の精神によって人間教育を行い、酪農の科学と実際並びに高度の学術を教育・研究し、もって神を愛し、人を愛し、土を愛する三愛の精神に徹する有為な社会人及び指導者を養成することを目的とする。

1. 農食環境学群は、酪農学園創立の基本精神に基づき、生物資源の循環・再生、食料の生産・加工及び流通・消費並びに食と健康、さらに農業を含めた環境に関する専門分野において、それらが有機的に関連するよう体系づけられた学群であり、農学とその関連科学の教育・研究によりフードシステムの持続的発展と自然環境の保全並びに農食文化の進展に貢献することを目的とする。

1 循環農学類は、農業を基礎科学的かつ実践的に探究し、社会における農業の意義を正しく理解し、安全な食料の持続的供給を可能とする資源循環型農業を実現するための幅広い知識と技術を修得した人材を養成する。

2 食と健康学類は、本学の基本理念である実学教育を通して、食の生産、加工・製造、流通ならびに健康に関する幅広い知識と技術を修得するとともに、食と健康に関する総合的な判断力を培い、社会に貢献できる人材を養成する。

3 環境共生学類は、環境に関する基礎科学の学びと実践的な学びを通して、現象を客観的に解析する技術や知識を修得するとともに、問題解決に向けた総合的な判断力を培い、自然と人が調和・共生する社会の形成に貢献できる人材を養成する。

2. 獣医学群は、酪農学園創立の基本精神に基づき、獣医学、獣医保健看護学とその関連科学の総合的な教育・研究により、生命・自然を尊ぶ豊かな人間性を育み、人類と動物の福祉及び動物・人・環境の調和と共存に具体的に貢献するための学群であり、専門知識・技術及び総合的な判断力を有する人材を養成し、国際的視野に立って動物と人の健康保持と食料の安定供給及び環境保全に寄与することを目的とする。

1 獣医学類は、獣医学及びその関連分野における高度な知識と技術を修得し、実践的な産業動物、伴侶動物、公衆衛生関連獣医師を育成し、わが国の獣医療や食の安全及び動物の福祉ならびに生命科学における先端的研究を推進できる人材を養成する。

2 獣医保健看護学類は、獣医学に関する基礎知識と動物看護学に関する専門知識を修得させ、動物栄養、動物行動及び動物理学療法に関する高度な教育を行い、幅広い獣医保健看護領域の業務を担える人材を養成する。

この履修ガイドは2023年度入学生に適用されます。

卒業するまでの必要な事項が記載されているので、熟読のうえ、大切に保管すること。

また、修正・変更については本学のeラーニング

【教務課からのお知らせ（学生向け）】にて行います。

URL : <https://eee2.rakuno.ac.jp/course/view.php?id=4753>

はじめに

「履修ガイド」は、入学から卒業までの学修を進めていくうえで指針となる事項を集約したものです。履修方法や諸手続きの詳細について記載されています。この「履修ガイド」は卒業まで機会があるごとに参照し、十分に活用してください。

大学では、履修登録・単位計算はすべて自分の責任で行わなければなりません。また、「学事暦」に定めるスケジュールに沿って学修を進めることとなりますので、常に日程を把握しておく必要があり、自己管理が求められます。

履修登録や授業、成績に関することで不明な点がある場合には、自己流の解釈や周りの会話に流されて失敗することのないよう、アドバイザーの先生や教務課の窓口にご相談し、疑問の解明に努めてください。

なお、「履修ガイド」は入学時にだけ配布します。卒業するまで紛失しないようにしてください。紛失者に対する再配布は一切いたしません。ただし、内容の一部が変更される場合は、ガイダンスの説明や別刷りの配布、WebやUNIPAでお知らせします。

目 次

はじめに

I 教育基本方針～3つのポリシー～	1
II 履修の手引き	
1. 履修と単位制度	10
(1) 履修とは	
(2) 単位制度	
(3) 単位の計算	
(4) 単位の修得	
2. UNIPA (UNIVERSAL PASSPORT)	11
(1) 「UNIPA (ユニパ)」とは	
(2) 「UNIPA」へのアクセス	
(3) アカウント	
(4) 大学からの通知・連絡	
(5) メールアドレスの登録	
(6) 現住所等の変更申請	
(7) 酪農大eラーニング	
3. 履修登録	12
(1) 履修科目の決定から履修登録までの手順	
(2) 登録に必要な資料・情報	
(3) 登録上の留意事項	
(4) 履修できる科目・できない科目	
(5) 履修登録の変更	
(6) 既修得単位の認定	
(7) 大学以外の教育施設等における単位認定	
(8) 他学群他学類科目の履修	
(9) 札幌圏大学・短期大学間単位互換協定 (Green Campus)	
(10) 資格取得に関する履修	
4. 授 業	17
(1) 授業期間	
(2) 授業時間	
(3) 授業科目	
(4) 出席数	
(5) 欠席届	
(6) 公認欠席	
(7) 休講	
(8) 補講	
(9) 集中授業	
5. 試験および成績	22
(1) 試験の種類	
(2) 試験方法	
(3) 試験の時間割	
(4) 受験資格	
(5) 試験に関する注意	
(6) レポート・論文等の提出	
(7) 成績評価とGPA制度	
(8) 成績発表	
(9) 成績に対する質問	
6. 進 級	26
(1) 農食環境学群の各学類進級要件	
(2) 獣医学群の各学類進級要件	
7. 卒業及び学位	28
8. 修業年限	28
(1) 修業年限と在学年限	
(2) 休学期間	
(3) 休学・退学時期と単位認定	
9. 教務確認事項	29
(1) 教務課の取扱業務	
(2) 証明書交付申込み	
(3) 学生への連絡と掲示	
(4) 学生または保証人の住所等変更の届出	
(5) 学生個人情報	
(6) オフィスアワー	

Ⅲ 資格等

1. 教職課程	32
(1) 教職課程とは	
(2) 教職コースとは	
(3) 本学で取得できる教育職員免許状	
(4) 教育職員免許状取得までの4年間の流れ	
(5) 教職課程登録申込みについて	
(6) 教育職員免許状取得に必要な科目	
2. 食品衛生管理者及び食品衛生監視員任用資格の取得	45
(1) 資格の概要	
(2) 取得方法	
(3) その他「食品衛生責任者」資格との違い	
3. フードスペシャリスト資格の取得	48
(1) 資格の概要	
(2) 取得方法	
4. 酪農学園大学食Pro.育成プログラム資格の取得	50
(1) 資格の概要	
(2) 取得方法	
5. 家畜(牛)人工授精師資格の取得	52
(1) 資格の概要	
(2) 取得方法	
6. 家畜体内・体外受精卵移植資格の取得	54
(1) 資格の概要	
(2) 取得方法	
7. 飼料製造管理者任用資格の取得	56
(1) 資格の概要	
(2) 取得方法	
8. シカ捕獲認証資格の取得	57
(1) 資格の概要	
(2) 取得方法	
9. 鳥獣管理士資格の取得	58
(1) 資格の概要	
(2) 取得方法	
10. 学芸員資格の取得	59
(1) 資格の概要	
(2) 取得方法	

Ⅳ 酪農学園大学関連規程

酪農学園大学農食環境学群履修規程	60
酪農学園大学獣医学群履修規程	88
酪農学園大学教育職員免許状の取得に関する規程	100
酪農学園大学研究生規程	100
酪農学園大学科目等履修生規程	102
酪農学園大学特別科目等履修生規程	104
酪農学園大学再入学規程	105
酪農学園大学転学類規程	106
酪農学園大学他学類授業科目履修規程	108
酪農学園大学の他大学等の授業科目の履修に関する規程	108
酪農学園大学学生の留学に関する規程	109
酪農学園大学大学以外の教育施設等における学修の取扱いに関する規程	110
酪農学園大学入学前の既修得単位の単位認定に関する規程	111

I 教育基本方針

1. 教育基本方針（3つのポリシー）

本学では、教育活動の充実を目的として、3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を策定しています。

大学の教育基本方針

建学の精神である「三愛主義」は、キリスト教の教えのもとに「神を愛し、人を愛し、土を愛する」ことに徹した人間教育主義であり、多様な隣人への寛容な精神と、人類存続の礎である大地を尊ぶ精神の涵養を説く。その目的は建学の精神を受け継ぎ、「健土健民」の教えを実践し、「生命を紡ぐ大学」として大地が生み出す命を未来へと繋ぎ、全人類の福祉向上に貢献する担い手の養成である。

建学の精神に基づく教育は80年を超える歴史を有し、農業振興に大きく貢献してきた。これを受け継ぐ新しい教育は、「農・食・環境・生命」を基軸に自然との調和の取れた循環農業の維持・発展を図り、人と動物の生命の存続と福祉に貢献し、かつ世界的活動に参加する人材を育てることである。主体的に世界の変化に対応し、課題を見極め、課題解決に対し幅広く、柔軟かつ総合的な判断力を持った担い手を育てる。すなわち農業にかかわる複合的問題を解決する能力を持ち、多角度から物事を観察する能力や総合的思考力、的確な判断力、かつ豊かな人間性を持った人材を輩出することである。

■ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

建学の精神である「三愛主義」「健土健民」のもと、「農・食・環境・生命」の各分野における豊富な知識や高い実践能力を備え、視野の広い専門家として地域と世界の継続的な発展に貢献できる学生に「学士」の学位を授与します。

■カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

本学の教育課程では、「農・食・環境・生命」に関する知識並びに実践力を段階的に身につけることができるよう、基盤教育科目から専門基礎教育科目へ、そして専門教育科目・専修教育科目へと体系的な学修を取り進めていきます。

■アドミッション・ポリシー（入学者受け入れの方針）

農業を基幹産業とする自然豊かな北海道の大地で学ぶことを望み、「農・食・環境・生命」に関する専門的知識と技能を習得し、地域と世界の持続的な発展に貢献する意欲にあふれ、主体性を持ち多様な人々と協働して学修する人を求めています。

農食環境学群

◎ディプロマ・ポリシー

農食環境学群（以下、「本学群」という）では、建学の精神である健土健民および循環思想のもとで、土・植物・動物の重要性を体系的に理解するとともに、諸問題の解決策を示すための論理的な思考力と問題解決能力を備え、「農・食・環境」各々の社会に貢献できる資質を身につけた学生に「学士」の学位を授与します。

1. 「農・食・環境」各々の特性や重要性について、体系的に理解しています。
2. 「農・食・環境」各々において、問題を解決する上で必要となる技術や実践力を備えており、社会の発展に貢献することができます。
3. 「農・食・環境」各々における社会的な役割と責任を理解し、発展に寄与することができます。

【学力の3要素との関連】

- ・ 個別の知識・技能 : 1
- ・ 思考力・判断力・表現力等 : 2
- ・ 学びに向かう力、人間性等 : 3

◎カリキュラム・ポリシー

本学群の教育課程は、社会で活躍できる豊かな人間性と専門性を兼ね備えた人材となるために、「農・食・環境」に関する知識と実践力を段階的に身につけることができるよう基盤教育科目から専門基礎教育科目へ、そして専門教育科目へと体系的に学修するカリキュラムとなっています。

1. 幅広い教養と社会人基礎力を育成する科目群
 - ・ 基盤教育科目全般（酪農学園導入教育、人文社会科学教育、自然科学教育、外国語教育等）
2. 専門的志向を確認する基礎的な科目群と基礎学力を養成する科目群
 - ・ 専門基礎教育科目全般（基礎科学領域、各学類専門基礎領域）
3. 専門的領域を深めるための学際的科目群
 - ・ 専門教育全般（各学類コース専攻教育、専門ゼミナール、卒業研究等）

◎アドミッション・ポリシー

持続可能な食料生産分野、人の健康を支える食品科学分野あるいは生命を育む環境分野に興味を持ち、「農・食・環境」の各々の専門家として、社会の発展に貢献したいという意欲にあふれ、主体性を持ち多様な人々と協働して学修する人を求めています。

循環農学類

◎ディプロマ・ポリシー

循環農学類（以下、「本学類」という）では、1～2年次において「基盤教育」と「専門基礎教育」で循環型社会の基礎を学び、3年次から始まる「専門教育」では、酪農学、畜産学、農学、農業経済学の4コースに各々所属し、各コースの到達目標に向けて学びを深めます。

本学類では、以下の能力を身につけた学生に「学士（農学）」の学位を授与します。

1. 農業における物質循環の起点である土と植物・動物（作物・牧草・家畜）の重要性について体系的に理解できます。
2. 循環型社会の実現に向けて新たな課題を探索し、実践的に取り組む基礎力を身につけています。
3. 酪農学・畜産学・農学・農業経済学に関する専門的な方法論や知識・技術を習得しています。
4. 酪農、畜産、作物といった食料生産現場における実践的教育を通して、食料生産に関する見識を身につけています。
5. 問題を発見し、必要な情報を収集・分析・整理して、課題を解決することができます。
6. 総合的な思考力や判断力によって社会に貢献できる能力を身につけています。

【学力の3要素との関連】

- ・個別の知識・技能 : 1, 2, 3
- ・思考力・判断力・表現力等 : 4, 5
- ・学びに向かう力、人間性等 : 6

循環農学類 酪農学コース

◎ディプロマ・ポリシー

1. 酪農場での生産活動の実際を理解し、問題発見・課題解決の模索や自らの考えを他者へ示すことにより、討議を通じて考えを発展させることができます。
2. 家畜の飼料の生産・加工を理解して、良質な生産物を効率的に得るための飼料給与を実践することができます。
3. 家畜の能力進化および特徴を理解して、これに配慮した飼育管理方法を実践し、酪農場での家畜の健康維持と衛生を実行することができます。
4. 酪農における生産物の加工と流通・消費、経済データの見方を理解し、社会活動の一環として酪農経営ビジネスモデルの組立てや評価ができます。
5. 家畜の交配および選抜の仕組みを理解し、家畜の増殖に関わる技術を用いて、家畜の能力向上を図ることができます。

【学力の3要素との関連】

- ・個別の知識・技能 : 1, 2, 3, 4, 5
- ・思考力・判断力・表現力等 : 1, 2, 3, 4, 5
- ・学びに向かう力、人間性等 : 4, 5

◎カリキュラム・ポリシー

本学類の教育課程は、循環型社会で活躍できる豊かな人間性と専門性を兼ね備えた人材となるために、酪農・畜産、作物、農業経済に関する知識と実践力を段階的に身につけることができるよう基盤教育科目、専門基礎教育科目から専門教育科目へと体系的に学修するカリキュラムとなっています。

1. 幅広い教養と社会人基礎力を育成する科目群
 - ・基盤教育科目全般（酪農学園導入教育、人文社会科学教育、自然科学教育、外国語教育等）
2. 専門的志向の方向性を決定するための基礎的な科目群と基礎学力を養成する科目群
 - ・専門基礎教育科目全般（基礎科学領域、循環農学類専門基礎領域）
3. 専門的領域を深めるための学際的科目群
 - ・専門教育全般（各コース専攻教育、専門ゼミナール、卒業研究等）

◎アドミッション・ポリシー

持続可能な食料生産分野の発展に興味を持ち、循環型社会を築く農業技術開発、研究および技術支援等を行う農業科学の専門家として、社会に貢献したいという意欲にあふれ、主体性を持ち多様な人々と協働して学修する人を求めています。

◎カリキュラム・ポリシー

1. 本学類の学生は、1年次において幅広い教養と社会人基礎力を育成する基盤教育科目を中心に履修します。
2. 本コースに所属を希望する学生は、2年次において専門基礎教育における「基礎科学領域」と「循環農学類専門基礎領域」の科目を履修します。これらの科目は高校・大学初年次までの知識と3年次以降のコース専攻教育を接続するものであり、コースDPにある「個別の知識・技能、思考力、判断力」の基礎になります。なお、学外農場実習は、酪農場での生産活動の実際を体験も含め理解することができる重要な科目であり、履修を推奨しています。
3. 本コースに所属した学生は、3年次においてコース専攻教育13科目を履修し、その全てを修得することが卒業の必須要件ともなります。講義は「個別の知識、思考力」を発展させ、実験・実習は「個別の技能、判断力、および学びに向かう力」を深めます。
4. 本コースに所属した学生は、3年次の専門ゼミナールⅠ～Ⅱおよび4年次の卒業研究Ⅰ～Ⅱが必修であり、研究発表にも取り組むことが望ましいと考えます。これらの科目では、研究室の指導のもと、具体的な研究テーマの探求と論文執筆等を通して、問題を発見し解決する力、ディスカッションやプレゼンテーションの技法、多様な人と協働する力を養い、学びに向かう力を確固たるものにすることを目指します。
5. 循環農学類の科目には、上記1～4までの科目をさらに発展させ、知識を深め、技能を向上するためにコース専攻教育科目とは別に循環農学類教育科目が配置されており、実践酪農学・実践農学科目（1～3年）とともに、必要に応じて科目を履修することで、実践力を養うことができます。

循環農学類 畜産学コース

◎ディプロマ・ポリシー

1. 畜産現場での生産活動の実際を理解し、問題発見・課題解決の模索や自らの考えを他者へ示すことにより、討議を通じて考えを発展させることができます。
2. 畜産における生産物の加工、流通、消費および畜産経営の特徴を理解し、畜産業が抱える課題について認識することができます。
3. 肉用家畜の基礎理論並びに飼養管理技術を体系的に学び、生産現場の実情を多岐に渡って説明できます。
4. 家畜の育種改良における交配および選抜の仕組みを理解し、家畜の増殖に関わる技術を用いて、家畜の能力向上を実践することができます。
5. 家畜の種類および品種の特徴を理解して、これらに適した飼育管理方法を実践し、畜産現場で各々の家畜の健康維持と家畜の種類にあわせた農場の衛生を実行することができます。
6. 家畜に与える飼料の生産・加工を理解して、無駄のない物質循環や環境保全を目指したエコフィード（食品残渣・産業廃棄物飼料など）給与を実践することができます。

【学力の3要素との関連】

- ・ 個別の知識・技能 : 1, 2, 3, 4, 5, 6
- ・ 思考力・判断力・表現力等 : 1, 2, 3, 4, 5, 6
- ・ 学びに向かう力、人間性等 : 5, 6

◎カリキュラム・ポリシー

1. 本学類の学生は、1年次において幅広い教養と社会人基礎力を育成する基盤教育科目を中心に履修します。
2. 本コースに所属を希望する学生は、2年次において専門基礎教育における「基礎科学領域」と「循環農学類専門基礎領域」を中心に履修します。これらの科目は高校・大学初年次までの知識と3年次以降のコース専攻教育を接続するものであり、コースDPにある「個別の知識・技能、思考力、判断力」の基礎になります。なお、学外農場実習は、畜産農場での生産活動の実際を体験も含め理解することができる重要な科目であり、履修を推奨しています。
3. 本コースに所属した学生は、3年次においてコース専攻教育13科目を履修し、その全てを修得することが卒業の必須要件ともなります。講義は「個別の知識、思考力」を発展させ、実験・実習は「個別の技能、判断力、および学びに向かう力」を深めます。
4. 本コースに所属した学生は、3年次の専門ゼミナールⅠ～Ⅱおよび4年次の卒業研究Ⅰ～Ⅱが必修であり、研究発表にも取り組むことが望ましいと考えます。これらの科目では、研究室の指導教員のもと、具体的な研究テーマの探求と論文執筆等を通して、問題を発見し解決する力、ディスカッションやプレゼンテーションの技法、多様な人と協働する力を養い、学びに向かう力を確固たるものにするを目指します。
5. 循環農学類の科目には、上記1～4までの科目をさらに発展させ、知識を深め、技能を向上するためにコース専攻教育科目とは別に循環農学類教育科目が配置されており、実践酪農学・実践農学科目（1～3年）とともに、必要に応じて科目を履修することで、実践力を養うことができます。

循環農学類 農学コース

◎ディプロマ・ポリシー

1. 作物（水稲・畑作物・野菜・花き等）の生理・生態、遺伝・育種、形態、栄養、機能性といった特性を理解できます。
2. 作物の収量と品質を支える土のはたらきを理解するとともに、収量と品質の向上を目指した栽培管理技術、育種技術を修得します。
3. 作物の減収と品質低下をもたらす病害・虫害・雑草害を理解し、総合的病害虫・雑草管理（IPM）を実践できる能力を養います。
4. 営農事例や生産資材について学び、農業所得向上と農業の持つ物質循環機能を生かした環境保全型農業の実現を考えることができるようになります。
5. 卒業後に生産、流通、販売等の実践や指導を通して、社会的貢献ができる能力を養います。

【学力の3要素との関連】

- ・ 個別の知識・技能 : 1, 2, 3, 4
- ・ 思考力・判断力・表現力等 : 3, 4, 5
- ・ 学びに向かう力、人間性等 : 4, 5

◎カリキュラム・ポリシー

1. 本学類の学生は、1年次において幅広い教養と社会人基礎力を育成する基盤教育科目を中心に履修します。
2. 本コースに所属を希望する学生は、2年次において専門基礎教育における「基礎科学領域」と「循環農学類専門基礎領域」を中心に履修します。これらの科目は高校・大学初年次までの知識と3年次以降のコース専攻教育を接続するものであり、コースDPにある「個別の知識・技能、思考力、判断力」の基礎になります。なお、学外農場実習は、農場での生産活動の実際を体験も含め理解することができる重要な科目であり、履修を推奨しています。
3. 本コースに所属した学生は、3年次においてコース専攻教育14科目を履修し、その全てを修得することが卒業の必須要件ともなります。これらの科目は持続可能な作物生産に関する講義と実験・実習です。講義は「個別の知識、思考力」を発展させ、実験・実習は「個別の技能、判断力、および学びに向かう力」を深めます。
4. 本コースに所属した学生は、3年次の専門ゼミナールⅠ～Ⅱおよび4年次の卒業研究Ⅰ～Ⅱが必修であり、研究発表にも取り組むことが望ましいと考えます。これらの科目では、研究室の指導教員のもと、具体的な研究テーマの探求と論文執筆等を通して、問題を発見し解決する力、ディスカッションやプレゼンテーションの技法、多様な人と協働する力を養い、学びに向かう力を確固たるものにするを目指します。
5. 循環農学類の科目には、上記1～4までの科目をさらに発展させるために、コース専攻教育科目とは別に循環農学類教育科目が配置されており、必要に応じて科目を履修することで、知識を深めます。

◎ディプロマ・ポリシー

1. 酪農・農業経営の仕組みを理解し、簿記や経営分析の技法を用いて経営を管理・発展させること、あるいはそのためのアドバイスをすることができます。
2. 食料・農業市場の仕組みを理解し、アグリビジネスや農業協同組合の役割に関する知識を用いて、食料の安定供給や販売戦略の立案をすることができます。
3. 農業生産を取り巻く地域経済や国際経済の仕組みを理解し、経済データ分析の技法を用いて、地域の振興計画、それに必要な政策支援策の立案をすることができます。
4. 農業の生産、農畜産物の流通での実習をとおして、問題解決能力やコミュニケーション能力を身につけることができます。
5. 食料・農業・経済に関する資格を取得し、専門性を実社会に役立てることができる。

【学力の3要素との関連】

- ・ 個別の知識・技能 : 1, 2, 3, 4, 5
- ・ 思考力・判断力・表現力等 : 1, 2, 3
- ・ 学びに向かう力、人間性等 : 4, 5

◎カリキュラム・ポリシー

1. 本学類の学生は、1年次において幅広い教養と社会人基礎力を育成する基盤教育科目を中心に履修します。
2. 本コースに所属を希望する学生は、2年次において専門基礎教育における「基礎科学領域」と「循環農学類専門基礎領域」を中心に履修します。これらの科目は高校・大学初年次までの知識と3年次以降のコース専攻教育を接続するものであり、コースDPにある「個別の知識・技能、思考力、判断力」の基礎になります。なお、学外農場実習は、農場での生産活動の実際を体験も含め理解することができる重要な科目であり、履修を推奨しています。
3. 本コースに所属した学生は、3年次においてコース専攻教育13科目を履修し、その全てを修得することが卒業の必須要件ともなります。講義は「個別の知識、思考力」を發展させ、実験・実習は「個別の技能、判断力、および学びに向かう力」を深めます。
4. 本コースに所属した学生は、3年次の専門ゼミナールⅠ～Ⅱおよび4年次の卒業研究Ⅰ～Ⅱが必修であり、研究発表にも取り組むことが望ましいと考えます。これらの科目では、研究室の指導教員のもと、具体的な研究テーマの探求と論文執筆等を通して、問題を発見し解決する力、ディスカッションやプレゼンテーションの技法、多様な人と協働する力を養い、主体的に学習に取り組む態度を確固たるものにすることを目指します。

食と健康学類

◎ディプロマ・ポリシー

食と健康学類（以下、「本学類」）では、1～2年次において「基盤教育」と「専門基礎教育」で食資源の特性や栄養学の基礎を学び、3年次から始まる「専門教育」では、食資源開発、食品流通開発あるいは管理栄養士のいずれかに所属し、各コースの到達目標に向けて学びを進めます。

本学類では、以下の能力を身につけた学生に学士（食品学）の学位を授与します。

1. 食資源としての動物・植物ならびに微生物の特性を科学的に正しく理解しています。
2. 食品科学や栄養に関する広い知識と技術に基づき、食品や健康に関わる諸問題の解決策を示すための論理的な思考力と問題解決能力を備えています。
3. 食の安全・安心に対する高い倫理観を基に、協調性をもって他職種の専門家と連携し協働することができます。
4. 生命への尊厳や職業に対する高い倫理観を備え、使命感と責任感を持った行動をとることができます。

【学力の3要素との関連】

- ・ 個別の知識・技能 : 1, 2
- ・ 思考力・判断力・表現力等 : 1, 2
- ・ 学びに向かう力、人間性等 : 3, 4

◎カリキュラム・ポリシー

本学類の教育課程は、社会で活躍できる豊かな人間性と専門性を兼ね備えた人材となるために、食資源、食品加工、食品流通に関する知識と実践力を段階的に身につけることができるよう、基盤教育科目、専門基礎教育科目そして専門科目への体系的に学修するカリキュラムとなっています。

1. 幅広い教養と社会人基礎教育を育成する科目群
・ 基盤教育科目全般（酪農学園導入教育、人文社会科学教育、自然科学教育、外国語教育等）
2. 専門的思考を養成する基礎科目群と基礎学力を醸成する科目群
・ 専門基礎科目全般（基礎科学領域、食と健康学類専門基礎領域）
3. 専門的領域を深めるための科目群
・ 専門教育全般（各コース専攻教育、食と健康学類教育科目）

◎アドミッション・ポリシー

（食資源開発学コースおよび食品流通開発学コース）

人の健康を支える食品関連分野に興味を持ち、食資源ならびに食品の開発、および食品流通の技術開発、研究等を行う食品科学の専門家として、食を通して人間社会に貢献したいという意欲にあふれ、主体性を持ち多様な人々と協働して学修する人を求めています。

食と健康学類 食資源開発学コース

◎ディプロマ・ポリシー

食資源開発学コースは、本学の建学の精神と「農・食・環境・生命」の有機的結びつきを理解し、体系的にかつ学際的に食資源に係る専門教育を学び、生物素材における「食とモノの関わり」についての知識の活用能力、批判的・論理的思考力、課題探究力、問題解決力、表現能力、コミュニケーション能力を統合する力を身につけた者として、以下の資質・能力があることを証明する意味で、学士（食品学）の学位を授与します。

1. 食資源としての動物、植物ならびに微生物の特性を科学的に正しく理解しています。
2. 動物と植物を食資源として開発・利用するための基本的な知識や分析技術を身につけています。
3. 種々の食資源の特性に適応した食品を開発するための加工・貯蔵特性などに関する知識や技術を身につけています。
4. 食の安全・安心に関する幅広い知識を持ち、それに基づいた食品衛生管理業務に資する技術を身につけています。
5. 食品科学に関する広い知識と技術に基づき、食品に関わる諸問題の解決策を示すための論理的な思考力と問題解決能力を備えています。
6. 食の安全・安心に対する高い倫理観を基に、協調性をもって他職種と連携し協働することができます。
7. 食資源に関する技術者としての社会的な役割と責任を理解し、食品関連産業の発展に貢献することができます。

【学力の3要素との関連】

- ・個別の知識・技能 : 1, 2, 3, 4
- ・思考力・判断力・表現力等 : 2, 3, 4, 5
- ・学びに向かう力、人間性等 : 6, 7

食と健康学類 食品流通開発学コース

◎ディプロマ・ポリシー

食品流通開発学コースは、本学の建学の精神と「農・食・環境・生命」の有機的結びつきを理解し、体系的にかつ学際的に食品流通に係る専門教育を学び、社会における「食とヒトの関わり」についての知識の活用能力、批判的・論理的思考力、課題探究力、問題解決力、表現能力、コミュニケーション能力を統合する力を身につけた者として、以下の資質・能力があることを証明する意味で、学士（食品学）の学位を授与します。

1. 食資源としての動物、植物ならびに微生物の特性を科学的に正しく理解しています。
2. 食品を開発するために食資源の加工特性、保存性などの基本的な知識や適切な手段を身につけています。
3. 食品の価値や市場ならびに食品の流通を調査するための知識と手法を身につけています。
4. 食の安全・安心に関する知識を持ち、それに基づいて適切な食品衛生に関する判断力を身につけています。
5. 食品科学に関する広い知識と技術に基づき、食品に関わる諸問題の解決策を示すための論理的な思考力と問題解決能力を備えています。
6. 食の安全・安心に対する高い倫理観を基に、協調性をもって他職種と連携し協働することができます。
7. 食産業に従事する者としての社会的な役割と責任を理解し、食品関連産業の発展に貢献することができます。

【学力の3要素との関連】

- ・個別の知識・技能 : 1, 2, 3, 4
- ・思考力・判断力・表現力等 : 3, 4, 5
- ・学びに向かう力、人間性等 : 6, 7

◎カリキュラム・ポリシー

食資源開発学コースは、コースの人材養成目的（DP）を達成し、学位授与方針に示す資質・能力を身につけさせるため、基盤教育領域と専門教育領域からなる教育課程を編成しています。それぞれの領域において一定数以上の単位を修得することを義務付け、高い教養と幅広い基礎知識を基盤として、様々な分野で活躍できる能力を身につけさせることを目標としています。

1. 1～2年次に履修する科目は、「食」と「資源」に関して基礎となる自然科学および社会科学の基礎科目を基盤とし、主体性を持って多様な人と協働するための知識・技能修得の基盤を身につけ、職業人・社会人としての方向付けができるように配置しています。
2. 2～3年次に履修する科目は、「食」と「資源」に関する知識を深化させ、さらに食資源の開発利用に関わる分析・加工技術を習得し、食品関連産業で活躍できる専門的な知識を有する社会人として求められる思考力、判断力ならびに表現力が獲得できるように、体系的に配置しています。
3. 3～4年次に履修する科目は、食資源の利用や開発、分析や品質管理といった食品関連産業に従事する専門的な知識を有する社会人として求められる技術力、分析力、企画・計画力、プレゼンテーション力を身につけられるように体系化しています。
4. 食品関連産業に従事するために習得した知識・技術を基に卒業論文の作成に取り組み、コミュニケーション力、ディスカッション力を養い、加えて自己理解とともに、主体性をもち多様な人と協働して学ぶ姿勢を育成します。

◎カリキュラム・ポリシー

食品流通開発学コースは、コースの人材養成目的を達成し、学位授与方針に示す資質・能力を身につけさせるため、基盤教育領域と専門教育領域からなる教育課程を編成しています。それぞれの領域において一定数以上の単位を修得することを義務付け、高い教養と幅広い基礎知識を基盤として、様々な分野で活躍できる能力を身につけさせることを目標としています。

1. 1～2年次に履修する科目は、「食品」と「流通」に関して基礎となる自然科学および社会科学の基礎科目を基盤とし、主体性を持って多様な人と協働するための知識・技能修得の基盤を身につけ、職業人・社会人としての方向付けができるように配置しています。
2. 2～3年次に履修する科目は、「食品」と「流通」に関する知識を深化させ、さらに食品の開発・流通に関わる手法や調査方法を習得し、食品関連産業で活躍できる専門的な知識を有する社会人として求められる思考力、判断力並びに表現力が獲得できるように体系的に配置しています。
3. 3～4年次に履修する科目は、商品開発や流通といった食品関連産業に従事する専門的な知識を有する社会人として求められる企画力、分析力、計画力、プレゼンテーション力を身につけられるように体系化しています。
4. 食品関連産業に従事するため習得した知識・手法を基に卒業論文の作成に取り組み、コミュニケーション力やディスカッション力を養い、加えて自己理解とともに主体性もち、多様な人と協働して学ぶ姿勢を育成します。

食と健康学類 管理栄養士コース

◎ディプロマ・ポリシー

管理栄養士コースは、本学の建学の精神と「農・食・環境・生命」の有機的結びつきを理解し、体系的にかつ学際的に栄養学を基盤とした専門教育を学び、管理栄養士として「人の栄養と健康の関わり」についての知識の活用と実践する能力、人間性豊かなコミュニケーション能力を身につけた者として、以下の資質・能力があることを証明する意味で、学士（食品学）の学位を授与します。

1. 管理栄養士として、栄養学の専門的知識および技術を習得しています。
2. 作物を育てることから食して栄養になるまでを実学的に理解し、食と健康に関する幅広い課題に対応することができます。
3. 管理栄養士が活躍する臨床栄養、食育・健康増進、公衆栄養、給食経営管理の各現場で対応できる専門家としての実践能力を習得しています。
4. 生命への尊厳や職業に対する高い倫理観を備え、使命感と責任感を持った行動をとることができます。
5. 人々の価値観や社会的背景の多様性を理解し、対象者に寄り添った栄養管理に取り組むことができます。
6. 栄養管理を必要とする人々に係わる他職種と協調性を持って連携・協働することで、より良い社会の実現に貢献します。

【学力の3要素との関連】

- ・個別の知識・技能 : 1, 2, 3
- ・思考力・判断力・表現力等 : 1, 2, 3
- ・学びに向かう力、人間性等 : 4, 5, 6

◎アドミッション・ポリシー

人の心とからだの健康を支える栄養学分野に興味を持ち、人々の健康増進、生活の質を向上させる栄養管理、栄養指導等を行う専門家として、人間社会に貢献したいという意欲にあふれ、主体性を持ち多様な人々と協働して学修する人を求めています。

環境共生学類

◎ディプロマ・ポリシー

環境共生学類（以下、「本学類」という）では、1～2年次において「基盤教育」と「専門基礎教育」で環境問題の基礎を学び、3年次から始まる「専門教育」では、野生動物学と生命環境学の2コースいづれかに所属し、各コースの到達目標に向けて学びを深めます。

本学類では、以下の能力を身につけた学生に「学士（環境学）」の学位を授与します。

1. 野生生物や生命環境が関係する様々な現象や問題についての専門知識を習得しています。
2. 環境問題における自らの目標や取り組むべき課題を見定め、それらの達成または解決に必要とされる専門的知識や技術をさらに習得するために、主体的・自律的に取り組むことができます。
3. 野生生物や生命環境に関する問題を解決する上で必要となる技術や実践力を持ち、人間と自然が持続的に共生できる社会の実現に貢献することができます。
4. 種々の環境問題に関する世界的視点と地域的視点の両方を併せ持ち、多様な文化や社会を理解・尊重するとともに、これら相互理解のある社会の発展に貢献することができます。
5. 環境問題に対する自らの思考および判断の根拠とそのプロセスを他者に説明し、伝達するための的確なコミュニケーションスキルとプレゼンテーションスキルを有しています。

【学力の3要素との関連】

- ・個別の知識・技能 : 1, 2, 3, 4, 5
- ・思考力・判断力・表現力等 : 2, 3, 4, 5
- ・学びに向かう力、人間性等 : 3, 4, 5

◎カリキュラム・ポリシー

管理栄養士コースは、コースの人材養成目的（DP）を達成し、学位授与方針に示す資質・能力を獲得するため、基盤教育領域と管理栄養士に必要な専門教育領域からなる教育課程を編成し、講義、実験、実習および演習を適切に組み合わせた授業科目を開講しています。それぞれの領域において必修科目の単位を修得することが義務付けられており、高い教養と幅広い基礎知識を基盤として、管理栄養士資格を必要とする様々な分野で活躍できる能力を獲得することを目標としています。

1. 1～2年次には、自然科学および社会科学の基礎科目に加え、管理栄養士の基礎となる解剖生理学、生化学、調理学、食品学、基礎栄養学に関する科目を配置し、主体性を持って多様な人と協働するための知識・技能を習得し、職業人・社会人への方向付けができることを目標としています。
2. 2～3年次には、管理栄養士の専門分野である社会・環境と健康、人体の構造と機能及び疾病の成り立ち、食べ物と健康、応用栄養学、栄養教育論、臨床栄養学、公衆栄養学、給食経営管理論に関する科目を体系的に配置し、管理栄養士に関わる深い知識と技術を習得し、管理栄養士に求められる思考力、判断力ならびに表現力を獲得することを目標としています。
3. 4年次には、給食管理実習・臨床栄養実習・公衆栄養実習の臨地実習に関する科目を配置し、理論と実践を結びつけて理解することを目標としています。さらに、管理栄養士に必要な課題発見と解決力を醸成するために、これまでに習得した知識・技術を基に卒業研究に取り組み、文章力、論理的思考力、コミュニケーション能力を養い、主体性を持って多様な人と協働して学ぶ姿勢を獲得することを目標としています。

◎カリキュラム・ポリシー

本学類の教育課程は、環境との共生および環境問題の解決に資する豊かな人間性と専門性を兼ね備えた人材となるために、野生生物、生命環境に関する知識と実践力を段階的に身につけることができるよう、年次を追って体系的に学修するカリキュラムとなっています。1年次には主に基盤教育科目によって幅広い教養と社会人基礎力を身につけ、2年次には主に専門基礎教育科目によって専門性の礎を築きます。3～4年次には主に専門教育科目を履修し、より専門性を深め、様々なスキルを会得するとともに、社会に貢献できる力の獲得を目指します。

1. 幅広い教養と社会人基礎力を育成する科目群
 - ・基盤教育科目全般（酪農学園導入教育、人文社会科学教育、自然科学教育、外国語教育等）
2. 専門的志向を確認する基礎的な科目群と基礎学力を養成する科目群
 - ・専門基礎教育科目全般（基礎科学領域、環境共生学類専門基礎領域）
3. 専門的領域を深め、社会に貢献できる力を獲得するための学際的科目群
 - ・専門教育全般（各コース専攻教育、野外実習科目、専門ゼミナール、卒業研究等）

◎アドミッション・ポリシー

生命を育む環境全般に興味を持ち、発展を続ける人間社会と地球を構成する自然界の生命および環境との調和と共生のための学びを深める環境学の専門家として、持続可能な社会の発展に貢献したいという意欲にあふれ、主体性を持ち多様な人々と協働して学修する人を求めています。

環境共生学類 生命環境学コース

◎ディプロマ・ポリシー

1. 生命環境が関係する様々な現象や問題についての専門知識を習得しています。
2. 生命環境に関する問題を解決する上で必要となる技術や実践力を持ち、人間と自然が持続的に共生できる社会の実現に貢献することができます。
3. 環境問題に関する世界的な視点と地域的な視点とを併せ持ち、多様な文化や社会を理解・尊重すると共に、そうした相互理解のある社会の発展に貢献することができます。
4. 環境問題に関する自らの目標や自ら取り組むべき課題を見定め、それらの達成または解決に必要な専門的知識や技術をさらに習得するために、主体的・自律的に取り組むことができます。
5. 環境問題に関する自らの思考および判断の根拠とプロセスを他者に説明し、伝達するためのコミュニケーションスキルを有しています。

【学力の3要素との関連】

- ・ 個別の知識・技能 : 1, 2, 3, 4, 5
- ・ 思考力・判断力・表現力等 : 2, 3, 4, 5
- ・ 学びに向かう力、人間性等 : 3, 4, 5

◎カリキュラム・ポリシー

生命環境学コースでは、地域から地球規模まで幅広い環境問題に対応可能な専門知識と技能を会得し、人間と自然が共生できる社会の実現に貢献できる知識の習得を目指します。

1. 1年次には、自然科学や人文社会科学、語学などのグローバルな環境共生に必要な基盤教育科目を取得すると共に、農食環境学概論や基礎演習において、主体性を持って環境学に対応できる素養を身につけます。
2. 2年次には、1年次からの基盤科目に加え、分野にとられない環境との共生を理解するために専門基礎教育科目を体系的に習得し、専門科目の礎を築くと共に、生命環境学コースに必要な思考力や判断力などを会得します。
3. 3～4年次には、生命や社会における環境問題の現場の理解に特化した生命環境学コースの専門教育科目を履修し、専門的な知識と技術を有すると共に、人間と自然が持続可能な社会に貢献できる力を獲得します。
4. 4年次には、環境に関するテーマを自ら設定し、主体的且つ自律的に取り組み、科学的な根拠を基にまとめると共に、他者に対して多角的に説明したり、ディスカッションを行ったりするなどのコミュニケーションスキルを会得し、社会で活躍できる人材を目指します。

環境共生学類 野生動物学コース

◎ディプロマ・ポリシー

1. 野生動物が関係する様々な現象や問題についての専門知識を習得しています。
2. 野生動物に関する問題を解決する上で必要となる技術や実践力を持ち、人間と自然が持続的に共生できる社会の実現に貢献することができます。
3. 環境問題に関する世界的な視点と地域的な視点とを併せ持ち、多様な文化や社会を理解・尊重すると共に、そうした相互理解のある社会の発展に貢献することができます。
4. 環境問題に関する自らの目標や自ら取り組むべき課題を見定め、それらの達成または解決に必要な専門的知識や技術をさらに習得するために、主体的・自律的に取り組むことができます。
5. 環境問題に関する自らの思考および判断の根拠とプロセスを他者に説明し、伝達するためのコミュニケーションスキルを有しています。

【学力の3要素との関連】

- ・ 個別の知識・技能 : 1, 2, 3, 4, 6
- ・ 思考力・判断力・表現力等 : 2, 3, 4, 5
- ・ 学びに向かう力、人間性等 : 3, 4, 5

◎カリキュラム・ポリシー

野生動物学コースでは、地域から地球規模まで幅広い環境問題に対応可能な専門知識と技能を会得し、人間と自然が共生できる社会の実現に貢献できる知識の習得を目指します。

1. 1年次には、自然科学や人文社会科学、語学などのグローバルな環境共生に必要な基盤教育科目を取得すると共に、農食環境学概論や基礎演習において、主体性を持って環境学に対応できる素養を身につけます。
2. 2年次では、1年次からの基盤科目に加え、分野にとられない環境との共生を理解するために専門基礎教育科目を体系的に習得し、専門科目の礎を築くと共に野生動物学コースに必要な思考力や判断力などを会得します。
3. 3～4年次には、生命や社会における環境問題の現場の理解に特化した野生動物学コースの専門教育科目を履修し、専門的な知識と技術を有すると共に、人間と自然が持続可能な社会に貢献できる力を獲得します。
4. 4年次には、環境に関するテーマを自ら設定し、主体的且つ自律的に取り組み、科学的な根拠を基にまとめると共に、他者に対して多角的に説明したり、ディスカッションを行ったりするなどのコミュニケーションスキルを会得し、社会で活躍できる人材を目指します。

獣医学群

◎ディプロマ・ポリシー

獣医学群（以下、「本学群」という）では、建学の精神のもとで、獣医学と獣医保健看護学及びその関連科学分野の教育をとおして生命を尊ぶ豊かな人間性を育み、国際的な視野に立って人と動物の健康保持、環境保全ならびに食料の安定供給に寄与して「One Health」に貢献できる学生に「学士」の学位を授与します。

1. 「獣医学」「獣医保健看護学」において、様々な専門領域に渡る高度な知識・技能と問題解決に必要な思考力およびチーム獣医療を担う高い実践能力を身につけています。
2. 様々な専門領域にまたがる知識や技能を実地に活用することができます。
3. コミュニケーション能力を有し、自分の考えや判断を正しく伝えることができます。
4. 「獣医学」「獣医保健看護学」において、人と動物、そして環境との関係における総合的な健全性、すなわち「One Health」を常に意識しています。

【学力の3要素との関連】

- ・個別の知識・技能 : 1, 2
- ・思考力・判断力・表現力等 : 1, 2, 3
- ・学びに向かう力、人間性等 : 4

◎カリキュラム・ポリシー

本学群の教育課程は、幅広い知識や高い実践能力を身につけ、社会で即戦力となる人材となるために、「獣医学」「獣医保健看護学」に関する知識並びに学内外での実習科目における経験を段階的に身につけることができるよう基盤教育科目、専門基礎教育科目から専門教育科目へと体系的に学修するプログラムとなっています。専修教育科目では、研究や討論を実践的に積み上げる学生参加型の講義・実習が展開されます。

1. 幅広い教養と社会人基礎力を育成する科目群
 - ・基盤教育科目全般（酪農学園導入教育、人文社会科学教育、自然科学教育、外国語教育等）
2. 専門的志向を確認する基礎的な科目群と基礎学力を養成する科目群
 - ・専門基礎教育科目全般（学群共通）
3. 専門的領域を深めるための学際的科目群
 - ・専門教育科目、専修教育科目全般（分野科目、学類独自科目等）

◎アドミッション・ポリシー

社会に対する幅広い視野を持ち、地域さらには世界における人と動物との調和に対し深い関心を示し、日々進歩する最新知識を吸収できる基礎学力を有し、常に自ら積極的に学ぶ意欲を持ち、人間社会に貢献したいという意欲にあふれた人を求めています。

獣医学類

◎ディプロマ・ポリシー

獣医学類（以下、「本学類」という）では、1～2年次において「基盤教育」と「専門基礎教育」および「専門教育」で、動物の体の構造や機能、動物に関する倫理や福祉、また、実践的な英語や統計学を学び、3～4年次では、伴侶・産業動物の臨床や食の安全等を学習します。4年次からは「専修教育」にて研究室に所属して専門的研究を行い、5年次には少人数での参加型実習を行い、最終学年において、研究発表並びに最終的には獣医師国家試験受験に臨みます。

本学類では、以下の能力を身につけた学生に学士（獣医学）の学位を授与します。

1. 人と動物の福祉及び自然環境との調和と持続的な利用に貢献することのできる獣医師として社会で活躍するための、生命を尊ぶ豊かな人間性を育みます。
2. 獣医学に関する高度な専門知識・技術及び総合的な判断力を習得することができます。
3. 国際的なコミュニケーション能力を身につけ、国際的視野に立ち、主体的学びを通じて、SDGsで掲げられた人と動物の健康保持、環境保全ならびに食料の安定供給に寄与する質の高い実践能力を身につけることができます。
4. 獣医学のみならず、医学、農学、生物学などの他、動物愛護・福祉など、様々な専門領域にまたがる知識や技能を実地に活用することができます。

【学力の3要素との関連】

- ・個別の知識・技能 : 2, 3, 4
- ・思考力・判断力・表現力等 : 1, 2, 4
- ・学びに向かう力、人間性等 : 1, 3

◎アドミッション・ポリシー

動物と人との調和に関する様々な事柄に興味を持ち、獣医療を通じた動物と人の健康保持、食料の安全確保と安定供給、および環境保全や感染症制御などの公衆衛生の専門家または研究者として人間社会に貢献したいという意欲にあふれ、主体性と広い視野を持ち多様な人々と協働して学修する人を求めています。

◎カリキュラム・ポリシー

本学類では、獣医師として必要な専門科目の講義や実習を1年次から段階的に学習することにより、幅広い知識や技術を効率的に学ぶことができます。4年次には全国の獣医大学共通の獣医学共用試験を受験し、5年次には実際の患者動物を対象とした参加型臨床実習を行います。6年次には研究発表を行うとともに、獣医師国家試験合格に向けた6年間の学習内容の総まとめを行います。本学類の学士課程は大学基準協会の獣医学教育に関する基準に適合したものであり、また、カリキュラムは欧州獣医学教育国際認証(EAEVE)に合うカリキュラムとなっています。

1. 1年次は、基盤教育として生物学、化学、英語などの科目を学習し、専門科目をスムーズに学んでいくための知識を習得します。専門科目では正常な動物の体の構造や機能について広く学習し、動物に関する倫理や福祉についても学びます。
2. 2年次では、基盤教育で実践的な英語や統計学などの科目を学習します。専門科目では様々な病原体やそれによる感染症を広く学習し、病気に対する生体の反応についても学びます。
3. 3～4年次では、伴侶動物と産業動物の臨床について幅広く学習します。野生動物のほか動物園・水族館やエキゾチックペットのような飼育動物についても学びます。また、獣医師として不可欠な、食の安全や人と動物の両方の健康に関する科目についても学習します。4年次からは研究室に所属して専門的研究も行います。
4. 5年次では、4～5名の少人数グループでの参加型実習として、伴侶動物と産業動物の臨床現場における実際の患者動物を対象とした参加型臨床実習や食肉衛生検査実習を行います。所属する研究室での専門的研究も継続します。
5. ゼミでの研究成果をまとめて研究発表を行います。6年間で学んだことを振り返って、獣医師国家試験受験や創造的で挑戦的な人生設計構築に備えます。

獣医保健看護学類

◎ディプロマ・ポリシー

獣医保健看護学類（以下、「本学類」という）では、1～2年次において「基盤教育」と「専門基礎教育」で基礎学力および獣医学における基礎知識を学び、3年次から始まる「専門教育」では、動物看護師として必要な専門知識と技術を学内外の実習等で身につけます。学類の到達目標に向けて学びを深め、最終学年において、研究発表並びに愛玩動物看護師国家試験に臨みます。

本学類では、以下の能力を身につけた学生に「学士（獣医保健看護学）」の学位を授与します。

1. 動物看護師として、高度な知識とチーム獣医療を担う高い実践能力を身につけています。
2. 動物看護師として、高いコミュニケーション能力を有し、自分の考えや判断を正しく伝えることができます。
3. 動物看護師として、ヒトと動物そして環境との関係における総合的な健全性『One Health』に常に深い関心を持っています。
4. 動物看護師として、伴侶動物のみならず産業動物や野生動物、展示動物の生命を尊重することができます。
5. 動物看護師として、動物の福祉向上に努めることができます。
6. 動物看護師として、幅広い専門知識と技術を積極的に学習し、それを取り入れ、活かす努力を惜みず取り組みます。

【学力の3要素との関連】

- ・ 個別の知識・技能 : 1, 6
- ・ 思考力・判断力・表現力等 : 1, 2, 6
- ・ 学びに向かう力、人間性等 : 3, 4, 5

◎カリキュラム・ポリシー

本学類は、ディプロマ・ポリシーに示す知識、技術、思考などの能力を身につけるため、基盤教育、専門基礎教育、専門教育および専修教育からなるカリキュラムを編成しています。愛玩動物看護師国家資格取得のための専門科目を設けると共に、動物看護師として、高度な知識と高い実践能力を身につけることを目標とし、社会で即戦力となる人材を育成できるカリキュラムを展開します。

1. 基盤教育は、動物看護師としての思想や基礎学力を身につけ、さらに、国際化に向けて、実践的な英語能力を身につけます。
2. 専門基礎教育は、学群共通専門基礎科目として、獣医学類と共に獣医学の高い基礎知識を学び、チーム獣医療を担う高い実践能力を身につけるための基盤を形成します。
3. 専門教育は、動物看護師として必要な専門的な知識と技術を身につけ、学内外での実習を通し実践することでそれらをさらに深め、チーム獣医療を担う高い実践能力を身につけます。
4. 専修教育は、将来を考え、大学独自教育として動物看護師がその役目を担っていくべき専門性の高い分野のアドバンスプログラムを自ら選択し、さらなる専門性の高い知識と技術を身につけます。

◎アドミッション・ポリシー

動物と人との関係に関する様々な事柄に興味を持ち、動物の福祉と健康向上、および動物と環境との調和を図る動物看護師として、人間社会に貢献したいという意欲にあふれ、主体性を持ち多様な人々と協働して学修する人を求めています。

Ⅱ 履修の手引き

1. 履修と単位制度

(1) 履修とは

履修とは、学類に定めている授業科目を一定のルールに従い学び修めることです。

皆さんは、所属する学類の授業科目を自ら選択し、授業を受講し、試験の合格によって単位を修得することで、卒業に必要な要件（単位数）を満たしていくことになります。

高校と違い「学生自らが卒業までの目標を定め、自主的に学ぶ」ことが基本になります。各自が科目を選択し、時間割を組み立て、自分の責任のもとに学修することになりますので、卒業まで自主的・自発的な意思を持ち続けることがとても大切です。

(2) 単位制度

本学では、学群・学類等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程（カリキュラム）が編成されます。教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを基盤教育、専門基礎教育、専門教育、教職課程教育、自由科目に分類のうえ、各年次に配当されます。授業は講義、演習、実験、実習及び実技等のいずれかの方法で行われ、これら授業科目の履修は文部科学大臣が定める「大学設置基準」に定められた単位制に基づいて行われます。

(3) 単位の計算

単位とは、学修時間を表すもので、すべての授業科目に単位数が設定されます。「1単位」の授業科目は、45時間の学修を必要とする教育内容をもって構成するものと定められており、当該授業の方法に応じ、授業による教育効果、授業時間外での必要な学修等（課題学修及び予習・復習・その他の自学自修など）を考慮し、学則で次の基準を設定しています。

①講義及び演習については、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。

②実験、実習及び体育実技については、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。

本学ではその授業方法や授業効果を基準に、原則として次のように各科目の単位数を定めています。

***毎週2時間15週の授業をもって、2単位とするもの。**

講義及び演習科目の一部が該当します。週2時間の授業に対して授業時間外に4時間の学修が必要となります。

***毎週2時間15週の授業をもって、1単位とするもの。**

体育実技、演習、実習及び講義科目の一部が該当します。週2時間の授業に対して授業時間外に1時間の学修が必要となります。

***毎週3時間15週の授業をもって、1単位とするもの。**

実験及び実習科目がこれに該当します。

(4) 単位の修得

皆さんが卒業または進級するためには、各学類で定められた単位を修得しなければなりません。単位は一部の規程で定められた認定科目を除き、履修登録をしなければその修得は認められません。履修登録した科目の単位の修得は、規定の授業出席日数を満たし、各学期末に行われる試験に合格することにより、はじめて認められます。出席日数が不足したり、途中で受講を放棄したりするような場合は、その科目の単位修得は認められません。

2. UNIPA (UNIVERSAL PASSPORT)

(1) 「UNIPA (ユニパ)」とは

「UNIPA」はみなさんが大学生活を送るうえで必要な情報に、インターネットを通じてアクセスする窓口の役割を果たす統合システムです。このシステムによりシラバス照会、出欠状況確認、成績照会など必要な情報を取得できるほかに履修登録や授業Q&Aなど各種申請や授業に関する問い合わせができます。

また、休講や補講、試験やレポートなど授業に関する情報をリアルタイムで受け取ることができます。みなさんにとって大切な情報を配信していますので、定期的に確認するように心がけてください。

(2) 「UNIPA」へのアクセス

インターネット接続できるパソコンやスマートフォンから、学内・学外を問わずどこからでも「UNIPA」にアクセスできます。

①学外からのアクセス

検索で「酪農 ユニパ」と入力すると上位に表示されます。Webブラウザのアドレス欄に下記URLを入力してもアクセスできます。 <https://unipa.rakuno.ac.jp>

②学内からのアクセス

学内にあるパソコンを利用し、学内HP【RINES】の学生用サイトから、「UNIPA」のアイコンをクリックし、アクセスできます。

☆使用可能なパソコンがある場所

・図書館7階オープンPCフロア

・A1-301、A1-304、A2-505のPC教室

(3) アカウント

「UNIPA」は、ログイン画面からアカウント（ユーザーID、パスワード）を入力し、ログイン認証を受けることにより利用できます。

アカウントは、入学時に個人に配布されますが、「UNIPA」のログインばかりではなく、オープンPCフロアやPC教室のパソコンを利用する際にネットワークログインをするために必要になります。また大学から付与されるメールアドレスはGoogle社が提供するGmailになっています。スマートフォンのGmailアプリやWeb上のGmailページで受信できます。受信の際に必要なパスワードも兼ねていますので他人に盗用されないようご注意ください。

大学から付与されるメールアドレス：s[学籍番号]@stu.rakuno.ac.jp

パスワードを忘れてしまった場合は、中央館7階オープンPCフロアのカウンターまで申し出てください（必ず学生証を持参ください）。

(4) 大学からの通知・連絡

大学からの通知や連絡は、「UNIPA」および掲示板を利用して伝達されます。「UNIPA」や掲示板でお知らせした事項はみなさんに周知したものと取り扱いますので、各自確認を怠らないようにしてください。特に授業・試験・成績など学業上の重要な情報についてはよく確認してください。大学からの情報を知らなかったために不利益を被ることのないよう、日頃から「UNIPA」や掲示板を見る習慣を身につけてください。

(5) メールアドレスの登録

「UNIPA」の情報は、メールアドレスを登録することで携帯やパソコンのメールで受信することができます。お手持のスマートフォンで大学のメールアドレスを受信できるように設定してください。また、「UNIPA」トップ画面右上の【setting】から任意のメールアドレスで受信できるように設定することもできます。

当日の急な休講決定や緊急を要する呼び出しの場合がありますので「UNIPA」から配信されたメールは必ず確認してください。

(6) 現住所等の変更申請

大学からの通知や連絡については、「UNIPA」や掲示板以外に書類を送付することがあります。また緊急の場合はみなさんの携帯電話に直接電話することもあります。誤った連絡先が登録されていると、大切な書類を受け取ることができなったり、緊急の連絡を受けることができず不利益を被ったりする可能性がありますので、常に最新で正確な連絡先を「UNIPA」に登録しておいてください。

住所と連絡先は「UNIPA」の【学籍情報照会】から登録情報を確認してください。在学中に変更があった場合は、「UNIPA」の【学籍情報変更申請】から新しい連絡先を申請してください。

なお、保証人の氏名や住所等の変更については「UNIPA」から変更申請できません。「入学誓書に関する変更届」をeラーニング【教務課からのお知らせ（学生向け）】の【申請書・証明書関係】からダウンロードするか窓口で届出書を受け取って教務課窓口へ提出してください。

(7) 酪農大eラーニング

遠隔授業等は「酪農大eラーニング」で展開しています。Webブラウザを開いて「酪農大e」で検索してください。ログイン後、eラーニングサイト上部メニューのマニュアルから利用手順を確認できます。「UNIPA」トップ画面の【学内サイト】メニューにもリンクを備えていますのでアクセスしてください。

3. 履修登録

単位を修得するために、年度の初めにその年度に履修しようとする授業科目を、決められた期間にあらかじめ申請・登録する手続きを履修登録といいます。

履修登録を行わないと、授業を受けることは勿論、その科目の試験等を受けることもできなくなり、単位も認定されません。

履修登録方法は、UNIPAを利用しての「Web履修登録」です。指定する期間内に確実に履修登録を行ってください。

[Webでの履修登録画面]

(1) 履修科目の決定から履修登録までの手順

年度始めにUNIPAで配信される連絡事項・時間割を確認する。



履修可能な授業のシラバス（講義概要）をUNIPAで確認する。



授業時間割表から履修する科目（授業）を選択し、自分の前学期・後学期の時間割を試作する。



指定の履修登録期間内にUNIPAから「Web履修登録」を行う。

履修登録期間内であれば、何度でも変更が可能です。



履修登録の確定

前学期終了後、後学期科目の追加や取消がある場合は、後学期履修登録変更期間に変更登録を行ってください。

UNIPAで前学期の成績・単位修得状況を確認し、進級や卒業に支障ないか十分確認のうえ行ってください。

(2) 登録に必要な資料・情報

年度始めに配信されるUNIPAの情報をよく読み、履修計画や履修登録に誤りのないようにしてください。わからないことがある場合は教務課窓口で直接相談してください。なかでも履修登録時に特に必要となる資料・情報は以下のとおりです。

履修ガイド	履修登録の流れ、各学群の履修規程、授業科目履修年次配当表、各種資格取得などの情報を記載しています。1年次にのみ配布されます、紛失しても再配布しません。
年次配当表 (履修ガイド内)	卒業するために必要な科目及び単位数が記載されています。必ず見方を理解した上で履修計画を立ててください。
シラバス	本年度に開講される科目の授業内容や年間授業計画などを説明しています。履修計画を立てる際には、必ずUNIPAの「シラバス照会」を参照し熟読してください。
授業時間割表	各学類の授業科目の開講を曜日・時限ごとに示すスケジュール表です。
UNIPAマニュアル	利用方法（履修登録方法など）について詳しく記載されています。時間割を試作した後、UNIPAで履修登録を行う際には必ず参照してください。

(3) 登録上の留意事項

- * 履修登録は、その年度に履修する全ての科目を年度始めに登録してください。
- * 他学群他学類の科目等、Web履修登録で登録不可能な科目があります。Web登録できない科目の履修登録については別途お知らせします。また、他学群他学類の科目を履修する時は一定の条件があります。希望科目が決まり次第、まず、教務課窓口で相談してください。
- * 指定された期間までに登録を完了しなかったり、間違った登録をすると、授業を受けることも、その科目の試験を受ける資格もなくなり、単位は認定されません。登録手続きには十分注意をしてください。
- * 履修登録後に必ず自分の時間割を印刷し、保管してください。後日、履修登録の内容について問い合わせる際に必要となります。印刷した時間割がない場合、受け付けることはできません。
- * 教職課程や各種資格取得を考えている人は、本ガイドで関連のページを熟読し、履修計画を立ててください。

(4) 履修できる科目・できない科目

1. 年次配当

授業科目は、年次配当で定められた年次に履修しなければなりません。ただし、科目によって施設・設備の関係で受講者数を制限することがありますので、履修登録時には必ず履修規程やその科目の担当教員、あるいは教務課の指示に従ってください。

- ・ 同一時限に2科目以上を履修することはできません。
- ・ 同一年度に同一名称科目を重複し履修することはできません。

ただし卒業年次の後学期に限り当該年度の前学期に未修得となった授業科目が後学期にも開講される場合は、後学期履修登録変更時において、再度履修登録することができます。

- ・ やむを得ずその年次に履修することができなかった場合は、下級年次（自分の年次より下の年次）で開講されている科目に限り履修することができます。
- ・ すでに単位を修得した授業科目は履修することはできません。
- ・ 上級年次に配当された授業科目を履修することはできません。

ただし、農食環境学群では、留年になった場合、次年次配当の選択科目（実験・実習を除く）のみが履修できます。食と健康学類管理栄養士コースで留年になった者は、次年次配当の選択科目及び必修科目（実験・実習を除く）を履修することができます。この場合、半期の履修科目の上限は、前年度までの未修得科目数を含む10単位までとします。獣医学群では留年になった場合、次年次配当の科目（実験・実習を除く）の履修を特に指定された場合には、その科目を履修することができます。この場合、半期の履修科目の上限は、前年度までの未修得科目を含む10単位までとします。

・礼拝の時間に他で開講されている授業科目を履修することはできません。

・履修登録をしていない授業科目を聴講することはできません。

詳しくは履修規程第8条を確認してください。

2. 再履修

不合格となった科目については、その科目が卒業に必要な科目の場合は次年度以降に再び履修（再履修）して単位を修得しなければなりません。特に、**不合格となった必修科目は次年度に他の科目に優先させて履修しなければなりません。**再履修する場合は、再履修者のためのクラスが設けられているときは、そのクラスで受講しなければなりません。

3. 履修制限

各年次において、履修できる単位数の上限は以下のとおりです。

農食環境学群	1年次	年間48単位、1学期26単位
	2～4年次	年間46単位、1学期24単位 ※前年度のGPAが3.1以上の者は、年間50単位、1学期26単位
獣医学群	全学年	年間48単位、1学期26単位

ただし、学外農場実習、博物館実習および教職課程教育科目については、履修制限から除外します。

・履修者数が10名未満の選択科目は、当該年度の開講を取り止め、隔年開講とする場合があります。

・学類ごとに様々な履修制限や履修条件がありますので、詳細は後述にある「授業科目履修年次配当表」の備考を参照してください。

・その他の科目でも、講義計画等により履修者を制限する場合がありますので、ガイダンスの際に確認してください。

◎卒業年次の学生は、年度始めの履修登録時に以下の点を必ず確認してください。

①卒業に必要な単位数が十分ありますか。

②単位未修得の必修科目はありませんか。

③各資格の取得を希望する者は、必要要件科目が揃っていますか。

※成績・履修に関して不明な点、質問等があれば教務課に問い合わせてください。

(5) 履修登録の変更

履修登録変更期間は後学期授業開始前（9月中旬頃）に設定しています。登録科目の変更・取り消しはこの期間に必ず行ってください。この期間以外は認めません。

また、前学期の成績結果を確認のうえ、卒業及び進級要件に単位が満たなかった場合、必ずこの期間に履修登録の追加をしてください。ただし、単位数は履修制限単位を超えての追加登録はできません。

なお、授業期間開始後に履修取消のみ申請できる期間が設けられる場合があります。履修取消できる科目には制限がありますので、詳細は教務課からの案内に従ってください。

(6) 既修得単位の認定

本学への入学以前に、他の大学・短期大学等で修得した単位等を認定することがあります。認定希望者は定められた期日までに、申請書類を教務課まで提出してください。

詳細は「酪農学園大学入学前の既修得単位の単位認定に関する規程（111頁参照）を確認してください。
※教職課程履修希望者は、認定科目を教職課程の単位として使用できない場合があるので、あらかじめ教務課に確認してください。

※資格取得の要件となっている科目の単位認定を希望する場合は、事前に要件を確認したうえで申請してください。

(7) 大学以外の教育施設等における単位認定（農食環境学群対象）

入学前に取得した英語の学修（TOEICやTOEFL等）については、規程で定めるところにより本学における授業科目の履修とみなし、単位を修得することができます。

学修単位の認定を希望する学生は、指定された期日までに申請書類を教務課に提出してください。

詳細は「酪農学園大学大学以外の教育施設等における学修の取扱いに関する規程」（110頁参照）を確認してください。

詳しくは教務課にお問い合わせください。

(8) 他学群他学類科目の履修

本学では、他学類の授業科目を履修し、単位を修得することができます。学類によっては、修得した単位を卒業必要単位数に算入することができます。

1. 対象となる授業科目

対象科目は、各学類の専門教育の演習、実験、実習科目を除いた講義科目としますが、学外農場実習は対象とします。ただし、食と健康学類の管理栄養士コースの科目は他学類科目として受講することができません。また、互いの学類で同一名称とみなされる科目は履修できません。

2. 履修できる単位数

履修できる他学類授業科目の単位数は、1年度に10単位以内、在学中に40単位以内までと定めています。他学類の授業科目を履修しようとする学生は、履修制限、進級要件および卒業要件単位数等を十分勘案のうえ、無理のない履修計画を立てるようにしてください。

3. 履修登録期間

他学類授業科目の履修登録期間は、通常の授業科目の履修登録期間と同一です。UNIPAで登録できませんので、教務課にご相談ください。なお、履修登録後に変更はできませんので慎重に行ってください。

4. 履修人数の制限

それぞれの授業科目の他学類からの受講に対する人数制限の内容は、別途掲示で通知します。あらかじめ人数制限の明示がない授業科目であっても、教室収容数等の条件でやむを得ず人数制限を実施する場合がありますので、その場合は担当教員、あるいは教務課の指示に従ってください。

(9) 札幌圏大学・短期大学間単位互換協定 (Green Campus)

札幌圏の大学・短期大学間の交流と協力を促進し、幅広い学修機会の提供と一層の教育内容の充実を図るために、道内私立大学・短期大学間の協定としては最大規模となる単位互換協定が2002年4月より実施されています。発足時は本学を含めた4大学・2短期大学でスタートしましたが、現在は11大学・3短期大学（酪農学園大学、札幌学院大学、北星学園大学、北星学園大学短期大学部、北翔大学、北翔大学短期大学部、札幌大学、札幌国際大学、札幌国際大学短期大学部、東海大学、藤女子大学、北海道科学大学、北海道情報大学、北海道文教大学）間で実施され、本学では農食環境学群開講科目が対象となっています。実際の手続等詳細については、掲示・UNIPAによって連絡されます。（4月・9月）

対 象：「特別科目等履修生」として、各大学・短大とも2年次以上の学生が選択履修。

科 目 内 容：主として専門科目を予定（科目数約700科目）。

履修単位数：履修できる単位数は年間10単位まで、所属大学の履修単位として認定できる。

施 設 利 用：各大学・短大とも図書館の利用が可能。

学 費：相互に徴収しない。ただし、実験・実習・演習費は徴収する場合がある。

派遣の制限：①申込時点で進級判定が「進級見込」であること。

②礼拝の時間（火曜日10：40～12：10）と同時間にある他大学の講義は履修できません。

(10) 資格取得に関する履修

- ①教育職員免許状の取得を希望する学生は、卒業必要単位数のほかに教職課程の単位を修得しなければなりませんので、「教職課程」（32頁参照）による教職課程登録が必要となります。
- ②その他資格取得に関わるものとして、食品衛生管理者及び食品衛生監視員、フードスペシャリスト、飼料製造管理者、鳥獣管理士、シカ捕獲認証資格等がありますが、それぞれ資格に関する履修条件や手続等が必要となります。

4. 授 業

(1) 授業期間

1年間の授業を行う期間は、定期試験その他学校行事を含め35週にわたることを原則としています。学期は、前学期と後学期の2学期に分かれており、授業科目は前学期あるいは後学期で終了する半期科目と1年間にわたる通年科目に分けられ、おおむね半期科目が15週、通年科目が30週あります。

(2) 授業時間

授業時間は1時限45分で、原則として1日10時限で構成され、11～12時限は主に補講に用いられます。1回の講義は通常2時限（90分）、実験・実習は3時限（135分）で実施されます。

時 限	時 間	時 限	時 間	時 限	時 間
第 1 時 限	9 : 00～9 : 45	第 5 時 限	13 : 00～13 : 45	第 9 時 限	16 : 20～17 : 05
第 2 時 限	9 : 45～10 : 30	第 6 時 限	13 : 45～14 : 30	第 10 時 限	17 : 05～17 : 50
第 3 時 限	10 : 40～11 : 25	第 7 時 限	14 : 40～15 : 25	第 11 時 限	18 : 00～18 : 45
第 4 時 限	11 : 25～12 : 10	第 8 時 限	15 : 25～16 : 10	第 12 時 限	18 : 45～19 : 30

(3) 授業科目

授業科目、単位数並びに開講年次は、各学群履修規程別表Ⅰ「授業科目履修年次配当表」のとおりです。また、年度始めごとに授業時間割表が配布されますので、授業科目が開講されている曜日・時限・教室・担当教員を確認し、各自の履修計画にそって自分の時間割表の作成や履修登録をするようにしてください。

(4) 出席数

授業への出席は、単位修得のための基本であり、出席数が足りないと試験を受験しても単位を修得できない場合があります。講義については授業時間総数の3分の2未満の出席の授業科目、実験・実習・演習及び体育実技については授業時間総数の5分の4未満の出席の授業科目は、受験資格を失い、単位が認定されません。授業の出席状況は、日頃から各自で管理し、十分把握しておきましょう。

教務課では、春と秋に履修している科目の出席状況を調査し、単位修得や進級・卒業が心配される学生には注意を喚起するとともに、状況によっては保証人に出席状況等をお知らせする場合があります。

(5) 欠席届

病気・怪我、交通機関の遅延・事故等やむを得ない事由で授業を欠席するときは、教務課窓口へ備え付けの欠席届または、eラーニング【教務課からのお知らせ（学生向け）】の【申請・証明書関係】からダウンロードし、必要事項を記入の上、科目担当教員に提出してください。欠席届は、欠席する授業科目1科目につき1枚必要です。

会社訪問や採用試験等の就職活動のために授業を欠席する場合は、キャリアセンターで「就職活動による欠席届」の交付を受けて提出してください。また、入院のため欠席届の提出ができない場合は、教務課へ電話またはメールで連絡をしてください。状況によっては、教務課より欠席の理由を各科目担当教員に連絡します。

これらの欠席は、あくまで欠席としてカウントされますが、社会通念上やむを得ない事情については、無断欠席とまったく意味が異なります。

■欠席届の提出手順

①教務課または、eラーニングより欠席届を取得する（1科目につき1枚）



②欠席した授業の科目担当教員に欠席届を提出する

■就職活動による欠席届

①キャリアセンターに就職活動報告書（公務員や教員採用試験の場合は受験報告書）を提出する



②欠席日と欠席科目数をキャリアセンターで確認後、欠席届を交付

※就職活動後1週間以内に届出を行うこととし、遠隔地の場合、活動に係る移動は前後1日分のみとし、滞在日分は交付しない。



③欠席した授業の科目担当教員に欠席届を提出する

(6) 公認欠席

学外で行われる教育課程（ゼミ調査、各種実習等）および課外活動（運動部、文化部等大学を代表して出場する場合）、その他（忌引き、学校保健安全法第19条に基づく出席停止）で授業を欠席するときには、公認欠席として認められる場合があります。公認欠席として認められた場合は、欠席した授業時間は授業時間総数に含めません。なお、公認欠席は1つの授業科目につき、全授業回数の3分の1までと定められています。また、期限までに申請がない場合、事後の申請は認められません。ただし、やむを得ず期限内に申請できない場合は、事前または申請期限内に電話等で連絡があった場合に限り認められることがあります。欠席の間も授業は行われていますので各自の責任において補習してください。

①教育課程の公認欠席は、原則として次の場合に限り認められ、手続きは教務課窓口で行います。なお、学事暦で定める定期試験期間内の適用は認められていません。

※獣医学群を除く

公認欠席に該当する理由		認定日数	申請期限
・ゼミ調査（専門ゼミナールⅠ・Ⅱ、卒業研究Ⅰ・Ⅱ、研究発表）		年間7授業日以内 （本事由による公認欠席は1授業科目につき2回までとする）	調査の初日（移動日がある場合は移動日）の7日前まで
学外農場実習		年間14日以内	実習の初日（移動日がある場合は移動日）の7日前まで
・実践農学実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ（循環農学類）、海外自然環境実習 ・キャリア実習 ・食料農業農村調査実習（循環農学類） ・給食管理実習Ⅱ、臨床栄養学実習Ⅰ、臨床栄養学実習Ⅱ、公衆栄養学実習Ⅱ（食と健康学類管理栄養士コース）		各年間7授業日以内 （本事由による公認欠席は1授業科目につき2回までとする）	実習の初日（移動日がある場合は移動日）の7日前まで
教職に関する実習	① 教育実習（事前打ち合わせを含む）	年間14日以内 （遠隔地は前後各1日を加える。また実習校の都合で延長した場合の日数も加える）	実習の初日（移動日がある場合は移動日）の7日前まで
	② 介護等体験（特別支援学校）	年間2日以内 （遠隔地は前後各1日を加える）	実習の初日（移動日がある場合は移動日）の7日前まで
	③ 介護等体験（社会福祉施設）	年間5日以内 （遠隔地は前後各1日を加える）	実習の初日（移動日がある場合は移動日）の7日前まで

- ②課外活動で授業を欠席する場合は、次の場合に限り公認欠席（前・後学期各1回同一の大会に限り、6授業日以内、同一曜日の重複は認めない）が認められます。手続きは、学生支援課窓口で行います。ただし、正課の授業が優先されますので、申請内容が変更される場合や、理由によっては許可されない場合があります。なお、学事暦で定める定期試験期間内の適用は認められていません。

公認欠席に該当する理由	認定日数	申請期限
<ul style="list-style-type: none"> ・運動部等で対学校試合等、大学を代表して出場する場合 ・文化部等で大学を代表して出席する場合 ・学生会役員で会合に出席する場合 	各学期1回、6授業日以内 ※同一曜日の重複は認めない。 ※準備、後片付け、見学会、調査等は、認めない。	大会等の初日（移動日がある場合は移動日）の7日前まで

- ③その他に忌引きや学校保健安全法第19条に基づく出席停止に該当する場合は、次の場合に限り公認欠席が認められます。手続きは教務課窓口で行います。

公認欠席に該当する理由	認定日数	申請期限
忌引き（2親等以内の親族）	年間7授業日以内 （本事由による公認欠席は1授業科目につき1回までとする）	葬儀終了後7日以内
学校保健安全法第19条に基づく出席停止	学校保健安全法施行規則第19条に定める出席停止の期間	登校許可が出た日から5日以内

公認欠席の届け出の手順

①教育課程（教務課）

a. ゼミ調査

ゼミ担当教員が調査の初日（移動日がある場合は移動日から）の7日前までに公認欠席学生名簿「(正) 公認欠席願」を教務課に提出



教育センター教務担当部長押印済み「公認欠席願（教育課程）」をゼミ担当教員を通じ各学生に配付



学生本人は「公認欠席願（教育課程）」に必要事項を記入し、原則14日以内に欠席した科目担当教員に提出

b. 学外実習等

教務課において、実習期間等を確認したうえで、教育センター教務担当部長押印済み「公認欠席願（教育課程）」の交付を教務課窓口で受ける



学生本人は「公認欠席願（教育課程）」に必要事項を記入し、原則14日以内に欠席する科目担当教員に提出

②課外活動（学生支援課）

団体代表者が大会参加届と「(外) 公認欠席願」を大会等の初日（移動日がある場合は移動日から）の7日前までに学生支援課に提出



教育センター学生支援担当部長押印済み「公認欠席願（課外活動）」を学生支援課より団体代表者に配付（提出からおおむね一週間で配付）



団体代表者は各学生に配付し、原則14日以内に学生本人は「公認欠席願（課外活動）」に提出日を記入し、欠席する科目担当教員に提出

*学生支援課窓口での手続きはすべて団体代表者が取りまとめて行います。

③その他（教務課）

a. 忌引き（2親等以内の親族）

学生本人が、葬儀終了後1週間以内に「公認欠席願（忌引き）」と会葬礼状の写しまたは保証人の証明を教務課に提出



教育センター教務担当部長押印済み「公認欠席願（教育課程）」の交付を教務課窓口で受ける



学生本人は「公認欠席願（教育課程）」に必要事項を記入し、原則14日以内に欠席した科目担当教員に提出

b. 学校保健安全法第19条に基づく出席停止

学生本人が、登校許可が出た日から5日以内に以下のいずれかの証明書類を医務室に提出し、学校医の証明を受ける

<証明書類>

- ・医師の診断書（療養期間の記載があるもの）
- ・法定感染症病状証明書（本学指定様式）
- ・医療機関受診証明書（本学指定様式）
- ・治療費領収書と薬の処方箋（日付の記載があるもの） 等

※「法定感染症病状証明書」「医療機関受診証明書」はeラーニング「教務課からのお知らせ」からダウンロードできます。
提出書類で病名が判断できない場合は、追加書類を提出いただく場合があります。



「公認欠席願（出席停止）」に必要事項を記入し、医務室で交付された証明書類と共に教務課に提出



教育センター教務担当部長押印済み「公認欠席願（教育課程）」の交付を教務課窓口で受ける



学生本人は「公認欠席願（教育課程）」に必要事項を記入し、原則14日以内に欠席した科目担当教員に提出

(7) 休 講

学校行事または担当教員のやむを得ない理由により、授業を休講にすることがあります。このような場合は、事前に休講通知をします。また、急遽休講になった場合は、直接教室にて連絡します。

なお、授業が始まって20分以上経過しても担当教員が教室に来ない場合は、教務課へ連絡して指示を受けてください。

休講の通知方法は以下のとおりです。

- ・教務課の休講掲示板（中央館と学生サービスセンターをつなぐ渡り廊下）への掲示
- ・UNIPAより休講情報の配信

UNIPAでは皆さんが登録しているパソコン及び携帯電話等のメールアドレスへ配信します。

(8) 補 講

休講またはやむを得ない事情により授業時間数が不足した場合は、科目担当教員の判断でこれを補うための補講を行います。補講は学事暦で定められる予備日に実施されるほか、平日の11～12時限目や土曜日にも実施される場合がありますので、所定の掲示板及びUNIPAの情報等を注意深く見るようにしてください。

(9) 集中授業

授業科目の中には、あらかじめ定められた期間に連続して授業を行う科目がいくつかあります。これらの科目は事前に実施日程を周知しますので、UNIPA及び掲示板等で確認してください。

5. 試験および成績

授業科目の履修状況を評価し、単位を認定するために試験を行います。試験を受けなければ単位の認定を受けることはできません。ここでは、試験の種類、方法、受験資格、試験に関する注意、試験の結果はどのようにして知らせるかなどについて説明してありますので、よく読んでください。

(1) 試験の種類

1. 定期試験

定期試験は、学事暦に設定される試験期間に行う場合と、平常授業中に行う場合があります。教務課で事前に各科目担当教員に対して調査を行い、試験期間に行う科目については「試験時間割」を掲示及びUNIPAで発表します。なお、平常授業中に試験を行う科目については、授業に出席し科目担当教員の指示にしたがってください。

2. 平常試験

平常試験は、定期試験以外に科目担当教員が必要に応じて授業中に行う試験です。授業中、または掲示・UNIPAによって連絡されますので、聞き漏らしや見落としのないよう注意してください。

3. 追試験

受験資格のある者が、定期試験当日にやむを得ない事由（病気、就職試験、家族等の不幸、災害、火災の事故等）のため、受験できなかった場合に実施します。追試験を受験しようとする場合は、欠席の事由を証明する書類等を速やかに（7日以内）教務課に提出し、追試験受験の許可を受けなければなりません。追試験は原則として、定期試験後10日以内に実施されます。受験手続きを怠った場合は、受験することはできませんし、単位の認定もされませんので注意してください。

追試験を認める欠席事由と添付提出書類は次のとおり。

- ①忌引き（2親等以内の親族）の場合（会葬礼状の写しまたは保証人の証明添付）
- ②病気・怪我による場合（医師の診断書、法定感染症病状証明書、医療機関受診証明書または治療費領収書を添付）
※受診日または入院療養等に要した期間が試験日を含む証明書であること。ただし、治療費領収書の場合は受診日のみ有効
- ③交通機関の事故による場合（遅延証明書または運休証明書を添付）
- ④就職試験による場合（試験の日時を証明する書類添付）
- ⑤その他災害等やむなき事由による場合（証明する書類添付）

なお、本人の不注意による試験の欠席、証明書類がない場合、または自家用車で通学する学生が事故や渋滞等で試験を欠席したような場合は、追試験の対象となりません。なるべく公共交通機関を利用してください。

※追試験と再試験は違います。再試験は、定期試験の結果不合格となった者に対して行う試験で、科目担当教員の判断で実施の有無及び対象学生を決めますので、必ず実施されるとは限りません。

(2) 試験方法

試験は、筆答試験の他にレポート、論文等があります。筆答試験は通常60分で行われますが、科目によっては60分を超える時間で行うこともあります。また、実験・実習・実技等の科目にあっては成績考査をもって試験成績とみなすこともあります。

(3) 試験の時間割

試験期間に行う科目については、試験時間割を試験開始10日以前に掲示及びUNIPAで発表します。試

験に関する時間割は、平常授業時間割の曜日・時間帯・教室と異なる場合がありますので、発表された試験時間割は特に注意してください。また、試験時間割に変更が生じた場合は、発表済みの試験時間割等に変更・修正を行いますので、受験前に必ず再確認してください。

(4) 受験資格

受験資格は次のとおりとし、受験資格のない者は試験を受けることができません。

- ①当該授業科目を履修登録していること。
- ②講義科目については、授業時間総数の3分の2以上出席していること。
- ③実験科目、実習科目、演習科目および体育実技については、授業時間総数の5分の4以上出席していること。
- ④追試験については追試験票の交付を受けていること。
- ⑤学生証を所持していること（試験当日、学生証を忘れたときは、ただちに学生支援課で指定身分証明書（有料100円・当日のみ有効）の交付を受けて受験してください。なお、試験期間中に1回しか発行されませんので、試験前日から学生証を準備し、忘れないよう心掛けることが大切です）。
- ⑥当該学期の学納金を納付していること。または、学納金未納の場合は、納付についての確約書が提出されていること。

(5) 試験に関する注意

- ①受験中は、学生証の表面を上にして机上の見やすい位置に置いてください。
 - ②持ち込み許可のないノートやテキスト類及び携帯電話等は、カバン等にしまってください。
 - ③試験開始後20分を経過した後は、試験場に入場できません。
 - ④試験開始後25分間は退場できません。
 - ⑤学類（コース）、学年、クラス、学籍番号、氏名の記入のない答案用紙は無効となります。
 - ⑥試験場では、試験監督者の指示に従わなければなりません。
 - ⑦試験において不正行為をした者は、ただちに受験停止のうえ、厳重な処分をします。
- ※遠隔試験を実施する場合、注意事項は別途お知らせします。

(6) レポート・論文等の提出

レポート・論文等の提出による試験の場合は、指定期間に指定された場所へ提出してください。指定場所が教務課の場合は、教務課前のレポートボックスへ投函してください。指定期間以外の提出は受理しません。提出期間を過ぎて未提出の場合は、試験欠席と同じ扱いとなります。レポート提出の際は必ず、①指定された様式で作成し、②表紙をつけ（表紙には授業科目・担当教員・テーマ・学類（コース）・学年・クラス・学籍番号・氏名を明記）、提出するようにしてください。

(7) 成績評価とGPA制度

1. 成績評価

授業科目の成績評価基準は、各科目のシラバスに記載されています。試験の成績は60点以上を合格とし、その成績はS、A、B、C、DおよびP、Fの7種の評語で表示します。また、受験資格がないものは×、編入学や入学前の既修得単位等の振替認定科目は「認」で表示します。

成績評語基準は次のとおり。

合格 S (100～90点)、A (89～80点)、B (79～70点)、C (69～60点)、P (「建学原論」、「健土健民入門実習」、「健土健民・獣医学入門実習」、「基礎演習」、「キャリアベーシック」、「キャリアデザインI」、「キャリアデザインII」、「学外農場実習」の合格)

不合格 D (59点以下および試験欠席)、F (「建学原論」、「健土健民入門実習」、「健土健民・獣医学入門実習」、「基礎演習」、「キャリアベーシック」、「キャリアデザインI」、「キャリアデザイ

ンⅡ]、「学外農場実習」の不合格)、×(受験不可)

2. GPA制度

本学では、履修した全科目の成績の平均を数値で表したGPA (Grade Point Average/グレード・ポイント・アベレージの略) を算出し、自らの学業成績を的確に把握し計画的な履修に役立てるよう指導しています。このGPAは、合格した科目だけでなく、不合格や受験不可の科目も成績算出対象となるのが大きな特徴のひとつです。したがって、自分自身の履修(履修登録を含む)に対して、より真剣に取り組むことが求められます。

*GPAの主な内容

GPAは学生が履修した全科目の成績の平均を数値で表したもので、学期ごとのGPAと入学時から通算の累積GPAの2つのGPAが算出されます。

本学が導入するGPAの算出式は下記に示すとおりです。

- ①試験得点に応じて5段階(4.0、3.0、2.0、1.0、0)の数値(グレード・ポイント)を設定します。なお、受講を途中でやめた科目や不合格となった科目はグレード・ポイントが0点となります。
- ②各履修科目のグレード・ポイントに、科目の単位数をかけた値を全履修科目分合算し、その値を全履修科目の単位数の合計で割ったものがGPAとなります。

・GPAの算出式

$$GPA = \frac{(\text{履修科目}(\ast) \text{ グレード・ポイント} \times \text{単位数}) \text{ の総和}}{\text{履修科目}(\ast) \text{ 単位数の総和}}$$

※不合格科目を含む。ただし、「建学原論」、「健土健民入門実習」、「健土健民・獣医学入門実習」、「基礎演習」、「キャリアベーシック」、「キャリアデザインⅠ」、「キャリアデザインⅡ」、「学外農場実習」および教職課程教育科目は対象外。

・成績評価基準とグレード・ポイント

評 価	得 点	グレード・ポイント	
合 格	S	100~90	4.0
	A	89~80	3.0
	B	79~70	2.0
	C	69~60	1.0
	P	—	対象外
認 定	認	認定	対象外
不 合 格	D	59~0	0
		試験欠席	0
	×	受験不可	0
	F	—	対象外

3. GPAによる指導等

- ①2学期連続してGPAが1.0未満の者については、学生担当教員(アドバイザーまたは研究室指導教員)と連携のもと、学類長より指導・助言を行います。
- ②3学期連続してGPAが1.0未満の者については、学生担当教員(アドバイザーまたは研究室指導教員)と協議した上で、学群長より退学勧告を行います。
- ③前項の規定により退学した者が、科目等履修生として履修した科目を算入して累積GPAが1.0以上に改善し、再入学を願い出た場合には、教授会の議を経て、退学時の学年学期の次学期に再入学を許可することができます。

(8) 成績発表

- ①成績は、成績閲覧開始後に、UNIPAから確認することができます。
前学期は、9月上旬にUNIPAで成績の開示を行い、9月下旬に保証人へ成績通知書を送付します。
後学期は、2月下旬～3月上旬にUNIPAで成績の開示を行い、3月下旬に保証人へ成績通知書を送付します。
- ②通年科目で前学期末に中間試験があった場合は、その成績は後学期に発表される成績に加味されますので、後学期の成績と一緒に評価が発表されます。
- ③成績は、当期修得した科目分だけではなく、1年次から修得したすべての科目の評価及び単位数が記載されています。各自の修得経過・状況をよく確認のうえ、次期の履修登録の参考にしてください。

(9) 成績に対する質問

当該学期の成績評価について、次の場合に限り、問い合わせを行うことができます。

- ・成績の誤記入等、明らかに担当教員の誤りと思われる場合
 - ・シラバス等で明示される成績評価方法から明らかに疑義があると思われる場合
- 問い合わせについては、成績開示開始後「成績に関する問い合わせ票」に必要事項を記入し、教務課へ提出してください。問い合わせ方法や期日については、別途教務課からの指示に従ってください。問い合わせへの回答は、原則として教務課を通して伝えます。

6. 進 級

(1) 農食環境学群の各学類進級要件

2年次終了時に、3年次への進級認定を行います。

食と健康学類管理栄養士コースは、1～3年次各終了時に、上級年次への進級認定を行います。

各年次終了時に履修規程で定められた単位数を修得していない者は留年となり、再度同学年で進級に必要な単位数を修得しなければなりません。また、休学により、各年次前学期・後学期の修学期間を満たしていない場合にも留年となります。

同学年で2回留年となった者には、当該年度末日をもって退学を勧告することがあります。ただし、休学による留年は対象としません。

循環農学類 食と健康学類（管理栄養士コース除く） 環境共生学類	2年次	62単位以上
---------------------------------------	-----	--------

食と健康学類 管理栄養士コース	1年次	1年次に開講する全ての必修科目数 (合計27科目)のうち、23科目以上修得
	2年次	2年次までに開講する全ての必修科目数 (合計46科目)のうち44科目以上修得
	3年次	3年次までに開講する全ての必修科目数 (合計66科目)のうち、64科目以上修得

留年することなく、卒業するためには、各学年終了時まで下記の単位数を修得することが望まれます。

以下は進級・卒業に向けて各年次での適正修得単位数を示します。この単位数は4年次での適正単位数確保を考慮して設定しています。

各年次に記載の単位数を修得できていない者は、上記内容を満たしていないことを保証人に報告し、担当教員（アドバイザーまたは研究室指導教員）との面談等の指導・助言を行います。

循環農学類 食と健康学類（管理栄養士コース除く） 環境共生学類	1年次	36単位以上
	2年次	72単位以上
	3年次	112単位以上

(2) 獣医学群の各学類進級要件

獣医学群においては各学年終了時に、上級年次への進級認定を行います。

各学年終了時に履修規程で定められた単位を修得していない者は留年となり、再度同学年で進級に必要な単位を修得しなければなりません。また、休学により、各年次前学期・後学期の修学期間を満たしていない場合にも留年となります。

同学年で2回留年となった者には、当該年度末日をもって退学を勧告します。ただし、休学による留年は対象としません。

(1年次進級要件)

獣医学類

科目区分	進 級 要 件
基 盤 教 育	必修科目、選択科目を合わせて14単位以上修得
専 門 基 礎 教 育	1年次に開講する全ての必修科目（合計19単位）のうち、15単位以上修得
専 門 教 育	

獣医保健看護学類

科目区分	進級要件
基盤教育	必修科目、選択科目を合わせて14単位以上修得
専門基礎教育	1年次に開講する全ての必修科目（合計17単位）のうち、13単位以上修得
専門教育	

(2年次進級認定)

獣医学類

科目区分	進級要件
基盤教育	必修科目を含め、卒業要件24単位以上修得
専門基礎教育	2年次までに開講する全ての必修科目（合計51単位）のうち、43単位以上修得
専門教育	
畜産関連	

獣医保健看護学類

科目区分	進級要件
基盤教育	必修科目を含め、卒業要件24単位以上修得
専門基礎教育	2年次までに開講する全ての必修科目（合計47単位）のうち、39単位以上修得
専門教育	
専修教育	

(3年次進級認定)

獣医学類

科目区分	進級要件
専門基礎教育	3年次までに開講する全ての必修科目（合計91単位）のうち、81単位以上修得
専門教育	
畜産関連	

獣医保健看護学類

科目区分	進級要件
専門基礎教育	3年次までに開講する全ての必修科目（合計82単位）のうち、73単位以上修得
専門教育	
専修教育	

(4年次進級認定)

獣医学類

科目区分	進級要件
専門基礎教育	4年次までに開講する全ての必修科目（合計134単位）を修得
専門教育	
専修教育	
畜産関連	

(5年次進級認定)

獣医学類

科目区分	進級要件
専門基礎教育	5年次までに開講する全ての必修科目（合計158単位）のうち、150単位以上修得
専門教育	
専修教育	
畜産関連	

7. 卒業及び学位

4年次終了時（獣医学類は6年次終了時）に卒業認定を行います。この時に学則に定める修業年限以上在学し、学則並びに履修規程に定める授業科目及び単位を修得し、卒業を認められた者には次の学士の学位が授与されます。

学 群	学 類	学 位 又 は 称 号
農 食 環 境 学 群	循 環 農 学 類	学 士（農 学）
	食 と 健 康 学 類	学 士（食 品 学）
	環 境 共 生 学 類	学 士（環 境 学）
獣 医 学 群	獣 医 学 類	学 士（獣 医 学）
	獣 医 保 健 看 護 学 類	学 士（獣 医 保 健 看 護 学）

8. 修業年限

(1) 修業年限と在学年限

大学に入学し、教育課程を修了するために必要な最小限の在学すべき年数を**修業年限**といいます。また、学生が修業年限を超えて在学できる年数を**在学年限**といい、学則第14条により修業年限の2倍を超えて在学することはできず、この在学年限を超えた者は学則第36条により除籍となります。

なお、在学年限には休学期間は算入しません。

① 農食環境学群の学生

修業年限は4年です。在学年限は休学期間を除いて8年以内です。

② 獣医学群の学生

獣医学類の修業年限は6年です。在学年限は休学期間を除いて12年以内です。

獣医保健看護学類の修業年限は4年です。在学年限は休学期間を除いて8年以内です。

獣医学群においては、同一学年の在学年数を3年以内とし、3年を超えて同一学年に在学することができません。

(2) 休学期間

一度の休学期間は原則として1年以内とし、通算して4年を超えることはできません。この休学期間を超えた場合は学則第36条により除籍となります。

(3) 休学・退学時期と単位認定

休学・退学の期日が、学期の中途になる場合は、当該学期中の履修科目の単位認定は行われません。

9. 教務確認事項

(1) 教務課の取扱業務

① 教務課取扱業務

- ◇カリキュラム、シラバス、履修に関すること
- ◇授業、試験、成績に関すること
- ◇進級・卒業、学籍管理に関すること
- ◇教職課程、その他資格取得に関すること
- ◇研究生、科目等履修生の受入に関すること
- ◇教室管理に関すること
- ◇各種証明書の発行他

② 教務課窓口取扱時間

平日（月～金曜日） 8：30～17：00

土曜日、日・祝祭日は原則窓口業務は行いません。

③ 本学への問い合わせ

学生の電話による照会や、保護者や友人等からの学生呼び出しについては一切応じません。また、友人・知人からの学生の連絡先の問い合わせについても、個人情報保護の観点から一切お答えしません。

(2) 証明書交付申込み

証明書（成績証明書、在学証明書等）の発行申請方法は2通りあります。

【教務課窓口での申請】

- ① 教務課前にある証紙自動販売機（平日16：45まで）で証明書料金の証紙を購入
- ② 「教育センター教務課証明書申込書（A）」（緑色）に証紙を貼付し教務課窓口へ提出
- ③ 学生証提示の上、証明書の交付を受ける（証明書の種類によって発行に日数を要します。）

【証明書発行サービスでの申請（Web申請）】

遠隔地からも証明書発行申請ができます。利用方法等の詳細については、酪農学園大学HP「各種証明書」（<https://www.rakuno.ac.jp/life/certificate.html>）にて、確認してください。

※証明書の種類によっては発行に日数を要します。また、卒業見込証明書は、教務課において履修登録が確実に Rowe 卒業見込となっているか確認してからの発行となります。

(3) 学生への連絡と掲示

学生への通知・連絡は、直接口頭でお知らせする以外は掲示・UNIPAより行います。休講、補講、教室変更、時間変更、または手続書類不備の呼出し等の緊急を要することなどをお知らせしますので、必ず掲示板・UNIPAの情報を確認する習慣をつけてください。一度それらによってお伝えした事項については周知されたものとして取り扱いますので、掲示・UNIPAの情報を確認しないことで不都合や不利益を受けることがないように、十分注意してください。

掲示につきまして、教務課、学生支援課、キャリアセンター等からの通知や連絡は学生サービスセンターと中央館の「渡り廊下掲示板」に掲示されます。

その他各館の建物1階にも掲示板がありますので、日頃から確認するようにしてください。

(4) 学生または保証人の住所等変更の届出

学生本人や保証人の住所、電話番号等に変更が生じた場合は、速やかに以下の要領で変更手続きを行ってください。(3)のとおり、学生への通知や連絡はUNIPA・掲示板等で行いますが、修学指導上で緊急を要する場合は学生本人に直接連絡をとる場合もありますので、連絡がつかず不利益を受けることがないよう届け出は確実に行ってください。

- ・学生本人の現住所・電話番号等を変更する場合は、速やかにUNIPAの「学籍情報変更申請」より変更申請を行ってください。
- ・学生本人の改姓・改名、保証人の現住所・電話番号等の変更、または保証人を変更する場合は、「入学誓書に関する変更届」を速やかに教務課窓口へ提出してください。

(5) 学生個人情報

①個人情報の保護と利用

2005年4月1日より「個人情報保護法」が完全施行され、本学では学生個人情報保護に関する学内規程を制定し、個人情報の収集・管理・利用・開示・提供について技術的、組織的な対策を講じるとともに、教職員に対する全学的な教育・啓蒙活動を通じて個人情報の適正な利用に努めています。みなさんの個人情報については、厳重に保護し、漏洩等が無いようにしっかり管理し、みなさんの教育学習機会を妨げることなく、円滑で有意義な大学生活を過ごせるように教育研究及び学生支援に必要な業務を遂行するために利用することになります。なお、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について本人に通知又は公表します。

②学業成績等の保証人への提供

本学では、保証人（ご父母様等）と連携した個別修学指導を教育運営上有益な取り組みと考えており、学期末の成績が確定した段階で保証人宛に「成績通知表」を送付し、修学状況に関する問い合わせや相談等に応じています。しかしながら、個人情報の保護に関する法律に従い、学生本人が同意しない場合には学業成績、修学状況等に関する情報を保証人にお伝えすることはできません。

③掲示及びUNIPAにおける表記

学生への通知・連絡は、直接口頭でお知らせする以外は基本的にはUNIPA・掲示板によって行われます。掲示板での掲示により個人を特定して呼び出す場合、試験結果や再試験の連絡、及びレポート提出連絡については基本的に学籍番号のみの表示にて行います。

(6) オフィスアワー

オフィスアワーとは、授業・履修相談及び学生生活等に関する学生からの質問・相談等に応じるための時間として、教員が示す特定の時間帯の事です。その時間帯であれば、基本的に予約無しで研究室を訪問することができます。実施期間は通常の授業実施日となり、年末年始、夏休み、春休み、定期試験期間等は実施されません。

教員は、出張、会議、学内での役職業務、学外での実習や研究活動で、不在となることも多くありますので、確実に面談するためにも教員への事前連絡（メール、電話）による予約をとることを勧めます。

なお、非常勤講師が担当する授業科目に対して質問がある場合は、授業の前後または非常勤講師室（学生サービスセンター2階）において相談をすることができます。

手順

- ① UNIPAの「学内サイト」より「オフィスアワー」を確認する
- ② 相談を希望する教員の実施時間を確認し、特記事項（事前連絡など）があればその指示に従う
- ③ 指定された時間帯に訪問する

Ⅲ 資格等

1. 教職課程

(1) 教職課程とは

学校の先生になりたいと考えている学生は、教育職員免許法に定める教育職員免許状を取得して、学校教育法に定める学校（小学校・中学校・高等学校等）の教育職員（教諭等）にならなければなりません。

本学の農食環境学群（管理栄養士コースを除く）では、教育職員免許状取得に必要な科目を履修できるように教職課程を開設しています。教育職員免許状取得のためには、卒業に必要な単位数を修得するとともに、教職課程の単位を修得する必要があります。

教員は専門職であり、他の仕事にはない独自の任務があり、教職課程は教員としての基礎的能力の養成を目指すものです。そのための教育内容・指導等はとても厳しいものとなりますので、教職課程の履修を希望する学生は、なぜ教職課程を履修したいのかを深く考えてから履修してください（詳細は別途ガイダンスで説明します）。

(2) 教職コースとは

本学では教員免許を取得する方法としては、各学類コースに所属しながら教職課程に登録して免許を取得する方法と、教員養成を目的とした「教職コース」に所属して免許を取得する方法の2つがあります。このうち「教職コース」は、酪農学園大学の実学教育の特色を活かしながら実践的でコミュニケーション能力の豊かな教員を養成することを目的として、「循環農学類」と「食と健康学類」に設置されたコースです。教職コースは、卒業時に農業科の免許が取得できる仕組みになっており、さらに理科（中学・高校）または社会科・公民科の複数の免許を取得することで、農を基盤としながら幅広い領域に対応できる教員を目指すことが可能です。

教職コース生と教職課程生との違い

項目	教職コース生	教職課程生
受講科目	教職コース専門科目（教職応用演習、教職インターンシップ等）を優先的に受講可能	左記科目については、受講年次・人数による制限がかかることがある
卒業要件単位	教職課程教育科目などの約30～40単位分が卒業要件に加算	教職課程教育科目については、卒業要件に含まれない
研究室・卒論	3年次から教職センター担当教員の研究室に所属して卒業研究の指導も受ける	3年次から学類担当教員または教職センター担当教員の研究室に所属して卒業研究の指導も受ける
教育実習	3年生の前学期に履修	4年生の前学期に履修
その他	周りのコース生全員が教員採用試験合格を目指す学習環境	教員採用試験を受験しない多様な学生も交えた学習環境

(3) 本学で取得できる教育職員免許状

本学で取得できる教育職員免許状の種類および教科は次のとおりです。

学 群	学 類	免許状の種類	免 許 教 科	
農食環境学群	循環農学類	中学校教諭一種免許状	理 科	
		高等学校教諭一種免許状	理 科	
		中学校教諭一種免許状	社 会	
		高等学校教諭一種免許状	公 民	
		高等学校教諭一種免許状	農 業	
		中学校教諭一種免許状	理 科	
	食と健康学類	高等学校教諭一種免許状	理 科	
		中学校教諭一種免許状	社 会	
		高等学校教諭一種免許状	公 民	
		高等学校教諭一種免許状	農 業	
		環境共生学類	中学校教諭一種免許状	理 科
			高等学校教諭一種免許状	理 科

(4) 教育職員免許状取得までの4年間の流れ

本学の教職課程の科目の中には、1年次前学期に開講されている科目もありますので、よく注意して履修登録を行なってください。※下記の予定は変更となる場合もありますので注意してください。

学年	教職コース生	教職課程生
1年次	<ul style="list-style-type: none"> 履修登録（4月） 教職課程登録ガイダンス（7月） 教職課程登録受付（7月） 教育実習内諾交渉資格の審査（3月） 	<ul style="list-style-type: none"> 履修登録（4月） 教職課程登録ガイダンス（7月） 教職課程登録受付（7月）
2年次	<ul style="list-style-type: none"> 教職課程科目履修登録（4月） 介護等体験及び教育実習内諾交渉ガイダンス（4月） 介護等体験（中学一種免許状取得希望者） 教育実習履修資格の審査（3月） 	<ul style="list-style-type: none"> 教職課程科目履修登録（4月） 教育実習内諾交渉資格の審査（3月）
3年次	<ul style="list-style-type: none"> 教職課程科目履修登録（4月） 教育実習ガイダンス（4月下旬） 教育実習（5～11月） 	<ul style="list-style-type: none"> 教職課程科目履修登録（4月） 介護等体験及び教育実習内諾交渉ガイダンス（4月） 介護等体験（中学一種免許状取得希望者） 教育実習履修資格の審査（3月）
4年次	<ul style="list-style-type: none"> 教職課程科目履修登録（4月） 教員免許状一括申請ガイダンス（12月中旬） 教員免許状授与式（3月卒業式同日） 	<ul style="list-style-type: none"> 教職課程科目履修登録（4月） 教育実習ガイダンス（4月下旬） 教育実習（5～11月） 教員免許状一括申請ガイダンス（12月中旬） 教員免許状授与式（3月卒業式同日）

(5) 教職課程登録申込みについて

①教職課程登録ガイダンス

教職課程登録に関するガイダンスは、7月に実施する予定です。詳しい日程等は、UNIPAや掲示板等でお知らせします。

②教職課程料：30,000円（申込み時のみ）

一度納付された教職課程料は一切返還できません。

(6) 教育職員免許状取得に必要な科目

教育職員免許状を取得するために必要な科目は、「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」、「教科及び教科の指導法に関する科目」、「大学が独自に設定する科目」に大別することができます。

本学ではこれらの4つの分野の科目を開講し、教育職員免許状を取得するために必要な単位を修得することになります。

1. 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

上記条文の内容に基づき、本学の各学類において修得すべき科目は以下の通りです。1年次より開講されている科目もありますので、教職課程の履修を考えている学生は必ず履修するようにしてください。

なお、表中の「必修・選択の別」は、免許状を取得するに際しての必修・選択の区分で、カリキュラム上の必修・選択区分ではありません。

学 類	免許法施行規則第66条の6に定める科目区分	単位数	左記に対応する本学開講の授業科目				備 考
			授業科目	必修・選択	単位数	開講年次	
(農食環境学群) 循環農学類 食と健康学類 環境共生学類	日本国憲法	2	日本国憲法	必修	2	1年前・後期	2科目より 1科目選択 必修
	体 育	2	体育実技Ⅰ	必修	1	1年前期	
			体育実技Ⅱ	選択	1	1年後期	
			運動の科学	選択	2	1年後期	
外国語コミュニケーション	2	英語Ⅰ	必修	2	1年前期		
		英語Ⅱ	必修	2	1年前期		
教理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2	情報処理基礎演習	必修	1	1年後期		
		情報処理演習	必修	1	2年前期		

2. 「教育の基礎的理解に関する科目等」

以下に記載されている科目は、卒業要件如何に関係なく、教職課程を履修する場合は必修科目となりますので、必ず履修してください。これらを修得していないと、免許状を取得することができなくなりますので、十分に注意してください。

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する本学開講の授業科目				
科目	各科目に含める必要事項	単位数	授業科目	必修・選択	単位数	開講年次	
						課程生	コース生
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育原理	必修	2	1年後期	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教職入門	必修	2	1年前期	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育社会学	必修	2	3年後期	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学	必修	2	1年後期	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育論	必修	2	2年前期	
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む）		教育課程論	必修	2	2年後期	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	中10 高8	道徳教育指導論	中学のみ必修	2	3年後期	
	総合的な学習（探究）の時間の指導法		総合的な学習の時間の指導法	必修	2	3年後期	
	特別活動の指導法		特別活動論	必修	2	3年前期	
	教育の方法及び技術		教育方法・ICT活用論	必修	2	2年前期	
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法						
	生徒指導の理論及び方法		生徒・進路指導論	必修	2	2年前期	
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法						
教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談論	必修	2	2年後期			
教育実践に関する科目	教育実習 ^(※1)	中7 高5	教育実習（中・高1免） 教育実習（高1免） （事前・事後指導含む）	必修	中5 高3	4年前期	3年前期
	教職実践演習		教職実践演習（中・高1免）	必修	2	4年後期	

※コース生、課程生ともに履修ガイドに記載されている別表Ⅰの「教職課程教育」は履修制限から除外されます。

（※1）中一種免取得者、中高一種免取得者は5単位必修。高一種免取得者は3単位必修。

3. 「教科及び教科の指導法に関する科目」

この科目は、教科内容の背景となる専門的な知識及び技能を修得するために設けられている科目と位置づけられていますので、学類の免許教科によっても修得しなければならない科目が異なってきます。これは、免許法第4条別表第1及び第5条別表第1に明示されているものです。教科及び教科の指導法に関する科目は、後のページで学類の免許教科ごとに表にしてあります（開講年次については、変更となる場合があります）。

【学類、免許教科別の表の見方について】

- ①各学類のカリキュラム上の必修科目の開設状況により、教科に関する科目の最低修得単位数は学類によって異なっています。
- ②教科が同じであっても、専門科目が異なりますので、他学類での受講はできません。
- ③○印の科目は、卒業必要単位数には含まれませんので注意してください。

4. 「大学が独自に設定する科目」

本学では「大学が独自に設定する科目」を開講しております。必ず履修して修得しなければならないというものではありませんが、次に掲げる科目を修得した場合は「大学が独自に設定する科目」の単位として認められます。

（循環農学類、食と健康学類のみ開講）

学 類 名	免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する開設授業科目		
		授業科目（単位数）	必修・選択の区分	開講年次
循環農学類 食と健康学類	大学が独自に設定する科目	教職インターンシップ(2)	選 択	2年前期
		教職応用演習Ⅰ(1)	選 択	2年前期
		教職応用演習Ⅱ(1)	選 択	2年後期
		教職応用演習Ⅲ(1)	選 択	3年後期
		教職応用演習Ⅳ(1)	選 択	4年前期

※卒業要件単位数に算入される。ただし、教職コース専攻教育のため、教職コース以外の学生は4年次に履修登録が可能。

◆各学類における免許種別の最低修得単位数一覧

中学校教諭一種免許状

学 類 名	免許教科	教科及び教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	合 計
	免許法施行規則に定める単位数	28	27	4	59
循環農学類	理科	28	31	0	59
	社会	28	31	0	59
食と健康学類	理科	28	31	0	59
	社会	28	31	0	59
環境共生学類	理科	28	31	0	59

高等学校教諭一種免許状

学 類 名	免許教科	教科及び教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	合 計
	免許法施行規則に定める単位数	24	23	12	59
循環農学類	理科	32	27	0	59
	公民	32	27	0	59
	農業	32	27	0	59
食と健康学類	理科	32	27	0	59
	公民	32	27	0	59
	農業	32	27	0	59
環境共生学類	理科	32	27	0	59

「教科及び教科の指導法に関する科目」の学類・教科別の表

※開講授業科目が変更になる場合があります。

循環農学類：中学一種・高校一種免許状「理科」

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する本学開講の授業科目							
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	必修科目	単位数	開講年次		選択科目	単位数	開講年次	
				課程生	コース生				
教科及び関する教科の専門的指導法に関する科目	物理学	物理学	2	1年前・後期					
	物理学実験 〔コンピュータ活用を含む。〕	物理学実験	1	2年前・後期					
	化学	無機化学 有機化学	化学	2	1年前・後期		物理化学	2	2年前期
			分析化学	2	2年前期		食品化学	2	2年後期
			化学実験 〔コンピュータ活用を含む。〕	化学実験	1	1年前・後期			
	生物学	生物学	生物学	2	1年前・後期	生化学	2	2年前期	
						微生物学	2	2年前期	
						動物遺伝学	2	2年前期	
						植物生理学	2	2年前・後期	
						応用生化学	2	2年後期	
						生物分類学	2	2年前期	
						保全生物学	2	3年前期	
						動物形態機能学	2	2年前期	
生物地球化学						2	2年前期		
動物生態学						2	2年後期		
植物生態学						2	2年前期		
作物育種学	2	3年後期							
応用昆虫学	2	3年前期							
生物学実験 〔コンピュータ活用を含む。〕	生物学実験	1	1年前・後期						
地学	地学	2	1年前・後期		気象学の基礎	2	2年後期		
地学実験 〔コンピュータ活用を含む。〕	地学実験	1	2年前・後期						
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）		○理科教育法Ⅰ	2	3年前期	2年前期				
		○理科教育法Ⅱ	2	3年後期	2年後期				
		○理科教育法Ⅲ(※)	2	4年前期	3年前期				
		○理科教育法Ⅳ(※)	2	4年後期	3年後期				
最低修得単位数		中学一種 必修	24単位		中学一種 選択	4単位以上			
		高校一種 必修	20単位		高校一種 選択	12単位以上			

(※) 中学のみ必修

循環農学類：中学一種免許状「社会」

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する本学開講の授業科目							
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	必修科目	単位数	開講年次		選択科目	単位数	開講年次	
				課程生	コース生				
教科 科 及 び 教 科 の 指 導 法 に 関 す る 科 目	日本史・外国史	日本史	2	1	前期				
		世界史	2	1	後期				
	地理学（地誌を含む。）	地理学	2	1	前・後期				
		○地誌	2	2	後期				
	「法律学、政治学」	日本国憲法	2	1	前・後期	民法・商法	2	2	後期
		法学	2	1	前・後期	環境法	2	2	後期
						国際関係論	2	2	後期
						国際法	2	2	後期
	「社会学、経済学」	経済学	2	1	前・後期	社会学	2	1	前・後期
						行財政学概論	2	2	後期
						経済原論	2	2	後期
						ミクロ経済学	2	2	後期
						マクロ経済学	2	2	前期
経営学総論						2	2	後期	
日本経済論						2	2	前期	
国際経済論						2	2	後期	
簿記・会計学概論						2	2	前期	
社会調査法						2	2	後期	
食品流通論						2	3	前期	
食品産業論						2	2	後期	
食料経済論	2	3	前期						
マーケティング論	2	2	後期						
ボランティア活動・NPO・NGO論	2	2	前期						
国際理解	2	2	前期						
「哲学、倫理学、宗教学」	哲学	2	1	前・後期	キリスト教と諸宗教	2	2	前期	
					キリスト教と生命倫理	2	2	後期	
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	○社会科・地理歴史科教育法Ⅰ	2	3	前期	2	前期			
	○社会科・地理歴史科教育法Ⅱ	2	3	後期	2	後期			
	○社会科・公民科教育法Ⅰ	2	3	前期	2	前期			
	○社会科・公民科教育法Ⅱ	2	3	前期	2	後期			
最低修得単位数		必修 24単位				選択 4単位以上			

資格等

循環農学類：高校一種免許状「公民」

免許法施行規則に定める 科目区分等		左記に対応する本学開講の授業科目						
科目 区分	各科目に含めることが 必要な事項	必修科目	単位数	開講年次		選択科目	単位数	開講年次
				課程生	コース生			
教 科 及 び 教 科 の 指 導 法 に 関 す る 科 目	「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」	日 本 国 憲 法	2	1年前・後期		民 法 ・ 商 法	2	2年後期
		法 学	2	1年前・後期		環 境 法	2	2年後期
		国 際 法	2	2年後期		国 際 関 係 論	2	2年後期
	「社会学、経済学（国際経済を含む。）」	経 済 学	2	1年前・後期		社 会 学	2	1年前・後期
		国 際 経 済 論	2	2年後期		行 財 政 学 概 論	2	2年後期
						経 済 原 論	2	2年後期
						ミ ク ロ 経 済 学	2	2年後期
						マ ク ロ 経 済 学	2	2年前期
						経 営 学 総 論	2	2年後期
						日 本 経 済 論	2	2年前期
						簿 記 ・ 会 計 学 概 論	2	2年前期
						社 会 調 査 法	2	2年後期
						食 品 流 通 論	2	3年前期
						食 品 産 業 論	2	2年後期
						食 料 経 済 論	2	3年前期
				マ ー ケ テ ィ ン グ 論	2	2年後期		
				ボ ラ ン テ ィ ア 活 動 ・ N P O ・ N G O 論	2	2年前期		
				国 際 理 解	2	2年前期		
「哲学、倫理学、宗教学」	哲 学	2	1年前・後期		キ リ ス ト 教 と 諸 宗 教	2	2年前期	
					キ リ ス ト 教 と 生 命 倫 理	2	2年後期	
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」	○社会科・公民科教育法Ⅰ	2	3年前期	2年前期				
	○社会科・公民科教育法Ⅱ	2	3年前期	2年後期				
最低修得単位数		必修 16単位				選択 16単位以上		

循環農学類：高校一種免許状「農業」

免許法施行規則に定める 科目区分等		左記に対応する本学開講の授業科目						
科目 区分	各科目に含めることが 必要な事項	必修科目	単位数	開講年次		選択科目	単位数	開講年次
				課程生	コース生			
教科 及 び 教 科 に 関 す る 専 門 的 事 項 に 関 す る 科 目	農業の関係科目	健土健民入門実習	1	1	前期	家畜行動学	2	2年後期
		作物栽培学	2	2	後期	農業施設学	2	3年後期
		園芸学	2	2	後期	農業機械学	2	2年後期
		農業経営学概論	2	2	後期	草地・飼料作物学	2	2年後期
		畜産学総論	2	2	前期	雑草学	2	3年後期
		土壌学	2	2	前期	農業政策学	2	2年後期
		乳科	2	2	後期	学外農場実習	4	2年前期
		食肉科	2	2	後期	農畜産物市場論	2	2年前期
						農村社会学	2	2年後期
						農業協同組合論	2	2年前期
						食品衛生学	2	3年後期
						公衆衛生学	2	3年後期
						食品資源学	2	3年前期
						家畜育種学	2	3年前期
						家畜繁殖学	2	3年前期
						家畜管理学	2	3年前期
						家畜栄養学	2	3年前期
						家畜管理・栄養学実験	1	3年前期
						家畜衛生学	2	3年前期
						畜産物利用学	2	3年前期
						乳用家畜飼養学	2	3年後期
						酪農・畜産経営論	2	3年後期
						泌乳生理学	2	3年後期
						乳用家畜飼養学実習	1	3年前期
						肉用大家畜飼養学	2	3年前期
						肉用中小家畜飼養学	2	3年後期
						肉用家畜飼養学実習	1	3年前期
						水稲栽培学	2	3年前期
						畑作物栽培学	2	3年前期
						作物栽培学実習	1	3年前期
						野菜園芸学	2	3年前期
						花き園芸学	2	3年前期
						園芸学実習	1	3年前期
				作物栄養学	2	3年後期		
				農業経営学	2	3年前期		
				農業市場論	2	3年前期		
				食料・農業政策学	2	3年前期		
				アグリビジネス論	2	3年後期		
				地域計画論	2	3年後期		
				営農システム論	2	3年後期		
				受精卵移植論	2	4年前期		
				畜産物利用学実習	1	4年前期		
				果樹園芸学	2	4年前期		
				農産加工学	2	4年前期		
				実践酪農学	2	1年前期		
				実践農学	2	1年後期		
	職業指導	○職業指導Ⅰ（農業） ○職業指導Ⅱ（農業）	2 2	3 3	前期 後期			
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	○農業科教育法Ⅰ ○農業科教育法Ⅱ	2 2	3 3	前期 後期			
最低修得単位数		必修 23単位			選択 9単位以上			

資格等

「教科及び教科の指導法に関する科目」の学類・教科別の表

※開講授業科目が変更になる場合があります。

食と健康学類：中学一種・高校一種免許状「理科」

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する本学開講の授業科目							
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	必修科目	単位数	開講年次 課程生 コース生		選択科目	単位数	開講年次	
教科及び 教科に関する 専門的 事項 に関する 科目	物理学	物理学	2	1年前・後期		食品物性学	2	3年後期	
	物理学実験 〔コンピュータ活用を含む。〕	物理学実験	1	2年前・後期					
	化学	化学	化学	2	1年前・後期		物理化学	2	2年前期
			無機化学	2	2年前期		分析化学	2	2年後期
			有機化学	2	2年前期		食品化学 タンパク質化学	2 2	2年後期 3年前期
	化学実験 〔コンピュータ活用を含む。〕	化学実験	1	1年前・後期					
	生物学	生物学	生物学	2	1年前・後期	生化学	2	2年前期	
						微生物学	2	2年前期	
						動物遺伝学	2	2年前期	
						植物生理学	2	2年前・後期	
						応用生化学	2	2年後期	
						生物分類学	2	2年前期	
						保全生物学	2	3年前期	
動物形態機能学						2	2年前期		
生物地球化学						2	2年前期		
動物生態学						2	2年後期		
植物生態学	2	2年前期							
食品微生物学	2	3年前期							
食品栄養学	2	3年前期							
生物学実験 〔コンピュータ活用を含む。〕	生物学実験	1	1年前・後期		食品栄養化学実験	1	3年後期		
					生化学実験	1	3年前期		
					食品微生物学実験	1	3年前期		
地学	地学	2	1年前・後期		気象学の基礎	2	2年後期		
地学実験 〔コンピュータ活用を含む。〕	地学実験	1	2年前・後期						
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）		○理科教育法Ⅰ	2	3年前期	2年前期				
		○理科教育法Ⅱ	2	3年後期	2年後期				
		○理科教育法Ⅲ(※)	2	4年前期	3年前期				
		○理科教育法Ⅳ(※)	2	4年後期	3年後期				
最低修得単位数		中学一種 必修	24単位		中学一種 選択	4単位以上			
		高校一種 必修	20単位		高校一種 選択	12単位以上			

(※) 中学のみ必修

食と健康学類：中学一種免許状「社会」

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する本学開講の授業科目							
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	必修科目	単位数	開講年次		選択科目	単位数	開講年次	
				課程生	コース生				
教科 及 び 教 科 の 専 門 的 指 導 法 に 関 する 科 目	日本史・外国史	日本史	2	1	前期				
		世界史	2	1	後期				
	地理学（地誌を含む。）	地理学	2	1	前・後期				
		○地誌	2	2	後期				
	「法律学、政治学」	日本国憲法	2	1	前・後期	民法・商法	2	2	後期
		法学	2	1	前・後期	環境法	2	2	後期
						国際関係論	2	2	後期
						国際法	2	2	後期
	「社会学、経済学」	経済学	2	1	前・後期	社会学	2	1	前・後期
						行財政学概論	2	2	後期
						経済原論	2	2	後期
						ミクロ経済学	2	2	後期
						マクロ経済学	2	2	前期
						経営学総論	2	2	後期
						日本経済論	2	2	前期
						国際経済論	2	2	後期
簿記・会計学概論						2	2	前期	
社会調査法						2	2	後期	
食品流通論						2	3	前期	
食品産業論						2	2	後期	
食料経済論						2	3	前期	
マーケティング論						2	2	後期	
ボランティア活動・NPO・NGO論	2	2	前期						
国際理解	2	2	前期						
食品マーケティング戦略論	2	3	後期						
食品企画開発論	2	3	前期						
食品物流管理論	2	3	前期						
食品流通情報システム論	2	3	後期						
「哲学、倫理学、宗教学」	哲学	2	1	前・後期	キリスト教と諸宗教	2	2	前期	
					キリスト教と生命倫理	2	2	後期	
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	○社会科・地理歴史科教育法Ⅰ	2	3	前期	2	前期			
	○社会科・地理歴史科教育法Ⅱ	2	3	後期	2	後期			
	○社会科・公民科教育法Ⅰ	2	3	前期	2	前期			
	○社会科・公民科教育法Ⅱ	2	3	前期	2	後期			
最低修得単位数		必修 24単位				選択 4単位以上			

資格等

食と健康学類：高校一種免許状「公民」

免許法施行規則に定める 科目区分等		左記に対応する本学開講の授業科目						
科目 区分	各科目に含めることが 必要な事項	必修科目	単位数	開講年次		選択科目	単位数	開講年次
				課程生	コース生			
教科 及 び 教 科 の 指 導 法 に 関 す る 科 目	「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」	日 本 国 憲 法	2	1年前・後期		民 法 ・ 商 法	2	2年後期
		法 学	2	1年前・後期		環 境 法	2	2年後期
		国 際 法	2	2年後期		国 際 関 係 論	2	2年後期
		経 済 学	2	1年前・後期		社 会 学	2	1年前・後期
		国 際 経 済 論	2	2年後期		行 財 政 学 概 論	2	2年後期
						経 済 原 論	2	2年前期
	「社会学、経済学（国際経済を含む。）」					ミク ロ 経 済 学	2	2年後期
						マ ク ロ 経 済 学	2	2年前期
						経 営 学 総 論	2	2年後期
						日 本 経 済 論	2	2年前期
						簿 記 ・ 会 計 学 概 論	2	2年前期
						社 会 調 査 法	2	2年後期
						食 品 流 通 論	2	3年前期
						食 品 産 業 論	2	2年後期
						食 料 経 済 論	2	3年前期
						マ ー ケ テ ィ ン グ 論	2	2年後期
						ボ ラ ン テ ィ ア 活 動 ・ N P O ・ N G O 論	2	2年前期
						国 際 理 解	2	2年前期
						食 品 マ ー ケ テ ィ ン グ 戦 略 論	2	3年後期
						食 品 企 画 開 発 論	2	3年前期
				食 品 物 流 管 理 論	2	3年前期		
				食 品 流 通 情 報 シ ス テ ム 論	2	3年後期		
「哲学、倫理学、宗教学」	哲 学	2	1年前・後期		キ リ ス ト 教 と 諸 宗 教	2	2年前期	
					キ リ ス ト 教 と 生 命 倫 理	2	2年後期	
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	○社会科・公民科教育法Ⅰ	2	3年前期	2年前期				
	○社会科・公民科教育法Ⅱ	2	3年前期	2年後期				
最低修得単位数		必修 16単位				選択 16単位以上		

食と健康学類：高校一種免許状「農業」

免許法施行規則に定める 科目区分等		左記に対応する本学開講の授業科目						
科目 区分	各科目に含めることが 必要な事項	必修科目	単位数	開講年次		選択科目	単位数	開講年次
				課程生	コース生			
教 科 及 び 関 係 す る 指 導 法 に 関 す る 科 目	農業の関係科目	健土健民入門実習	1	1	前期	家畜行動学	2	2年後期
		作物栽培学	2	2	後期	農業施設学	2	3年後期
		園芸学	2	2	後期	農業機械学	2	2年後期
		農業経営学概論	2	2	後期	草地・飼料作物学	2	2年後期
		畜産学総論	2	2	前期	雑草学	2	3年後期
		土壌学	2	2	前期	農業政策学	2	2年後期
		乳科学	2	2	後期	学外農場実習	4	2年前期
		食肉科学	2	2	後期	農畜産物市場論	2	2年前期
						農村社会学	2	2年後期
						農業協同組合論	2	2年前期
						食品衛生学	2	3年後期
						公衆衛生学	2	3年後期
						食品資源学	2	3年前期
						食品微生物学	2	3年前期
						乳製品製造学	2	3年前期
				肉製品製造学	2	3年前期		
				食品機能論	2	3年後期		
				食品工学	2	3年後期		
				乳肉製造学実験実習	1	3年前期		
	職業指導	○職業指導Ⅰ（農業）	2	3	前期			
		○職業指導Ⅱ（農業）	2	3	後期			
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	○農業科教育法Ⅰ	2	3	前期	2	前期	
		○農業科教育法Ⅱ	2	3	後期	2	後期	
最低修得単位数		必修 23単位				選択 9単位以上		

「教科及び教科の指導法に関する科目」の学類・教科別の表

※開講授業科目が変更になる場合があります。

環境共生学類：中学一種・高校一種免許状「理科」

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する本学開講の授業科目						
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	必修科目	単位数	開講年次 課程生 コース生	選択科目	単位数	開講年次	
教科及び教科に関する指導法的事項に関する科目	物 理 学	物 理 学	2	1年前・後期				
	物 理 学 実 験 〔コンピュータ活用を含む。〕	物 理 学 実 験	1	2年前・後期				
	化 学		化 学	2	1年前・後期	物 理 化 学	2	2年前期
			無 機 化 学	2	2年前期	分 析 化 学	2	2年後期
			有 機 化 学	2	2年前期	食 品 化 学	2	2年後期
						水 圏 環 境 化 学	2	3年前期
	化 学 実 験 〔コンピュータ活用を含む。〕	化 学 実 験	1	1年前・後期				
	生 物 学		生 物 学	2	1年前・後期	生 化 学	2	2年前期
						微 生 物 学	2	2年前期
						動 物 遺 伝 学	2	2年前期
						植 物 生 理 学	2	2年前・後期
						応 用 生 化 学	2	2年後期
						生 物 分 類 学	2	2年前期
						保 全 生 物 学	2	3年前期
動 物 形 態 機 能 学						2	2年後期	
生 物 地 球 化 学						2	2年前期	
動 物 生 態 学						2	2年前期	
植 物 生 態 学						2	2年前期	
野 生 動 物 生 態 学						2	3年前期	
野 生 鳥 獣 管 理 学						2	3年前期	
森 林 環 境 学	2	3年後期						
生 息 地 保 全 管 理 論	2	3年前期						
生 物 学 実 験 〔コンピュータ活用を含む。〕		生 物 学 実 験	1	1年前・後期	野 生 動 物 保 全 技 術 実 習 I	1	3年前期	
					野 生 動 物 保 全 技 術 実 習 II	1	3年後期	
					野 生 動 物 観 察 同 定 実 習	1	3年前期	
					実 践 野 生 動 物 学 実 習	1	3年前期・後期	
地 学		地 学	2	1年前・後期	気 象 学 の 基 礎	2	2年後期	
					自 然 環 境 保 全 と 地 球 温 暖 化	2	3年前期	
					気 象 ・ 気 候 学	2	3年前期	
地 学 実 験 〔コンピュータ活用を含む。〕	地 学 実 験	1	2年前・後期					
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）		○理 科 教 育 法 I	2	3年前期				
		○理 科 教 育 法 II	2	3年後期				
		○理 科 教 育 法 III(※)	2	4年前期				
		○理 科 教 育 法 IV(※)	2	4年後期				
最低修得単位数		中 学 一 種 必 修	24単位		中 学 一 種 選 択	4単位以上		
		高 校 一 種 必 修	20単位		高 校 一 種 選 択	12単位以上		

(※) 中学のみ必修

2. 食品衛生管理者及び食品衛生監視員任用資格の取得

(1) 資格の概要

食品衛生管理者

食品衛生管理者は、食品衛生法第48条の規定により、製造又は加工の過程において特に衛生上の考慮を必要とする食品又は添加物である全粉乳（その容量が1,400g以下の缶に収められるものに限る）・加糖粉乳・調製粉乳・食肉製品（ハム、ソーセージ、ベーコンその他これらに類するものをいう）・魚肉ハム・魚肉ソーセージ・放射線照射食品・食用油脂（脱色又は脱臭の過程を経て製造されるものに限る）・マーガリン・ショートニング・添加物（食品衛生法第13条第1項の規定により規格が定められたものに限る）の製造または加工を行う施設には、その施設ごとに専任の食品衛生管理者を置く必要があります（食品衛生法施行令第13条）。食品衛生管理者は、食品衛生法および関連法規に対して違反がないよう、製造や加工の衛生管理を行います。

食品衛生監視員

食品衛生監視員は、全国の主要な海・空港の検疫所において、輸入食品の安全監視及び指導（輸入食品監視業務）、輸入食品等に係る微生物検査と理化学検査（検査業務）、検疫感染症の国内への侵入防止（検疫衛生業務）の業務に従事する公務員です。

国家公務員…全国にある主な海港、空港の検疫所で、輸入食品の安全監視や指導を行います。（国家公務員Ⅱ種試験あるいは厚生労働省が行う食品衛生監視員採用試験に合格することが必要）

地方公務員…地方自治体の保健所で、食品の検査や食中毒の調査、食品製造業や飲食店の衛生監視、指導及び教育を行います。

本学循環農学類及び食と健康学類は、食品衛生法第48条6項第3号及び食品衛生法施行令第9条第1号の規定に基づく食品衛生管理者および食品衛生監視員の養成施設として厚生労働大臣より指定されています。

条件を満たす者は、これら資格の有資格者となりますが、任用資格とはその職種に任用される資格を持つとみなされる資格です。所属の施設長から特定の業務に任命される時にその効力を発揮します。

(2) 取得方法

①食と健康学類管理栄養士コースは、卒業と同時に取得できます。

②循環農学類・食と健康学類（管理栄養士コースを除く）は、以下の条件を満たした場合に資格取得となります。

- ・ A～D群の各群より1科目以上履修し22単位以上を修得すること
- ・ E群から合計18単位以上を修得すること
- ・ A～E群で合計40単位以上を修得すること

※有資格者の手続き

有資格の卒業生は、食品関連企業に採用されて必要が生じた時、または公務員に採用されて必要が生じた時に、必要書類を食品関連機関（保健所等）に提出し、食品衛生管理者または食品衛生監視員として勤務することになります。

※編入生が資格の取得を希望する場合は、編入以前に卒業または在籍した大学等で修得した単位は、本学では資格取得に必要な単位として認定を行っておりませんのでご注意ください。

(3) その他 「食品衛生責任者」 資格との違い

食品衛生責任者とは、食品衛生責任者資格者養成講習会を修了することで資格を取得することができ、飲食店や食品製造業など食品の営業施設において、施設の衛生管理を担う責任者のことです。上記の食品衛生管理者は、食品衛生責任者になることができます。食品衛生責任者を必要とする業種は、以下の通りです。

- ◆ 飲食店営業、喫茶店営業（自動販売機も含む）
寿司屋、ラーメン店、スナック、軽食喫茶など
- ◆ 食肉販売業、魚介類販売業
（ただし、包装された食肉、魚介類を仕入れて販売する場合を除く）
- ◆ 各種製造業（食肉製品製造業など、食品衛生管理者を設置する業種を除く）
菓子製造業（パン屋）、惣菜製造業など

循環農学類

養成施設指定内規で指定する 科目区分	本学開講科目	単位	開講年次	備 考	
A群 (化学関係)	分析化学	2	2年後期	A～D群の各群より 1科目以上履修し22 単位を修得	
	有機化学	2	2年前期		
	無機化学	2	2年前期		
	化学	2	1年前・後期		
B群 (生物化学関係)	生化学	2	2年前期		
	応用生化学	2	2年後期		
	食品化学	2	2年後期		
	栄養生理学	2	3年後期		
C群 (微生物学関係)	微生物学	2	2年前期		
D群 (公衆衛生学関係)	公衆衛生学	2	3年後期		
	食品衛生学	2	3年後期		
E群 (その他関連科目)	土壌学	2	2年前期		E群より18単位以上 を修得
	植物遺伝学	2	2年前期		
	動物遺伝学	2	2年前期		
	植物生理学	2	2年前・後期		
	家畜生理学	2	2年前期		
	乳科学	2	2年後期		
	食肉科学	2	2年後期		
	家畜栄養学	2	3年前期		
	家畜衛生学	2	3年前期		
	畜産物利用学	2	3年前期		
	泌乳生理学	2	3年後期		
	作物栄養学	2	3年後期		
農産加工学	2	4年前期			
合計単位数		40単位以上			

食と健康学類

養成施設指定内規で指定する 科目区分	本学開講科目	単位	開講年次	備 考	
A群 (化学関係)	分析化学	2	2年後期	A～D群の各群より 1科目以上履修し22 単位を修得	
	有機化学	2	2年前期		
	無機化学	2	2年前期		
	化学	2	1年前・後期		
B群 (生物化学関係)	生化学	2	2年前期		
	生化学実験	1	3年前期		
	応用生化学	2	2年後期		
	食品化学	2	2年後期		
	栄養生理学	2	3年後期		
C群 (微生物学関係)	微生物学	2	2年前期		
	食品微生物学	2	3年前期		
	食品微生物学実験	1	3年前期		
D群 (公衆衛生学関係)	公衆衛生学	2	3年後期		
	食品衛生学	2	3年後期		
E群 (その他関連科目)	土壌学	2	2年前期		E群より18単位以上 を修得
	植物遺伝学	2	2年前期		
	動物遺伝学	2	2年前期		
	植物生理学	2	2年前・後期		
	家畜生理学	2	2年前期		
	乳科学	2	2年後期		
	食肉科学	2	2年後期		
	食品物性学	2	3年後期		
	食品栄養学	2	3年前期		
	タンパク質化学	2	3年前期		
	食品栄養化学実験	1	3年後期		
	乳製品製造学	2	3年前期		
	肉製品製造学	2	3年前期		
	食品品質特性学実験	1	3年後期		
乳肉製造学実験実習	1	3年前期			
合計単位数		40単位以上			

3. フードスペシャリスト資格の取得

(1) 資格の概要

1. フードスペシャリストとは

食の本質が「おいしさ」、「楽しさ」、「おもてなし」にあることをしっかり学び、食に関する幅広い知識と技術を身につけた食の専門家で、食品の開発製造、流通、販売、外食などを担う食品産業をはじめ、食関係の広範な分野での活躍が期待されています。

本学食と健康学類は、公益社団法人日本フードスペシャリスト協会に認定された「フードスペシャリスト養成機関」であり、資格は3種類あります。『フードスペシャリスト資格』は、食に関する知識・技術の基本を身につけている方に与える資格、『専門フードスペシャリスト（食品開発）資格』または『専門フードスペシャリスト（食品流通・サービス）資格』は、専門性や実用性をより高めた資格になります。

2. 対象学生

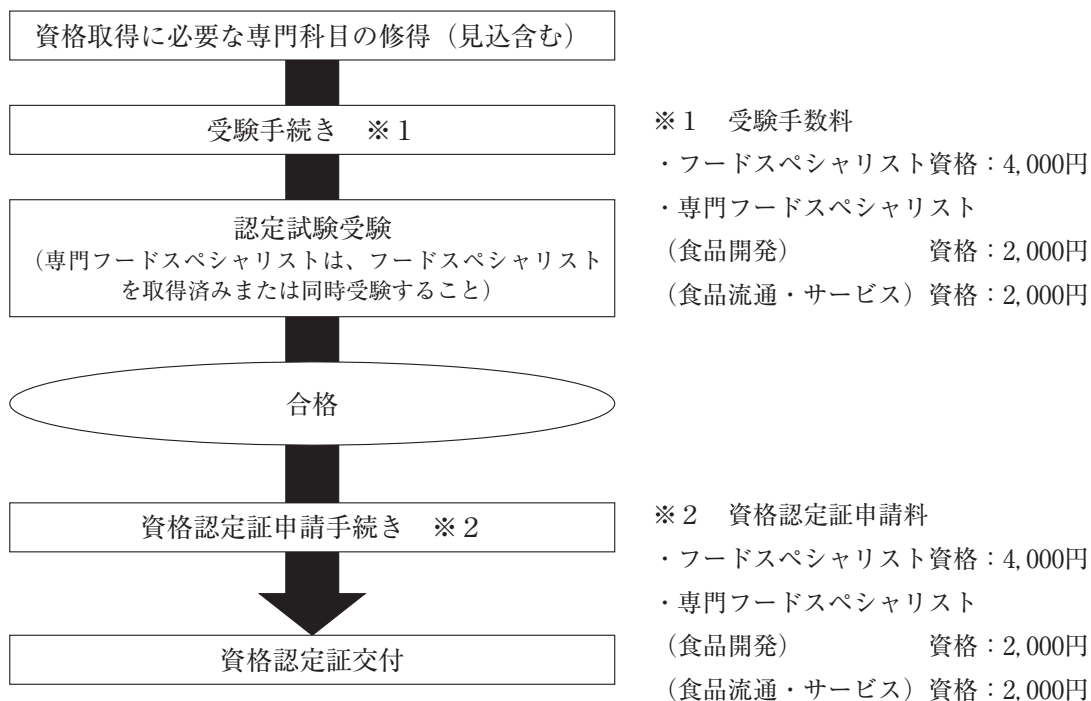
食と健康学類管理栄養士コースの学生で、下記の取得に必要な要件を満たさなければなりません。

3. 取得に必要な要件

- ①卒業要件を満たすこと。
- ②フードスペシャリスト資格取得に必要な科目を別表のとおり修得すること。
- ③フードスペシャリスト資格認定試験に合格すること。
- ④専門フードスペシャリスト資格はフードスペシャリスト資格を取得済みまたは同時受験すること。

(2) 取得方法

認定試験は毎年12月中旬～下旬に実施されます。合格者の発表は翌1月下旬です。詳しい日程はUNIPAや掲示板でお知らせします。



フードスペシャリスト資格に必要な専門科目

食と健康学類管理栄養士コース

	規 定 科 目	開 講 科 目	単 位	開講年次
必 修 科 目	フードスペシャリスト論	農食環境学概論	2	1年前期
	食品の官能評価・鑑別論	食品学実験・実習Ⅰ	1	1年後期
		食品学実験・実習Ⅱ	1	2年前期
	食物学に関する科目	食品学	2	1年前期
		食品加工学	2	2年後期
		食品加工学実習	1	3年前期
	食品の安全性に関する科目	食品衛生学	2	3年前期
	調理学に関する科目	調理学	2	1年前期
		調理学実験・実習Ⅰ	1	1年後期
		調理学実験・実習Ⅱ	1	2年前期
	栄養と健康に関する科目	基礎栄養学	2	1年後期
		応用栄養学Ⅰ	2	2年前期
	食品流通・消費に関する科目	食料経済論	2	3年前期
フードコーディネート論	フードコーディネート論	2	4年前期	
合 計			23単位	

4. 酪農学園大学食Pro.育成プログラム資格の取得

(1) 資格の概要

食の6次産業化プロデューサー（通称：食Pro.）制度の概要

食Pro.は一般社団法人 食農共創プロデューサーズが実施する「食の6次産業化」分野の人材の育成、キャリア・アップを支援する検定制度です。生産（1次産業）、加工（2次産業）、流通・販売・サービス（3次産業）の一体化や連携によって、地域の農林水産物を活用した加工品の開発、消費者への直接販売、レストラン展開など、食分野で新たなビジネスを創出できる人材を育成・認定するシステムです。

本学の育成プログラム修了により、食Pro.レベル1～3までの認定を受けることができます。

対象学生

レベル1：全学類に所属する学生

レベル2・3：レベル1の認定を受けた農食環境学群に所属する学生

(2) 取得方法

1. 指定された期間内に食Pro.育成プログラムに登録し、修了要件を満たした者に食Pro.育成プログラム修了証を発行する
2. 同修了証により一般社団法人 食農共創プロデューサーズ（食Pro.事務局）にレベル認定申請手続きを行い所定のレベル認定を受ける

レベルおよび修了要件

レベル1（1年次対象）

指定科目	開講年次
全学共通科目A（6次産業化と地域活性化）	1年前期

- ・レベル1の認定を受けるためには出席率100%が求められます
- ・レベル2・3の認定を受けることを希望する農食環境学群の学生は、1年生でレベル1の認定を受ける必要があります

※2年次以降も科目の履修はできますが、食Pro.のレベル認定を受けることはできません

レベル2・3（2～4年次対象） ※農食環境学群のみ

指定科目	開講年次
全学共通科目A（6次産業化と地域活性化）	1年前期
経営学総論	2年前期
簿記・会計学概論	2年前期
マーケティング論	2年後期
食料農業農村調査実習 ※	3年前期または4年前期

※集中授業「食Pro.クラス」での履修とする。循環農学類農業経済学コースの学生については3年次、その他の学生は4年次で履修する。希望者数が定員を上回り履修制限が必要な場合は2年次指定4科目の成績（50%）・志望理由（50%）により選抜をする。

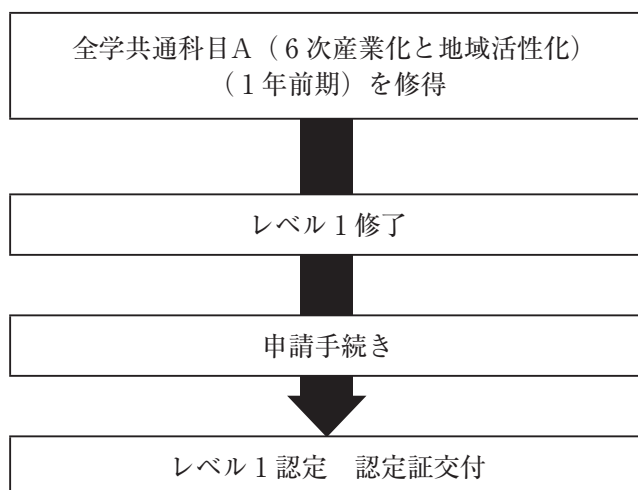
育成プログラム受講に関する諸条件

- ・レベル2・3の登録においては、原則として本学のプログラムでのレベル1の認定を要件とします
- ・「食料農業農村調査実習」を履修するためには「全学共通基礎科目A（6次産業化と地域活性化）」、「経営学総論」、「簿記・会計学概論」、「マーケティング論」を修得済でなければなりません

レベル認定までのフロー

レベル1

◆1年次



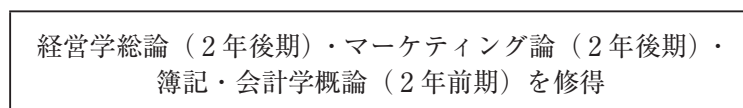
※審査手数料

レベル1 5,500円（3,000円）

括弧は10名以上の学生を対象とした団体割引

レベル2・3 ※農食環境学群のみ

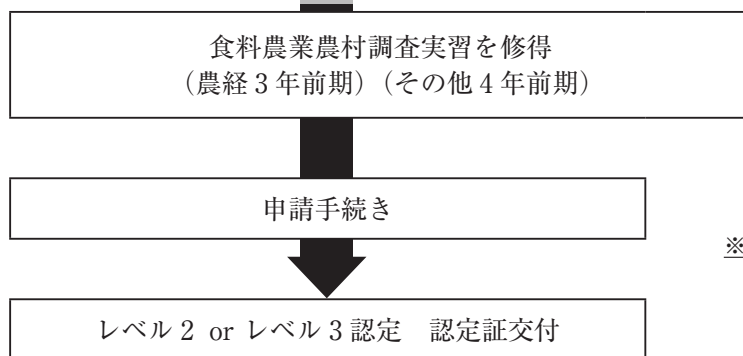
◆2年次～



※食料農業農村調査実習と同時履修不可

◆4年次

（循環農学類農業経済学コースは3年次）



※審査手数料

レベル2 16,500円（14,000円）

レベル3 19,800円

括弧は10名以上の学生を対象とした団体割引

※食料農業農村調査実習後の知識・技術によりレベル2 or レベル3の認定が決定します

5. 家畜（牛）人工授精師資格の取得

(1) 資格の概要

1. 家畜（牛）人工授精師とは

本学が定める授業科目を履修し、単位を修得後、本学で開催される講習会*を受講し、最終試験に合格すると「家畜人工授精師免許証」の申請に必要な「家畜人工授精師修業試験合格証」が取得できます。免許証が交付されると主として家畜人工授精所または農協・共済組合等の職員として家畜の人工授精業務に従事することができます。

※講習会の受講人数定員は、循環農学類55名、獣医保健看護学類5名です。

2. 対象学生

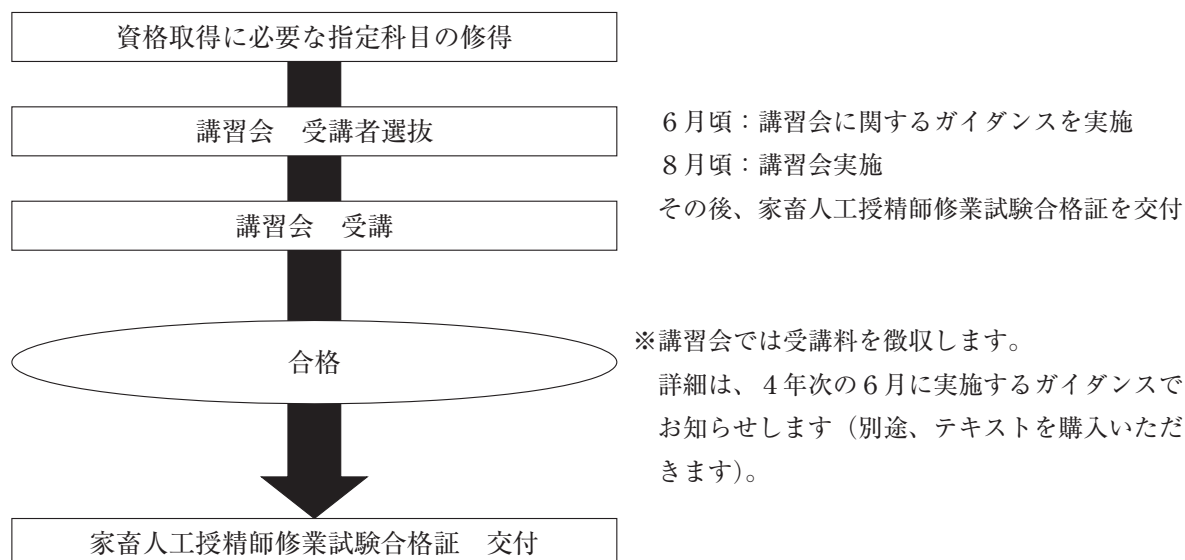
循環農学類および獣医保健看護学類の学生で、家畜改良増殖法に基づく所定の授業科目を履修・単位修得した学生が、講習会を受講することができます。講習会の受講対象は4年生のみです。

3. 取得に必要な要件

- ① 所属学類で開講される家畜人工授精師資格取得に必要な専門教育科目を履修し、別表のとおり単位を修得すること
- ② 動物実験教育訓練の講習を受講すること
- ③ 講習会を受講し、合格すること

(2) 取得方法

講習会は毎年、夏季休業期間に実施されます。詳しい日程や受講者の選抜方法については、UNIPAやガイダンスでお知らせします。



本学指定科目

循環農学類

	指 定 科 目	本学で指定する科目	単位	開講年次
一般科目	畜産概論	畜産学総論	2	2年前期
	家畜の栄養	家畜栄養学	2	3年前期
	家畜の飼養管理	家畜管理学	2	3年前期
	家畜の育種	家畜育種学	2	3年前期
	関係法規	(講習会で実施)		
専門科目	生殖器解剖	家畜解剖学	2	2年前期
	繁殖生理 精子生理 種付けの理論	家畜繁殖学 および 家畜繁殖技術論	2	3年前期
	人工授精	(講習会で実施)		
	生殖器解剖	家畜育種・繁殖学実験	1	3年後期
実習	家畜の飼養管理	家畜管理・栄養学実験	1	3年前期
	家畜の審査	健土健民入門実習	1	1年前期
		および 家畜管理・栄養学実験	1	3年前期
	生殖器解剖	家畜育種・繁殖学実験	1	3年後期
	発情鑑定	(講習会で実施)		
	精液精子検査法	(講習会で実施)		
人工授精	(講習会で実施)			

獣医保健看護学類

	指 定 科 目	本学で指定する科目	単位	開講年次
一般科目	畜産概論	畜産学総論	2	2年前期
	家畜の栄養	動物栄養管理学	2	2年後期
	家畜の飼養管理	生産動物飼養管理学	2	4年前期
	家畜の育種	家畜育種学	2	4年前期
	関係法規	(講習会で実施)		
専門科目	生殖器解剖	家畜解剖学	2	2年前期
		および 臨床繁殖学A	2	3年後期
	繁殖生理 精子生理 種付けの理論	獣医生理学総論	1	1年前期
		および 臨床繁殖学A	2	3年後期
人工授精	(講習会で実施)			
実習	家畜の飼養管理	家畜管理・栄養学実験	1	4年前期
	家畜の審査	健土健民・獣医学入門実習	1	1年前期
		および 家畜管理・栄養学実験	1	4年前期
	生殖器解剖	家畜育種・繁殖学実験	1	4年後期
	発情鑑定	(講習会で実施)		
	精液精子検査法	(講習会で実施)		
人工授精	(講習会で実施)			

* 指定科目について変更が生じた場合は、随時お知らせします。

6. 家畜体内・体外受精卵移植資格の取得

(1) 資格の概要

1. 家畜体内・体外受精卵移植とは

本学が定める授業科目を履修し、単位を修得後、本学で開催される講習会^{*}を受講し、最終試験に合格すると「家畜体内・体外受精卵移植」の申請に必要な「家畜体内・体外受精卵移植修業試験合格証」が取得できます。免許証が交付されると主として家畜人工授精所または農協・共済組合等の職員として家畜の体内・体外受精卵移植業務に従事することができます。

※講習会の受講人数定員は、循環農学類30名です。

2. 対象学生

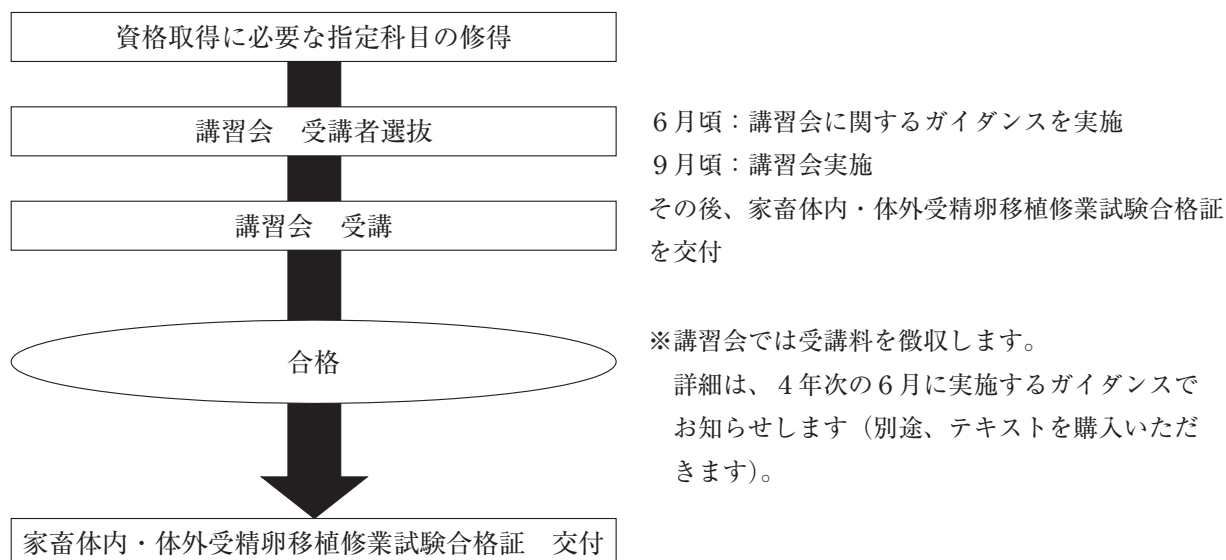
循環農学類の学生で、家畜改良増殖法に基づく所定の授業科目を履修・単位修得し、家畜人工授精師講習会を受講し、合格した学生が、講習会を受講することができます。講習会の受講対象は4年生のみです。

3. 取得に必要な要件

- ① 所属学類で開講される家畜体内・体外受精卵移植資格取得に必要な専門教育科目を履修し、別表のとおり単位を修得すること
- ② 家畜人工授精師講習会を受講し、合格すること
- ③ 家畜体内・体外受精卵移植講習会を受講し、合格すること

(2) 取得方法

講習会は毎年、夏季休業期間に実施されます。詳しい日程や受講者の選抜方法については、UNIPAやガイダンスでお知らせします。



本学指定科目
循環農学類

	指 定 科 目	本学で指定する科目	単位	開講年次
一 般 科 目	畜産概論	畜産学総論	2	2年前期
	家畜の栄養	家畜栄養学	2	3年前期
	家畜の飼養管理	家畜管理学	2	3年前期
	家畜の育種	家畜育種学	2	3年前期
	関係法規	(講習会で実施)		
専 門 科 目	生殖器解剖	家畜解剖学	2	2年前期
	繁殖生理	家畜繁殖学	2	3年前期
	精子生理	および		
	種付けの理論	家畜繁殖技術論	2	4年前期
	人工授精	(講習会で実施)		
	体内受精卵移植概論 受精卵の生理及び形態	家畜繁殖学	2	3年前期
		および 受精卵移植論	2	4年前期
	体内受精卵の処理及び保存	および 家畜繁殖技術論	2	4年前期
		(講習会で実施)		
	目	体外受精卵移植概論	受精卵移植論	2
体外受精卵の生産		および 家畜繁殖技術論	2	4年前期
		(講習会で実施)		
受精卵の移植		(講習会で実施)		
実 習	家畜の飼養管理	家畜管理・栄養学実験	1	3年前期
	家畜の審査	健土健民入門実習	1	1年前期
		および 家畜管理・栄養学実験	1	3年前期
	生殖器解剖	家畜育種・繁殖学実験	1	3年後期
	発情鑑定	(講習会で実施)		
	精液精子検査法	(講習会で実施)		
	人工授精	(講習会で実施)		
	体内受精卵の処理	(講習会で実施)		
体外受精卵の生産	(講習会で実施)			
受精卵の移植	(講習会で実施)			

* 指定科目について変更が生じた場合は、随時お知らせします。

7. 飼料製造管理者任用資格の取得

(1) 資格の概要

飼料製造管理者とは、「飼料の安全性の確保および品質の改善に関する法律」に基づいて、飼料の製造を実地に管理するための専門家のことです。飼料の製造にあたり特別の注意を必要とする抗菌性飼料添加物を含む飼料等を製造する際に、飼料等の製造を実地に管理するため、その事業所ごとに法令に定められた資格を有する業務を行います。

以下の条件を満たす者は有資格者となりますが、任用資格とはその職種に任用される資格を持つとみなされる資格です。当該職務に任用・任命されて初めて効力を発揮する資格です。

(2) 取得方法

1. 獣医学類の学生は、卒業必要単位数を修得すれば卒業と同時に取得できます。
2. 循環農学類の学生は、卒業必要単位数を修得すると共に、本学が指定する下表の科目の単位を修得する必要があります。

※飼料製造管理者の申請をする際には、修得科目の記載された書類を農林水産省に照会し、「大学において畜産学の課程を修めた者」としての資格があるかを個別に確認する必要があります。

本学指定科目

循環農学類の学生で、飼料製造管理者任用資格希望者は次の科目を履修・修得してください。

指定科目	本学で指定する科目	単位	開講年次
(1) 家畜育種学	家畜育種学	2	3年前期
(2) 家畜品種論	※該当なし		
(3) 家畜繁殖学	家畜繁殖学	2	3年前期
(4) 家畜栄養学	家畜栄養学	2	3年前期
(5) 飼料学	※該当なし		
(6) 家畜管理学	家畜管理学	2	3年前期
(7) 家畜解剖学又は組織学	家畜解剖学	2	2年前期
(8) 家畜生理学又は生化学	家畜生理学又は生化学	2	2年前期
(9) 畜産物利用学	畜産物利用学	2	3年前期
(10) 草地利用学	草地・飼料作物学	2	2年後期
(11) 家畜衛生学	家畜衛生学	2	3年前期
(12) 畜産学汎論	畜産学総論	2	2年前期
(13) 畜産経営論	酪農・畜産経営論	2	3年後期

※「大学において畜産学の課程を修めた者」とは、(1)から(13)までの13科目（相当する科目を含む）のうち、11科目以上の単位を大学等において取得した者。

8. シカ捕獲認証資格の取得

(1) 資格の概要

1. シカ捕獲認証とは

効果的なシカ管理のためには、シカの生息状況、社会的制約、地理的状况等を考慮して、動物福祉と食肉衛生に配慮した、安全な捕獲ができる新たな担い手を中心とした地域主体の野生動物管理体制を構築する必要があります。一般社団法人エゾシカ協会のシカ捕獲認証（Deer Culling Certificate、略称DCC）は、先進地である英国の制度をモデルとして、主にエゾシカをベースとしたシカ捕獲者や管理者の教育と認証を行う制度です。

2. 対象学生

環境共生学類野生動物学コースの学生は、下記の要件を満たすと、シカ捕獲認証レベル1を取得することができます。

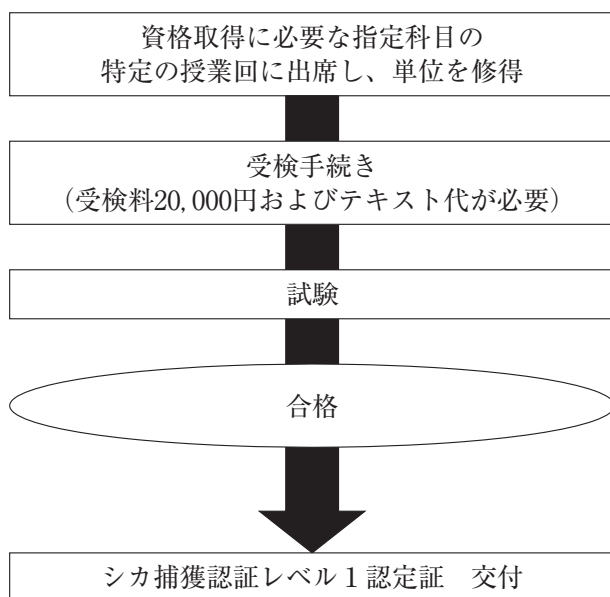
3. 取得に必要な要件

- ① 一般社団法人エゾシカ協会が認定する別表の指定科目（全て3年次）を履修・単位修得すること。
- ② 同科目の特定の授業回*に全て出席すること。
- ③ シカ捕獲認証レベル1試験に合格すること。

*特定の授業回については別途ガイダンス等で説明します。

(2) 取得方法

1. 3年次後学期終了までに指定科目の特定の授業回に全て出席し、単位を修得すれば受験資格を得ることができます。受験資格の有無については、UNIPA等でお知らせします。
2. 試験は4年次の4～5月頃実施されます。詳しい日程や受験手続きについては、ガイダンスやUNIPA等でお知らせします。



本学指定科目

指定科目	単位	開講年次
野生動物学の基礎	2	2年前期
野生動物保全行政論	2	3年前期
野生動物生態学	2	3年前期
野生鳥獣管理学	2	3年前期
野生動物保全と人間事象	2	3年後期
狩猟管理技術論	2	3年後期
野生動物保全技術実習Ⅰ	1	3年前期
野生動物保全技術実習Ⅱ	1	3年後期

9. 鳥獣管理士資格の取得

(1) 資格の概要

1. 鳥獣管理士とは

鳥獣管理士とは、農業被害、生態系被害及び生活安全など、人と野生鳥獣の軋轢に関する地域課題の解決を担う人材の技術的能力を認証することを目的とした資格制度です。鳥獣管理士資格には、修得した知識・技術等のレベルに応じて1級から3級の資格級が設定されており、本学では準1級から3級の受験資格を得ることができます。

2. 対象および取得に必要な要件

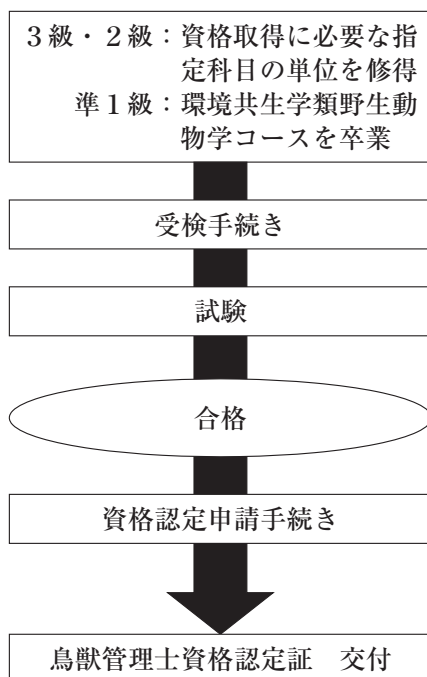
環境共生学類の学生、または卒業生で、下記の受験に必要な要件を満たし、鳥獣管理士試験に合格すると資格を取得することができます。

受験に必要な要件

受験級	対 象	要 件
3 級	2 年次以上	指定科目より 4 単位以上修得すること
2 級	3 年次以上	指定科目より 10 単位以上修得すること
準 1 級	卒業生（大学院生）	環境共生学類野生動物学コースを卒業すること ※生命環境学コースの卒業生は対象となりません

(2) 取得方法

1. 在学生は、指定科目の単位を修得すれば受験資格を得ることができます。受験資格の有無については、UNIPA等でお知らせします。
2. 試験は12月頃に実施されます。詳しい日程や受験手続きについては、ガイダンスやUNIPA等でお知らせします。



本学指定科目

指定科目	単位	開講年次
農食環境学概論	2	1 年前期
自然環境学実験・実習	1	2 年前期
動物生態学	2	2 年後期
野生動物学の基礎	2	2 年前期
保全生物学	2	3 年前期
野生動物観察同定実習	1	3 年前期
野生動物保全行政論	2	3 年前期
野生動物生態学	2	3 年前期
野生鳥獣管理学	2	3 年前期
実践野生動物学実習	1	3 年前・後期
生息地保管理論	2	3 年前期
野生動物保全と人間事象	2	3 年後期
狩猟管理技術論	2	3 年後期
野生動物保全技術実習 I	1	3 年前期
野生動物保全技術実習 II	1	3 年後期

10. 学芸員資格の取得

(1) 資格の概要

学芸員とは、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業を行う「博物館法」に定められた、博物館におかれる専門的職員のことです（動物園や水族館は「博物館」に属します）。

なお、学芸員として活躍するには、博物館等で任用される必要があります。

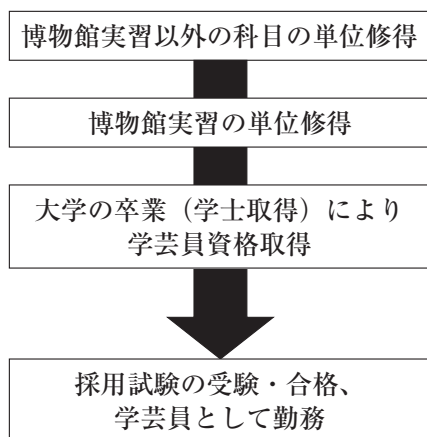
対象学生

全学群学類の学生で、以下の「博物館に関する科目」を全て修得した者が有資格者になります。ただし、本学では「博物館実習」のみの開講となります。

(2) 取得方法

1. 博物館に関する所定の科目が開講されている通信制大学で、「博物館実習」を履修しようとする前年度の後学期終了までに①～⑧の科目を修得する。1科目でも未修得科目があった場合は、「博物館実習」を履修することができません。
2. 本学で「博物館実習」を履修（学外施設の実習申込みは、当該年度に学生個人が希望施設と行う）。
※「博物館実習」には学外施設での実習のほか、学内での事前事後の学習を含めます。
3. 本学を卒業し、学士の学位を取得する。

【学芸員資格を取得し、博物館などの施設で働くまでのステップ】



【博物館に関する科目】

科目名	単位	開講年次
①生涯学習概論	2	開講なし
②博物館概論	2	開講なし
③博物館経営論	2	開講なし
④博物館資料論	2	開講なし
⑤博物館資料保存論	2	開講なし
⑥博物館展示論	2	開講なし
⑦博物館教育論	2	開講なし
⑧博物館情報・メディア論	2	開講なし
⑨博物館実習	3	3年前期

※博物館実習は、3年次から履修することができます。

Ⅳ 酪農学園大学関連規程

酪農学園大学農食環境学群履修規程

(目的)

第1条 この規程は、酪農学園大学学則（以下「学則」という。）第29条の規定に基づき農食環境学群の履修等に関する事項を定めることを目的とする。

(授業科目)

第2条 授業科目及び単位数並びに開講年次は、別表Ⅰ「授業科目履修年次配当表」のとおりとする。
2 授業科目履修年次配当は、やむを得ない事情で変更することがある。

(授業)

第3条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより、または、これらの併用により行う。

(卒業の要件)

第4条 卒業の要件を満たすには、学則第1条に定める修業年限以上在学し、別表Ⅱ「卒業必要単位数」による単位を修得しなければならない。

(進級認定)

第5条 2年次終了時において、卒業必要単位数に算入される科目で、次の単位を修得した者については教授会の議を経て、上級年次への進級を認定する。

循環農学類 食と健康学類(管理栄養士コース除く) 環境共生学類	2年次	62単位以上
---------------------------------------	-----	--------

食と健康学類管理栄養士コースは、1～3年次各終了時において、卒業必要単位数に算入される科目で、次の単位を修得した者については教授会の議を経て、上級年次への進級を認定する。

食と健康学類 管理栄養士コース	1年次	1年次に開講する全ての必修科目数(合計27科目)のうち、23科目以上修得
	2年次	2年次までに開講する全ての必修科目数(合計46科目)のうち、44科目以上修得
	3年次	3年次までに開講する全ての必修科目数(合計66科目)のうち、64科目以上修得

2 前項に定める要件を満たせない者は留年とし、同一学年で2回留年となった者には、学生担当教員(アドバイザーまたは研究室指導教員)と協議した上で、学群長より退学勧告をすることがある。ただし、休学による留年は対象としない。

(必修科目)

第6条 必修科目とは、修得しなければ卒業を認められない授業科目をいう。

2 必修科目の単位は、他の授業科目の単位をもって代えることはできない。
3 必修科目は、所定の年次において履修しな

ければならない。

4 所定の年次において未修得となった必修科目は、次年度に他の授業科目に優先させて履修しなければならない。

(選択科目)

第7条 選択科目とは、必修科目以外の授業科目をいう。

2 卒業に必要な単位数を満たすために、必修科目に加えて選択科目の単位を修得しなければならない。

(履修登録及び履修)

第8条 履修しようとする授業科目は、指定期間内に教育センター教務課に指定された方法により登録手続きをしなければならない。

2 履修登録をしない者は、修学の意志がないものとみなす。

3 同一時限に2科目以上履修することはできない。ただし、履修すべき科目の時間割(集中授業、補講を含む)が重複する場合は教育センター教務課に申し出なければならない。

4 同一年度に同一の授業科目を重複して履修登録することはできない。ただし、卒業年次の後学期に限り、当該年度の前学期に未修得となった授業科目が後学期にも開講される場合は、後学期履修登録変更時において、再度履修登録することができる。

5 すでに単位を修得した授業科目は、履修することはできない。ただし、編入学者が教職課程の教科に関する専門教育科目を履修する場合は、その限りではない。

6 上級年次に配当された授業科目は、原則として履修することはできない。ただし、留年になった者が次年次配当の選択科目(実験・実習を除く。)を履修する場合は、その限りではない。

7 食と健康学類管理栄養士コースは前項ただし書の定めによらず、留年になった者は次年次配当の必修科目(実験・実習を除く。)を履修することができる。この場合、半期の履修科目の上限は、前年度までの未修得科目数を含む10単位までとする。

8 クラス別編成になっている授業科目は、指定されたクラスの授業時間割表に従って履修しなければならない。

9 礼拝の時間に授業科目を履修することはできない。

10 履修登録した以外の授業科目を聴講することはできない。

11 履修登録した以外の授業科目を履修し、試験に合格しても単位は認めない。

12 履修は入学時に示した授業科目履修年次配当表による。従って、下級年次から教育課程が変更になった場合、振替可能な授業科目以外の新しい授業科目を履修することはできない。

(履修制限及び開講取消し)

第9条 1年次において、年間48単位、1学期につき26単位を超えて履修することはできない。2年次以降において、年間46単位、1学期につき24単位を超えて履修することはできない。

2 学外農場実習、博物館実習及び教職課程教育科目は履修制限から除外する。

3 第22条第4項に該当する学業成績良好な学生は、同項に定める単位数を上限とする。

4 履修者数が10名未満の授業科目は、当該年度の開講を取り止め、隔年開講とする場合がある。

5 その他に履修を制限する場合がある。

(他学群他学類の授業科目の履修)

第10条 他学群他学類科目の履修方法等については、「酪農学園大学他学群他学類の授業科目の履修に関する規程」に定める。

(他大学等で修得した単位の取扱い)

第11条 他大学等で修得した単位の取扱いについては、別に定める。

(履修授業科目の変更)

第12条 履修授業科目の変更は、次の事由が発生した場合、その都度認める。

(1) 授業時間割表に変更があった場合

(2) 履修登録内容に不備があった場合

(3) その他やむを得ないと認められる場合

(授業時間)

第13条 授業時間の1時間の単位は45分とする。

2 授業時間は次の時限に区分する。

時限	時 間	時限	時 間
1	9時00分～9時45分	7	14時40分～15時25分
2	9時45分～10時30分	8	15時25分～16時10分
3	10時40分～11時25分	9	16時20分～17時05分
4	11時25分～12時10分	10	17時05分～17時50分
5	13時00分～13時45分	11	18時00分～18時45分
6	13時45分～14時30分	12	18時45分～19時30分

3 授業時間割表は、学年の始めに定める。

4 11、12時限目は主として補講を実施する。

(試 験)

第14条 授業科目の単位を認定するための試験を行う。

2 試験は、毎学期1回以上行うことを原則とする。

3 試験は、平常試験及び定期試験並びに追試験とする。

4 試験は、筆答試験またはレポート等担当教員が適当と認める方法によって行う。

5 実験、実習及び演習等にあつては、その成績考査をもって試験に代えることができる。

(平常試験)

第15条 平常試験とは、授業科目担当教員が必要に応じて随時行う試験をいう。

(定期試験)

第16条 定期試験とは、学期末に行われる試験をいう。

2 定期試験は、原則として前学期は7月下旬から8月上旬、後学期は1月下旬～2月上旬に行う。

3 試験時間は、原則として60分とする。

(追 試 験)

第17条 追試験は、やむを得ない事由で定期試験を受けることのできなかった者に対して行う試験をいう。

2 追試験は、原則として次の場合に認める。

(1) 第25条第1項の規定(公認欠席)により受験不可能になった場合(証明する書類を添付)

(2) 公認欠席の対象ではない病気・怪我により受験不可能になった場合(医師の診断書、法定感染症病状証明書、医療機関受診証明書または治療費領収書を添付(受診日または入院療養等に要した期間が試験日を含む証明書であること。ただし治療領収書の場合は受診日のみ有効))

(3) 交通機関の遅延・事故により受験不可能になった場合(遅延証明書または運休証明書を添付)

(4) 就職試験により受験不可能になった場合(試験の日時を証明する書類を添付)

(5) その他災害等やむを得ない事由により受験不可能になった場合(証明する書類を添付)

3 追試験を受験しようとする者は、定期試験後7日以内に、試験欠席届を教育センター教務課に提出し、許可を得なければならない。

4 追試験は、定期試験後10日以内に実施する。この期間に受験できない場合は原則として受験資格を失う。

5 追試験を許可された者は、追試験票の交付を受け、試験時に試験監督者にこれを提出しなければならない。

(試験時間割)

第18条 定期試験の時間割表は、開始10日以前に学生に告示する。

(受験資格)

第19条 受験資格は次のとおりとし、受験資格のない者は試験を受けることができない。

(1) 当該授業科目を履修登録していること。

(2) 講義科目については、授業時間総数の3分の2以上出席していること。

(3) 実験科目、実習科目、演習科目及び体育実技については、授業時間総数の5分の4以上出席していること。

(4) 追試験については、追試験票の交付を受けていること。

- (5) 学生証を所持していること。
- (6) 当該学期の学納金を納付していること、または、学納金未納の場合は、納付についての確約書が提出されていること。

(試験に関する注意)

- 第20条 受験中机上には、試験監督者が見やすい位置に学生証を置き、その他試験科目担当教員が認めるもの以外は置いてはならない。
- 2 受験中は、携帯電話、スマートフォン、スマートウォッチ等の通信機能が付いた電子機器、補聴器を除くイヤホン・ヘッドホン類は電源を切り、かばん等にしまうこと。
 - 3 試験開始後20分を経過した後は、試験場に入場できない。
 - 4 試験開始後25分間は、退場できない。
 - 5 答案用紙に学類、学年、学籍番号、氏名の記入のないものは無効とする。
 - 6 試験場では試験監督者の指示に従わなければならない。
 - 7 試験を遠隔で実施する場合はこの限りではない。遠隔試験に関する注意事項は第18条第1項に定める定期試験の時間割表告示の際に通知する。
 - 8 試験において不正行為をした者は、ただちに受験停止のうえ、学則第40条の規定により厳重な処分をする。

(成績)

- 第21条 授業科目の成績は、試験により決定する。
- 2 成績は、S、A、B、C、D、P及びFの7種の評語をもって表示し、各成績評語基準は次項に示すとおりとする。ただし、第19条第2号及び第3号を満たせず受験資格のない科目は「×」、編入学や入学前の既修得単位等の振替認定科目は「認」と表示する。また、「建学原論」、「健土健民入門実習」、「基礎演習」、「キャリアベーシック」、「キャリアデザインⅠ」、「キャリアデザインⅡ」、「学外農場実習」の評価は、P(合格)、F(不合格)の2種の評語で表示する。
 - 3 成績評語基準は、次のとおりとする。

合格	S (100~90点)、A (89~80点)、 B (79~70点)、C (69~60点)
	P (「建学原論」、「健土健民入門実習」、「基礎演習」、「キャリアベーシック」、「キャリアデザインⅠ」、「キャリアデザインⅡ」、「学外農場実習」の合格)
不合格	D (59点以下および試験欠席)
	F (「建学原論」、「健土健民入門実習」、「基礎演習」、「キャリアベーシック」、「キャリアデザインⅠ」、「キャリアデザインⅡ」、「学外農場実習」の不合格)
 - 4 学則第36条第1項により除籍となった者は、

当該学期の履修成績を抹消する。

(G P A)

第22条 全履修科目の成績の平均値を表したG P A (Grade Point Average/グレード・ポイント・アベレージの略)は、各履修科目のグレード・ポイントに科目の単位数を乗じた値を全履修科目分合算し、その値を全履修科目の単位数の合計で除したものであり、次の計算式によって算出する。

$$G P A = \frac{[(\text{科目の単位数}) \times (\text{その科目で得たグレード・ポイント})] \text{の総和}}{\text{履修科目単位数の総和}}$$

- 2 評価ごとのグレード・ポイントは次のとおりとする。ただし、認とP、Fは対象外とする。

S (100~90点) :	4.0、
A (89~80点) :	3.0、
B (79~70点) :	2.0、
C (69~60点) :	1.0、
D (59点以下、試験欠席) :	0、
× (受験不可) :	0
- 3 「建学原論」、「健土健民入門実習」、「基礎演習」、「キャリアベーシック」、「キャリアデザインⅠ」、「キャリアデザインⅡ」、「学外農場実習」および教職課程教育科目はG P A算出の対象外とする。
- 4 履修登録時において前年度のG P Aが3.1以上の者は、年間50単位、1学期26単位を上限として履修することができる。
- 5 前項の規定は復学時においては、休学前直近年度のG P Aを適用する。
- 6 2学期連続してG P Aが1.0未満の者については、学生担当教員と連携のもと、学類長より指導・助言を行う。
- 7 3学期連続してG P Aが1.0未満の者については、学生担当教員と協議した上で、学群長より退学勧告を行う。
- 8 前項の規定により退学した者が、科目等履修生として履修した科目を算入して累積G P Aが1.0以上に改善し、再入学を願い出た場合には、教授会の議を経て、退学時の学年学期の次学期に再入学を許可することができる。

(成績発表)

第23条 成績は、所定の方法をもって発表する。その他授業科目担当教員が必要に応じて成績を発表する。

- 2 成績は、学生の保証人に通知する。

(欠席)

第24条 病気・怪我、交通機関の遅延・事故、就職活動、その他の理由で授業を欠席する場合は、「欠席届」(教育センター教務課に常備)を欠席する授業科目担当教員に届け出なければならない。

- 2 前項の欠席は、授業時間総数に算入する。

(公認欠席)

第25条 公認欠席は、次の場合に限り認められる。

公認欠席に該当する事由		認定日数	申請期限	
(1) 学外で行われる教育課程	ア ゼミ調査 (専門ゼミナールⅠ・Ⅱ、卒業研究Ⅰ・Ⅱ、研究発表)	年間7授業日以内 (本事由による公認欠席は1授業科目につき2回までとする。)	調査の初日 (移動日がある場合は移動日)の7日前まで	
	イ 学外農場実習	年間14日以内	実習の初日 (移動日がある場合は移動日)の7日前まで	
	ウ 実践農学実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ (循環農学類)、海外自然環境実習 エ オ キャリア実習 カ 食料農業農村調査実習(循環農学類) 給食管理実習Ⅱ、臨床栄養学実習Ⅰ、臨床栄養学実習Ⅱ、公衆栄養学実習Ⅱ(食と健康学類管理栄養士コース)	各年間7授業日以内 (本事由による公認欠席は1授業科目につき2回までとする。)	実習の初日 (移動日がある場合は移動日)の7日前まで	
	キ 教職に関する実習	① 教育実習 (事前打ち合わせ含む。)	年間14日以内 (遠隔地は前後各1日を加える。また実習校の都合で延長した場合の日数も加える。)	実習の初日 (移動日がある場合は移動日)の7日前まで
		② 介護等体験 (特別支援学校)	年間2日以内 (遠隔地は前後各1日を加える。)	実習の初日 (移動日がある場合は移動日)の7日前まで
		③ 介護等体験 (社会福祉施設)	年間5日以内 (遠隔地は前後各1日を加える。)	実習の初日 (移動日がある場合は移動日)の7日前まで
	(2) 課外活動	ア 運動部等で対学校試合等、大学を代表して出場する場合	各学期1回、6授業日以内 ※同一曜日の重複は認めない。 ※準備、後片付け、見学会、調査等は、認めない。	大会等の初日 (移動日がある場合は移動日)の7日前まで
		イ 文化部等で大学を代表して出席する場合		
		ウ 学生会役員で会合に出席する場合		
	(3) その他	ア 忌引き (2親等以内の親族)	年間7授業日以内 (本事由による公認欠席は1授業科目につき1回までとする)	葬儀終了後7日以内
イ 学校保健安全法第19条に基づく出席停止		学校保健安全法施行規則第19条に定める出席停止の期間	登校許可が出た日から5日以内	

2 前項の公認欠席は、授業時間総数に算入しない。

3 第1項に該当する公認欠席は、次の手続きをしなければならない。

- (1) 第1項の(1)の該当授業科目担当教員は、申請期限前に「㊦公認欠席願」を教育センター教務課に届け出なければならない。
 - (2) 第1項の(1)③に該当する公認欠席で、教育実習の事前打合わせについては、打合わせであることが分かる資料及び実習校からの証明書等を提出しなければならない。
 - (3) 第1項の(2)の該当団体は、申請期限前に「㊧公認欠席願」に「理由に関する資料」を添付し、団体顧問(本学教員)の認印を受けた後、教育センター学生支援課に届け出なければならない。
 - (4) 第1項の(3)アの公認欠席該当学生は、申請期限前に会葬礼状の写しまたは保証人の証明書を持参の上、教育センター教務課に届け出なければならない。
 - (5) 第1項(3)イの公認欠席該当学生は、申請期限前に医師の診断書、法定感染症病状証明書、医療機関受診証明書または治療費領収書・薬の処方箋等を医務室に提出の上、学校医の証明後に教務課に届け出なければならない。
 - (6) 第1項の公認欠席該当学生は、所定の申請後、手続きを指定された部署の証印を受けた公認欠席届を受け取り、欠席した授業科目担当教員に原則14日以内に届け出なければならない。
- 4 第1項の公認欠席の回数は、1つの授業科目において当該授業回数の3分の1を超えることができないものとする。
- 5 第1項(1)及び(2)に該当する公認欠席は、原則定期試験期間を含むことができないものとする。
- 6 第1項の申請期限を過ぎた申請は、認めない。ただし、学生の自己都合によらない不可抗力による理由の場合、認めることがある。

(改 廃)

第26条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、2011(平成23)年4月1日から制定・施行する。

附 則

- 1 この規程は、2012(平成24)年4月1日から施行する。
- 2 規程第5条については、2011(平成23)年度入学生から適用する。

附 則

- 1 この規程は、2015(平成27)年4月1日から施行する。
- 2 2014(平成26)年度以前の入学生については、第

2条第1項、第4条および第5条の適用は、なお従前の規程による。

附 則

- 1 この規程は、2016（平成28）年4月1日から施行する。
- 2 別表Ⅰは、2015（平成27）年度入学生から適用し、2014（平成26）年度以前の入学生については、なお従前の規程による。

附 則

この規程は、2018（平成30）年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、2020年4月1日から施行する。
- 2 別表Ⅰ及び別表Ⅱは、2019年度以前の入学者については、なお従前の規程による。

附 則

- 1 この規程は、2021年4月1日から施行する。
- 2 第2条第1項、第4条、第5条、第8条第7項、第9条、第21条、および第22条の規程は、2021年度入学生から適用し、2020年度以前の入学生については、従前の規程による。
- 3 別表Ⅰ・別表Ⅱは、2021年度入学生から適用し、2020年度以前の入学生については、従前の規程による。

附 則

- 1 この規程は、2021年4月1日から施行する。
- 2 第25条の規程は、2021年度入学生から適用し、2020年度以前の入学生については、従前の規程による。

附 則

- 1 この規程は、2022年4月1日から施行する。
- 2 第22条の規程は、2021年度入学生から適用し、2020年度以前の入学生については、従前の規程による。
- 3 別表Ⅰ及び別表Ⅱは2020年度以前の入学生については従前の規程による。

別表Ⅰ 授業科目履修年次配当表 循環農学類

科目区分	授業科目	単位数	開講年次											
			1年		2年		3年		4年					
			前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期				
基盤教育 40単位以上	酪農学園導入教育 9単位	基礎演習	①	2										
		建学原論	①		2									
		キリスト教学Ⅰ	②	2										
		キリスト教学Ⅱ	②		2									
		健土健民入門実習	①	3										
		農食環境学概論	②	2										
	人文社会科学教育 6単位以上	キリスト教と諸宗教	2			2								
		キリスト教と生命倫理	2				2							
		哲学	2	2	(2)									
		心理学	2	2	(2)									
		文学	2	2	(2)									
		社会学	2	2	(2)									
		日本史	2	2										
		世界史	2		2									
		地理学	2	2	(2)									
		法学	2	2	(2)									
		日本国憲法	2	2	(2)									
		経済学	2	2	(2)									
	自然科学教育 6単位以上	数学Ⅰ	2	2										
		数学Ⅱ	2		2									
		統計学Ⅰ	②			2								
		統計学Ⅱ	2				2							
		生物学	2	2	(2)									
		生物学実験	1	3	(3)									
		化学	2	2	(2)									
		化学実験	1	3	(3)									
		物理学	2	2	(2)									
		物理学実験	1			3	(3)							
		地学	2	2	(2)									
	地学実験	1			3	(3)								
	保健体育教育 2単位以上	運動の科学	2		2									
		体育実技Ⅰ	①	2										
		体育実技Ⅱ	1		2									
	情報教育 1単位以上	情報科学の基礎	2	2	(2)									
		情報処理基礎演習	①		2									
	外国語教育 8単位以上	英語Ⅰ	②	2										
		英語Ⅱ	②	2										
		英語Ⅲ	②		2									
		英語Ⅳ	②		2									
		外国語演習Ⅰ	2			2		(2)						
		外国語演習Ⅱ	2				2		(2)					
		中国語Ⅰ	2			2								
		中国語Ⅱ	2				2							
		ハングルⅠ	2			2								
ハングルⅡ		2				2								
日本語Ⅰ		2	2											
日本語Ⅱ	2		2											
キャリア教育 2単位以上	キャリアベーシック	①				2								
	キャリアデザインⅠ	①						2						
	キャリアデザインⅡ	1							2					
	キャリア実習	1	3	(3)										

履修規程
農食環境学群

科目区分	授業科目	単位数	開講年次																				
			1年		2年		3年		4年														
			前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期													
専門基礎教育 44単位以上	共通領域	食品物理化学	2					2															
		食品流通論	2						2														
		食品産業論	2				2																
		食品資源学	2						2														
		食料経済論	2						2														
		野生動物学の基礎	2				2																
		動物生態学	2					2															
		生物地球化学	2				2																
		植物生態学	2				2																
		気象学の基礎	2					2															
		自然環境学実験・実習	1				3																
		保全生物学	2							2													
		動物形態機能学	2				2																
		サステイナビリティ学	2							2													
		アジア環境学	2					2															
		環境法	2					2															
		資源管理論	2									2											
		地形・地質学	2						2														
		環境共生学外実習	1				3	(3)															
		海外自然環境実習	1					3															
	G I S基礎演習	1				2																	
	G I S応用演習	1					2																
	リモートセンシング基礎演習	1					2																
ボランティア活動・NPO・NGO論	2				2																		
マーケティング論	2					2																	
国際関係論	2					2																	
国際理解	2				2																		
全学共通 専門基礎 領域	全学共通科目A	2	2																				
	全学共通科目B	2		2																			
	博物館実習	3								9													
専門教育 30単位以上	8単位以上 専門共通教育	専門ゼミナールⅠ	②							2													
		専門ゼミナールⅡ	②									2											
		卒業研究Ⅰ	②														2						
		卒業研究Ⅱ	②																		2		
		研究発表	2																		2		
	22単位 酪農学コース 専攻教育	家畜育種学	2								2												
		家畜繁殖学	2								2												
		家畜育種・繁殖学実験	1									3											
		家畜管理学	2								2												
		家畜栄養学	2								2												
		家畜管理・栄養学実験	1								3												
		家畜衛生学	2								2												
		家畜衛生学実験	1								3												
		畜産物利用学	2								2												
		乳用家畜飼養学	2										2										
		酪農・畜産経営論	2										2										
		泌乳生理学	2										2										
		乳用家畜飼養学実習	1									3											

科目区分	授業科目	単位数	開 講 年 次											
			1 年		2 年		3 年		4 年					
			前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期				
専門教育 30単位以上	畜産学コース専攻教育 22単位	家畜育種学	2					2						
		家畜繁殖学	2					2						
		家畜育種・繁殖学実験	1						3					
		家畜管理学	2					2						
		家畜栄養学	2					2						
		家畜管理・栄養学実験	1					3						
		家畜衛生学	2					2						
		家畜衛生学実験	1					3						
		畜産物利用学	2					2						
		酪農・畜産経営論	2						2					
		肉用大家畜飼養学	2					2						
		肉用中小家畜飼養学	2						2					
		肉用家畜飼養学実習	1						3					
	農学コース専攻教育 22単位	水稻栽培学	2						2					
		畑作物栽培学	2						2					
		作物栽培学実習	1						3					
		野菜園芸学	2						2					
		花き園芸学	2						2					
		園芸学実習	1						3					
		作物育種学	2							2				
		作物育種学実験	1							3				
		作物栄養学	2							2				
		土壌・作物栄養学実験	1						3					
		植物病理学	2						2					
		応用昆虫学	2						2					
		作物保護学実験Ⅰ	1						3					
	作物保護学実験Ⅱ	1							3					
	農業経済学コース専攻教育 22単位	農業経営学	2						2					
		農業市場論	2						2					
		食料・農業政策学	2						2					
		協同組合学	2						2					
		アグリビジネス論	2							2				
		地域連携論	2						2					
		簿記・会計演習	1						2					
		農業経済学演習	1							2				
		経済データ分析演習	1							2				
		食料農業農村調査実習	1						3					
		地域計画論	2							2				
		農業資源経済学	2							2				
		営農システム論	2							2				
	教職コース 専攻教育 6単位	教職インターンシップ	2			6								
		教職応用演習Ⅰ	1			2								
教職応用演習Ⅱ		1				2								
教職応用演習Ⅲ		1							2					
教職応用演習Ⅳ		1									2			
循環農学類教育	家畜繁殖技術論	2									2			
	受精卵移植論	2									2			
	畜産物利用学実習	1									3			
	実験動物学	2									2			
	果樹園芸学	2									2			
	農産加工学	2									2			

科目区分		授業科目	単位数	開講年次									
				1年		2年		3年		4年			
				前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期		
専門教育 30単位以上	実践酪農学・実践農学	実践酪農学	2	2									
		実践酪農学演習	1		2								
		実践酪農学実習Ⅰ	8			24							
		実践酪農学実習Ⅱ	8						24				
		実践農学	2		2								
		実践農学実習Ⅰ	2			6							
		実践農学実習Ⅱ	2				6						
		実践農学実習Ⅲ	2					6					
教職課程教育	A群	農業科教育法Ⅰ	2			(2)		2					
		農業科教育法Ⅱ	2				(2)		2				
		職業指導Ⅰ(農業)	2					2					
		職業指導Ⅱ(農業)	2						2				
		理科教育法Ⅰ	2			(2)		2					
		理科教育法Ⅱ	2				(2)		2				
		社会科・公民科教育法Ⅰ	2			(2)		2					
	社会科・公民科教育法Ⅱ	2				(2)		2					
	B群	教育原理	2		2								
		教職入門	2	2									
		教育社会学	2							2			
		教育心理学	2		2								
		特別支援教育論	2				2						
		教育課程論	2					2					
		総合的な学習の時間の指導法	2							2			
		特別活動論	2						2				
		教育方法・ICT活用論	2				2						
		生徒・進路指導論	2				2						
		教育相談論	2					2					
		教職実践演習(中・高1免)	2										2
		社会科・地理歴史科教育法Ⅰ	2				(2)		2				
		社会科・地理歴史科教育法Ⅱ	2					(2)		2			
		理科教育法Ⅲ	2						(2)		2		
		理科教育法Ⅳ	2							(2)		2	
		道德教育指導論	2							2			
	教育実習(中・高1免)	5						(5)		5			
	教育実習(高1免)	3						(3)		3			
地誌	2					2							
自由科目	他学群他学類科目												
	他大学等互換科目												

備考

1. 単位数の○数字は必修科目を示す。
2. 開講年次欄の数字は週当たりの授業時間数を示す。
3. 科目区分欄の単位数は修得すべき単位数を示す。
4. 基盤教育は酪農学園導入教育9単位、人文社会科学教育6単位以上、自然科学教育6単位以上、保健体育教育2単位以上、情報教育1単位以上、外国語教育8単位以上、キャリア教育2単位以上を含み、合計40単位以上を修得しなければならない。
5. 外国語教育の中国語、ハングルはⅠを履修中または修得済みでなければⅡの履修は認められず、Ⅰが「×」もしくは「D」の場合、後学期のⅡの履修を認めない(取消とする)。

なお、「日本語Ⅰ・日本語Ⅱ」は外国人留学生用の科目である。外国人留学生は、「日本語Ⅰ・日本語Ⅱ」の4単位を修得しなければならないが、日本語が一定の能力に達していると認められる場合は履修を免除することがある。

6. 専門基礎教育は、教職コースの履修者以外の場合、基礎科学領域A群から4単位以上、B群から4単位以上、循環農学類専門基礎領域A群から10単位以上、B群から6単位以上を含み、合計44単位以上を修得しなければならない。

なお、教職コース履修者の場合、専門基礎教育は、基礎科学領域A群から4単位以上、B群から4単位以上、循環農学類専門基礎領域A群から10単位以上、

B群から6単位以上を修得し、かつ教職課程教育のA群から12単位以上、B群から6単位以上を含み、合計48単位以上修得しなければならない。

7. 専門コースの教職コース、実践酪農学演習・実習履修者（酪農学コース）の決定は1年後学期、酪農学コース、畜産学コース、農学コース、農業経済学コースの決定は2年後学期とし、学生の希望を考慮して行う。

ただし、実験・実習の運営に支障が生じる場合には、人数の調整をすることがある。また、原則としてコースの変更は認めない。

8. 専門教育は、教職コースの履修者以外の場合、専門共通教育8単位以上、いずれか一つのコース専攻教育22単位、循環農学類教育および実践農学・実践酪農学から、合計30単位以上を修得しなければならない。

なお、教職コース履修者の場合、専門教育は、専門共通教育8単位以上、教職コース専攻教育6単位、酪農学コース・畜産学コース、農学コース、農業経済学コースのいずれか一つのコース専攻教育22単位、循環農学類教育および実践農学・実践酪農学から、合計36単位以上を修得しなければならない。

9. 専門教育の「実践農学実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」の履修可能な人数には制限がある。また、「実践農学実習Ⅰ・Ⅱ」の履修者の決定は原則、前年度の後学期とする。「実践農学実習Ⅲ」の履修は、「実践農学実習Ⅰ・Ⅱ」

を履修しなければ履修を認められない。

10. 専門教育の実践酪農学の「実践酪農学演習」、「実践酪農学実習Ⅰ」および「実践酪農学実習Ⅱ」の履修可能な人数には制限がある。また、「実践酪農学実習Ⅰ」「実践酪農学実習Ⅱ」を履修するものは酪農学コースを選択しなければならない。

11. 自由科目は、他学群他学類科目および他大学等互換科目とする。10単位まで卒業に必要な単位数に算入することができる。ただし、教職コース履修者は卒業に必要な単位数に算入することができない。

12. 「研究発表」は、「卒業研究Ⅰ」を修得しなければ履修を認められない。

13. 教職コース履修者を除き、他コース専攻教育科目は原則4年次に履修するものとする。

なお、教職コース履修者は、教職コース専攻教育のほか、酪農学コース、畜産学コース、農学コース、農業経済学コースのいずれか一つのコース専攻教育のみ3年次に履修することができ、それ以外のコース専攻教育は原則4年次に履修するものとする。

14. 教職課程教育の修得単位は卒業に必要な単位数には算入しない。ただし、教職コース履修者は除く。

15. 卒業に必要な単位数は124単位以上である。各科目区分の修得すべき単位数の合計は114単位なので、さらに全科目区分から10単位以上を修得しなければならない（教職コース履修者を除く）。

※上記については2020年度以前入学者にも適用する。

別表Ⅱ 卒業必要単位数

(酪農学コース、畜産学コース、農学コース、農業経済学コース)

科目区分		各区分の 修得すべき 最低単位数	区分にまたがって 修得すべき最低単位数				
基盤教育	酪農学園導入教育	9単位	6単位				
	人文社会科学教育	6単位					
	自然科学教育	6単位					
	保健体育教育	2単位					
	情報教育	1単位					
	外国語教育	8単位					
	キャリア教育	2単位					
小計		40単位					
専門基礎教育	基礎科学領域	A群 4単位 B群 4単位	20単位	10単位			
	循環農学類専門基礎領域	A群 10単位 B群 6単位 C群					
	共通領域						
	全学共通専門基礎領域						
	小計				44単位		
	専門教育	専門共通教育			8単位		
いずれか1つのコース専攻教育		22単位					
他のコース専攻教育							
循環農学類教育							
実践酪農学・実践農学							
小計		30単位					
自由科目							
総計			124単位				

(教職コース)

科目区分		各区分の 修得すべき 最低単位数	区分にまたがって 修得すべき最低単位数	
基盤教育	酪農学園導入教育	9単位	6単位	
	人文社会科学教育	6単位		
	自然科学教育	6単位		
	保健体育教育	2単位		
	情報教育	1単位		
	外国語教育	8単位		
	キャリア教育	2単位		
小計		40単位		
専門基礎教育	基礎科学領域	A群 4単位 B群 4単位	6単位	
	循環農学類専門基礎領域	A群 10単位 B群 6単位 C群		
	共通領域			
	教職課程教育	A群 12単位 B群 6単位		
	全学共通専門基礎領域			
	小計			
専門教育	専門共通教育	8単位		
	教職コース専攻教育	6単位		
	他のいずれか1つのコース専攻教育	22単位		
	上記以外のコース専攻教育			
	循環農学類教育 実践酪農学・実践農学			
小計		36単位		
自由科目				
総計			124単位	

別表Ⅰ 授業科目履修年次配当表 食と健康学類

科目区分	授業科目	単位数	開講年次											
			1年		2年		3年		4年					
			前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期				
基盤教育 40単位以上	酪農学園導入教育 9単位	基礎演習	①	2										
		建学原論	①		2									
		キリスト教学Ⅰ	②	2										
		キリスト教学Ⅱ	②		2									
		健土健民入門実習	①	3										
		農食環境学概論	②	2										
	人文社会科学教育 6単位以上	キリスト教と諸宗教	2			2								
		キリスト教と生命倫理	2				2							
		哲学	2	2	(2)									
		心理学	2	2	(2)									
		文学	2	2	(2)									
		社会学	2	2	(2)									
		日本史	2	2										
		世界史	2		2									
		地理学	2	2	(2)									
		法学	2	2	(2)									
		日本国憲法	2	2	(2)									
		経済学	2	2	(2)									
	自然科学教育 6単位以上	数学Ⅰ	2	2										
		数学Ⅱ	2		2									
		統計学Ⅰ	②			2								
		統計学Ⅱ	2				2							
		生物学	②	2	(2)									
		生物学実験	1	3	(3)									
		化学	②	2	(2)									
		化学実験	1	3	(3)									
		物理学	2	2	(2)									
		物理学実験	1			3	(3)							
		地学	2	2	(2)									
		地学実験	1			3	(3)							
	保健体育教育 2単位以上	運動の科学	2		2									
		体育実技Ⅰ	①	2										
		体育実技Ⅱ	1		2									
	情報教育 1単位以上	情報科学の基礎	2	2	(2)									
		情報処理基礎演習	①		2									
	8 外国語教育 8単位以上	英語Ⅰ	②	2										
		英語Ⅱ	②	2										
		英語Ⅲ	②		2									
		英語Ⅳ	②		2									
		外国語演習Ⅰ	2			2		(2)						
		外国語演習Ⅱ	2				2		(2)					
		中国語Ⅰ	2			2								
中国語Ⅱ		2				2								
ハンゲルⅠ		2			2									
ハンゲルⅡ		2				2								
日本語Ⅰ		2	2											
日本語Ⅱ	2		2											
キャリア教育 2単位以上	キャリアベーシック	①			2									
	キャリアデザインⅠ	①					2							
	キャリアデザインⅡ	1						2						
	キャリア実習	1	3	(3)										

科目区分	授業科目	単位数	開講年次										
			1年		2年		3年		4年				
			前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期			
専門教育 30単位以上	食品流通開発学コース専攻教育 21単位	食品マーケティング戦略論	2						2				
		食品物流管理論	2					2					
		アグリビジネス論	2						2				
		食品栄養学	2					2					
		食品企画開発論	2					2					
		食品品質特性学実験	1						3				
		食品企画開発実習	1						3				
		乳肉製造学実験実習	1					3					
		食品微生物学	2					2					
		乳製品製造学	2					2					
		肉製品製造学	2					2					
		食品物性学	2						2				
	教職コース専攻教育 6単位	教職インターンシップ	2			6							
		教職応用演習Ⅰ	1			2							
		教職応用演習Ⅱ	1			2							
		教職応用演習Ⅲ	1						2				
		教職応用演習Ⅳ	1							2			
	食と健康学類教育 1単位以上	食品品質管理論	2					2	(2)				
		食品総合実験	①			3							
		食品流通情報システム論	2						2				
		農産資源利用学	2						2				
フードコーディネート論		2								2			
教職課程教育	A群	農業科教育法Ⅰ	2		(2)		2						
		農業科教育法Ⅱ	2		(2)		2		2				
		職業指導Ⅰ(農業)	2				2						
		職業指導Ⅱ(農業)	2					2					
		理科教育法Ⅰ	2		(2)		2						
		理科教育法Ⅱ	2		(2)		2		2				
		社会科・公民科教育法Ⅰ	2		(2)		2						
		社会科・公民科教育法Ⅱ	2		(2)			2					
	B群	教育原理	2		2								
		教職入門	2	2									
		教育社会学	2						2				
		教育心理学	2		2								
		特別支援教育論	2			2							
		教育課程論	2			2							
		総合的な学習の時間の指導法	2						2				
		特別活動論	2					2					
		教育方法・ICT活用論	2			2							
		生徒・進路指導論	2			2							
		教育相談論	2			2							
		教職実践演習(中・高1免)	2									2	
		社会科・地理歴史科教育法Ⅰ	2		(2)		2						
		社会科・地理歴史科教育法Ⅱ	2			(2)		2		2			
		理科教育法Ⅲ	2				(2)			2			
		理科教育法Ⅳ	2					(2)			2		
		道德教育指導論	2					2					
		教育実習(中・高1免)	5					(5)			5		
		教育実習(高1免)	3					(3)			3		
		地誌	2			2							
自由科目	他学群他学類科目												
	他大学等互換科目												

備考

1. 単位数の○数字は必修科目を示す。
2. 開講年次欄の数字は週当たりの授業時間数を示す。
3. 科目区分欄の単位数は修得すべき単位数を示す。
4. 基盤教育は酪農学園導入教育9単位、人文社会科学教育6単位以上、自然科学教育6単位以上、保健体育教育2単位以上、情報教育1単位以上、外国語教育8単位以上、キャリア教育2単位以上の合計40単位以上を修得しなければならない。
5. 外国語教育の中国語、ハングルはⅠを履修中または修得済みでなければⅡの履修は認められず、Ⅰが「×」もしくは「D」の場合、後学期のⅡの履修を認めない（取消とする）。

なお、「日本語Ⅰ・日本語Ⅱ」は外国人留学生用の科目である。外国人留学生は、「日本語Ⅰ・日本語Ⅱ」の4単位を修得しなければならないが、日本語が一定の能力に達していると認められる場合は履修を免除することがある。
6. 専門基礎教育は、教職コースの履修者以外の場合、基礎科学領域A群から4単位以上、B群から4単位以上、食と健康学類専門基礎領域A群から14単位以上、B群から8単位以上、C群から6単位以上を含み、合計44単位以上を修得しなければならない。

なお、教職コース履修者の場合、基礎科学領域A群から4単位以上、B群から4単位以上、食と健康学類専門基礎領域A群から14単位以上、B群から8単位以上を修得し、かつ教職課程教育A群から12単位以上、B群から6単位以上を含み、合計48単位以上を修得しなければならない。
7. 専門コースの教職コースの決定は1年後学期、食資源開発学コース、食品流通開発学コースの決定は2年後学期とし、学生の希望を考慮して行う。

ただし、実験・実習の運営に支障が生じる場合には、人数の調整をすることがある。また、原則としてコースの変更は認めない。

8. 専門教育は、専門共通教育8単位以上、いずれか一つのコース専攻教育21単位、および食と健康学類教育1単位以上から、合計30単位以上を修得しなければならない。

なお、教職コース履修者の場合、専門教育は、専門共通教育8単位以上、教職コース専攻教育6単位、いずれか一つのコース専攻教育21単位、および食と健康学類教育1単位以上、合計36単位以上を修得しなければならない。
 9. 自由科目は、他学群他学類科目および他大学等互換科目とする。10単位まで卒業に必要な単位数に算入することができる。ただし、教職コース履修者は卒業に必要な単位数に参入することができない。
 10. 「研究発表」は、「卒業研究Ⅰ」を修得しなければ履修を認められない。
 11. 教職コース履修者を除き、他コース専攻教育科目は原則4年次に履修するものとする。

なお、教職コース履修者は、教職コース専攻教育のほか、食資源開発学コース、食品流通開発学コースのいずれか一つのコース専攻教育のみ3年次に履修することができ、それ以外のコース専攻教育は原則4年次に履修するものとする。
 12. 教職課程教育の修得単位は卒業に必要な単位数には算入しない。ただし、教職コース履修者は除く。
 13. 卒業に必要な単位数は124単位以上である。各科目区分の修得すべき単位数の合計は114単位なので、さらに全科目区分から10単位以上を修得しなければならない（教職コース履修者を除く）。
- ※上記については2020年度以前入学者にも適用する。

別表Ⅱ 卒業必要単位数
(食資源開発学コース、食品流通開発学コース)

科目区分		各区分の 修得すべき 最低単位数	区分にまたがって 修得すべき最低単位数			
基盤教育	酪農学園導入教育	9単位	6単位			
	人文社会科学教育	6単位				
	自然科学教育	6単位				
	保健体育教育	2単位				
	情報教育	1単位				
	外国語教育	8単位				
	キャリア教育	2単位				
小計		40単位				
専門基礎教育	基礎科学領域	A群 4単位 B群 4単位	8単位	10単位		
	食と健康学類専門基礎領域	A群 14単位 B群 8単位 C群 6単位				
	共通領域					
	全学共通専門基礎領域					
	小計				44単位	
	専門教育	専門共通教育			8単位	
いずれか1つのコース専攻教育		21単位				
他のコース専攻教育						
食と健康学類教育		1単位				
小計		30単位				
自由科目						
総計				124単位		

(教職コース)

科目区分		各区分の 修得すべき 最低単位数	区分にまたがって 修得すべき最低単位数	
基盤教育	酪農学園導入教育	9単位	6単位	
	人文社会科学教育	6単位		
	自然科学教育	6単位		
	保健体育教育	2単位		
	情報教育	1単位		
	外国語教育	8単位		
	キャリア教育	2単位		
小計		40単位		
専門基礎教育	基礎科学領域	A群 4単位 B群 4単位	8単位	10単位
	食と健康学類専門基礎領域	A群 14単位 B群 8単位 C群 6単位		
	共通領域			
	教職課程教育	A群 12単位 B群 6単位		
	全学共通専門基礎領域			
	小計			
専門教育	専門共通教育	8単位		
	教職コース専攻教育	6単位		
	他のいずれか1つのコース専攻教育	21単位		
	食と健康学類教育	1単位		
小計		36単位		
自由科目				
総計				124単位

換科目とする。4単位まで卒業に必要な単位数に算入することができる。

9. 「給食管理実習Ⅱ」は、予め関連科目「給食経営管理論Ⅰ・Ⅱ」、「給食管理実習Ⅰ」を修得していなければ履修を認められない。

10. 「臨床栄養学実習Ⅰ・Ⅱ」及び「公衆栄養学実習Ⅱ」は、予め関連科目「臨床栄養学Ⅰ・Ⅱ」、「臨床栄養管理論」、「臨床栄養学実験実習Ⅰ・Ⅱ」、「公衆栄養

学Ⅰ・Ⅱ」、「公衆栄養学実習Ⅰ」を修得していなければ履修を認められない。

11. 「研究発表」は、「総合演習Ⅰ」を修得しなければ履修を認められない。

12. 卒業に必要な単位数は124単位以上である。各科目区分の修得すべき単位数の合計は120単位なので、さらに全科目区分から4単位以上を修得しなければならない。

別表Ⅱ 卒業必要単位数 (管理栄養士コース)

科目区分		各区分の 修得すべき 最低単位数	区分にまたがって 修得すべき 最低単位数
基盤教育	酪農学園導入教育	9単位	4単位
	人文社会科学教育	6単位	
	自然科学教育	8単位	
	保健体育教育	2単位	
	情報教育	1単位	
	外国語教育	8単位	
	キャリア教育		
小計		34単位	
専門基礎教育	基礎科学領域	A群	
		B群	
	食と健康学類専門基礎領域	A群	
		B群	
		C群	
管理栄養士コース専門基礎領域	40単位		
全学共通専門基礎領域			
小計		40単位	
専門教育	専門共通教育		
	管理栄養士コース専攻教育	46単位	
	食と健康学類教育		
小計		46単位	
自由科目			
総計		124単位	

科目区分		授業科目	単位数	開 講 年 次									
				1 年		2 年		3 年		4 年			
				前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期		
基礎科学領域	A群 4単位以上	無機化学	2			2							
		有機化学	2			2							
		物理化学	2			2							
		分析化学	2				2						
		生化学	2			2							
		微生物学	2			2							
		土壌学	2			2							
		植物遺伝学	2			2							
		動物遺伝学	2			2							
		植物生理学	2			2	(2)						
基礎科学領域	B群 4単位以上	民法・商法	2				2						
		行財政学概論	2				2						
		経済原論	2				2						
		ミクロ経済学	2				2						
		マクロ経済学	2			2							
		経営学総論	2				2						
		日本経済論	2			2							
		統計データ分析演習	1					2					
環境共生学類専門基礎領域	A群 7単位以上	生物分類学	2			2							
		野生動物学の基礎	2			2							
		動物生態学	2				2						
		生物地球化学	2			2							
		植物生態学	2			2							
		気象学の基礎	2				2						
		自然環境学実験・実習	1			3							
	B群 10単位以上	保全生物学	2					2					
		動物形態機能学	2			2							
		サステイナビリティ学	2					2					
B群	アジア環境学	2				2							
	環境法	2				2							
	資源管理論	2						2					
	地形・地質学	2				2							
	環境共生学外実習	1			3	(3)							
	海外自然環境実習	1				3							
	C群	情報処理演習	1			2							
G I S 基礎演習		1			2								
G I S 応用演習		1				2							
リモートセンシング基礎演習		1				2							
国際関係論		2				2							
国際理解		2			2								
国際法		2				2							
共通領域		家畜解剖学	2			2							
		家畜生理学	2			2							
		畜産学総論	2			2							
		農業機械学	2				2						
		草地・飼料作物学	2				2						
		作物栽培学	2				2						
		園芸学	2				2						
		農業経営学概論	2				2						
		農業政策学	2				2						
		家畜行動学	2				2						

科目区分	授業科目	単位数	開講年次																						
			1年		2年		3年		4年																
			前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期															
専門教育 30単位以上	生命環境学コース専攻教育 18単位	森林環境学	2					2																	
		水圏環境化学	2					2																	
		自然環境保全と地球温暖化	2					2																	
		気象・気候学	2					2																	
		水圏・地圏総合実習	1					3	(3)																
		生命環境学実験実習Ⅰ	1					3																	
		生命環境学実験実習Ⅱ	1						3																
		植生保全学	2					2																	
		環境共生演習Ⅰ	1					2																	
		環境共生演習Ⅱ	1						2																
		実践生命環境学実習	1					3	(3)																
		火山・鉱物学	2						2																
	環境共生学類教育	環境教育論	2																				2		
		動物園・水族館学	2																				2		
		自然再生エネルギー論	2																					2	
		環境変動のリモートセンシング	2									2													
		環境情報の解析	2									2													
		地域資源学	2										2												
		生息地保全管理論	2									2													
	環境アセスメント・ビオトープ論	2									2														
	教職課程教育	教育原理	2		2																				
		教職入門	2	2																					
教育社会学		2																				2			
教育心理学		2		2																					
特別支援教育論		2				2																			
教育課程論		2				2																			
総合的な学習の時間の指導法		2																				2			
特別活動論		2																				2			
教育方法・ICT活用論		2				2																			
生徒・進路指導論		2				2																			
教育相談論		2					2																		
教職実践演習（中・高1免）		2																					2		
理科教育法Ⅰ		2																				2			
理科教育法Ⅱ		2																				2			
理科教育法Ⅲ		2																				2			
理科教育法Ⅳ		2																					2		
道德教育指導論		2																				2			
教育実習（中・高1免）	5																				5				
教育実習（高1免）	3																				3				
自由科目	他学群他学類科目																								
	他大学等互換科目																								

備考

1. 単位数の○数字は必修科目を示す。
2. 開講年次欄の数字は週当たりの授業時間数を示す。
3. 科目区分欄の単位数は修得すべき単位数を示す。
4. 基盤教育は酪農学園導入教育9単位、人文社会科学教育6単位以上、自然科学教育6単位以上、保健体育教育2単位以上、情報教育1単位以上、外国語教育8単位以上、キャリア教育2単位以上の合計40単位以上を修得しなければならない。
5. 外国語教育の中国語、ハングルはⅠを履修中また

は修得済みでなければⅡの履修は認められず、Ⅰが「×」もしくは「D」の場合、後学期のⅡの履修を認めない（取消とする）。

なお、「日本語Ⅰ・日本語Ⅱ」は外国人留学生用の科目である。外国人留学生は、「日本語Ⅰ・日本語Ⅱ」の4単位を修得しなければならないが、日本語が一定の能力に達していると認められる場合は履修を免除することがある。

6. 専門基礎教育は基礎科学領域A群から4単位以上、B群から4単位以上、環境共生学類専門基礎領域A

- 群から7単位以上を含みA群・B群から10単位以上、合計44単位以上を修得しなければならない。
7. 専門コースの野生動物学コース、生命環境学コースの決定は2年後学期とし、学生の希望を考慮して行う。ただし、実験・実習の運営に支障が生じる場合には、人数の調整をすることがある。また、原則としてコースの変更は認めない。
8. 専門教育は、専門共通教育（8単位以上）、いずれか一つのコース専攻教育（18単位）、および環境共生学類教育から、合計30単位以上を修得しなければならない。
9. 自由科目は、他学群他学類科目および他大学等互換科目とする。10単位まで卒業に必要な単位数に算

- 入することができる。
10. 「研究発表」は、「卒業研究Ⅰ」を修得しなければ履修を認められない。
11. 他コース専攻教育科目は原則4年次に履修するものとする。
12. 教職課程教育の修得単位は卒業に必要な単位数には算入しない。
13. 卒業に必要な単位数は124単位以上である。各科目区分の修得すべき単位数の合計は114単位なので、さらに全科目区分から10単位以上を修得しなければならない。
- ※上記については2020年度以前入学者にも適用する。

別表Ⅱ 卒業必要単位数
環境共生学類

科目区分		各区分の修得すべき最低単位数	区分にまたがって修得すべき最低単位数				
基盤教育	酪農学園導入教育	9単位	6単位				
	人文社会科学教育	6単位					
	自然科学教育	6単位					
	保健体育教育	2単位					
	情報教育	1単位					
	外国語教育	8単位					
	キャリア教育	2単位					
小計		40単位					
専門基礎教育	基礎科学領域	A群 4単位 B群 4単位	3単位	26単位			
	環境共生学類専門基礎領域	A群 7単位 B群 C群					
	共通領域						
	全学共通専門基礎領域						
	小計				44単位		
	専門教育	専門共通教育			8単位	4単位	
いずれか1つのコース専攻教育		18単位					
他のコース専攻教育							
環境共生学類教育							
小計		30単位					
自由科目							
総計		124単位					

酪農学園大学獣医学群履修規程

(目的)

第1条 この規程は、酪農学園大学学則（以下「学則」という。）第29条の規定に基づき獣医学群の履修等に関する事項を定めることを目的とする。

(授業科目)

第2条 授業科目及び単位数並びに開講年次は、別表Ⅰ「授業科目履修年次配当表」のとおりとする。

2 授業科目履修年次配当は、やむを得ない事情で変更することがある。

(授業)

第3条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより、または、これらの併用により行う。

(卒業の要件)

第4条 卒業の要件を満たすには、学則第13条に定める修業年限以上在学し、別表Ⅱ「卒業必要単位数」による単位を修得しなければならない。

(進級認定)

第5条 1年次終了時において、次の要件を満たした者については教授会の議を経て、2年次への進級を認定する。

獣医学類

科目区分	進級要件
基盤教育	必修科目、選択科目を合わせて14単位以上修得
専門基礎教育	1年次に開講する全ての必修科目
専門教育	(合計19単位)のうち、15単位以上修得

獣医保健看護学類

科目区分	進級要件
基盤教育	必修科目、選択科目を合わせて14単位以上修得
専門基礎教育	1年次に開講する全ての必修科目
専門教育	(合計17単位)のうち、13単位以上修得

2 2年次終了時において、次の要件を満たした者については教授会の議を経て、3年次への進級を認定する。

獣医学類

科目区分	進級要件
基盤教育	必修科目を含め、卒業要件24単位以上修得
専門基礎教育	2年次までに開講する全ての必修科目
専門教育	(合計51単位)のうち、43単位以上修得
畜産関連	

獣医保健看護学類

科目区分	進級要件
基盤教育	必修科目を含め、卒業要件24単位以上修得
専門基礎教育	2年次までに開講する全ての必修科目
専門教育	(合計47単位)のうち、39単位以上修得
専修教育	

3 3年次終了時において、次の要件を満たした者については教授会の議を経て、4年次への進級を認定する。

獣医学類

科目区分	進級要件
専門基礎教育	3年次までに開講する全ての必修科目 (合計91単位)のうち、81単位以上修得
専門教育	
畜産関連	

獣医保健看護学類

科目区分	進級要件
専門基礎教育	3年次までに開講する全ての必修科目 (合計82単位)のうち、73単位以上修得
専門教育	
専修教育	

4 4年次終了時において、次の要件を満たした者については教授会の議を経て、5年次への進級を認定する。

獣医学類

科目区分	進級要件
専門基礎教育	4年次までに開講する全ての必修科目 (合計134単位)を修得
専門教育	
専修教育	
畜産関連	

5 5年次終了時において、次の要件を満たした者については教授会の議を経て、6年次への進級を認定する。

獣医学類

科目区分	進級要件
専門基礎教育	5年次までに開講する全ての必修科目 (合計158単位)のうち、150単位以上修得
専門教育	
専修教育	
畜産関連	

6 前各項に定める要件を満たせない者は留年とし、同一学年で2回留年となった者には、学生担当教員（アドバイザーまたはユニット・研究室指導教員）と協議した上で、学群長より当該年度末日をもって退学を勧告する。ただし、休学による留年は対象としない。

7 同一学年での在学年数が3年を超える者は、学則第14条第2項ならびに第36条第2号の定めによって除籍とする。

(必修科目)

第6条 必修科目とは、修得しなければ卒業を認められない授業科目をいう。

2 必修科目の単位は、他の授業科目の単位をもって代えることはできない。

3 必修科目は、所定の年次において履修しなければならない。

4 所定の年次において未修得となった必修科目は、次年度に他の授業科目に優先させて履修しなければならない。ただし、第8条第3項により受講免除となった場合は重複する必修科目を履修することができる。

(選択科目)

第7条 選択科目とは、必修科目以外の授業科目をい

う。

- 卒業に必要な単位数を満たすために、必修科目に加えて選択科目の単位を修得しなければならない。

(履修登録及び履修)

第8条 履修しようとする授業科目は、指定期間内に教育センター教務課に指定された方法により登録手続きをしなければならない。

- 履修登録をしない者は、修学の意志がないものとみなす。
- 出席日数が足りながら未修得となった必修科目(実習を含む)は、進級した場合の当該年度に限り、特別指導を受け受講免除とする。ただし、基盤教育科目は受講免除対象外とする。また、復学した場合の取扱いについては、休学前の状況を該当させることとする。なお、選択必修科目についても同様の措置を取る。
- 受講免除の場合を除き同一時限2科目以上履修することはできない。履修すべき科目の時間割(集中授業、補講を含む)が重複する場合は教育センター教務課に申し出なければならない。
- すでに単位を修得した授業科目は、履修することはできない。
- 上級年次に配当された授業科目は、原則として履修することはできない。ただし、留年になった者が次年度配当の科目(実習を除く)の履修を特に指定された場合には、その限りではない。この場合、半期の履修科目の上限は、前年度までの未修得科目を含む10単位までとする。
- 第10条に規定するものを除き他学類の授業科目は、原則として履修することはできない。
- クラス別編成になっている授業科目は、指定されたクラスの授業時間割表に従って履修しなければならない。
- 礼拝の時間に授業科目を履修することはできない。
- 履修登録した以外の授業科目を聴講することはできない。
- 履修登録した以外の授業科目を履修し、試験に合格しても単位は認めない。
- 履修は入学時に示した授業科目履修年次配当表による。従って、下級年次から教育課程が変更になった場合、振替可能な授業科目以外の新しい授業科目を履修することはできない。

(履修制限及び開講取消し)

- 第9条 各年次において、年間48単位を超えて履修することはできない。また、1学期につき26単位を超えて履修することはできない。ただし、第8条第3項に該当する受講免除科目は履修制限から除外する。
- 学外農場実習および博物館実習は履修制限から除外する。

- 履修者数が10名未満の授業科目は、当該年度の開講を取り止め、隔年開講とする場合がある。

- その他に履修を制限する場合がある。

(他学群他学類の授業科目の履修)

第10条 他学群他学類科目の履修方法等については、「酪農学園大学他学群他学類の授業科目の履修に関する規程」に定める。

(他大学等で修得した単位の取扱い)

第11条 他大学等で修得した単位の取扱いについては、別に定める。

(履修授業科目の変更)

第12条 履修授業科目の変更は、次の事由が発生した場合、その都度認める。

- 授業時間割表に変更があった場合
- 履修登録内容に不備があった場合
- その他やむを得ないと認められる場合

(授業時間)

第13条 授業時間の1時間の単位は45分とする。

- 授業時間は次の時限に区分する。

時限	時 間	時限	時 間
1	9時00分～9時45分	7	14時40分～15時25分
2	9時45分～10時30分	8	15時25分～16時10分
3	10時40分～11時25分	9	16時20分～17時05分
4	11時25分～12時10分	10	17時05分～17時50分
5	13時00分～13時45分	11	18時00分～18時45分
6	13時45分～14時30分	12	18時45分～19時30分

- 授業時間割表は、学年の始めに定める。
- 11、12時限目は主として補講を実施する。

(試験)

第14条 授業科目の単位を認定するための試験を行う。

- 試験は、毎学期1回以上行うことを原則とする。
- 試験は、平常試験および定期試験ならびに追試験とする。
- 試験は、筆答試験またはレポート等担当教員が適当と認める方法によって行う。
- 実験、実習および演習等にあつては、その成績考査をもって試験に代えることができる。

(平常試験)

第15条 平常試験とは、授業科目担当教員が必要に応じて随時行う試験をいう。

(定期試験)

第16条 定期試験とは、学期末に行われる試験をいう。

- 定期試験は、原則として前学期は7月下旬から8月上旬、後学期は1月下旬から2月上旬に行う。
- 試験時間は、原則として60分とする。

(追試験)

第17条 追試験は、やむを得ない事由で定期試験を受けることのできなかつた者に対して行う試験をいう。

- 追試験は、原則として次の場合に認める。

- (1) 第25条第1項の規定（公認欠席）により受験不可能になった場合（証明する書類を添付）
 - (2) 公認欠席の対象ではない病気・怪我により受験不可能になった場合（医師の診断書、法定感染症病状証明書、医療機関受診証明書または治療費領収書を添付（受診日または入院療養等に要した期間が試験日を含む証明書であること。ただし治療領収書の場合は受診日のみ有効））
 - (3) 交通機関の遅延・事故により受験不可能になった場合（遅延証明書または運休証明書を添付）
 - (4) 就職試験により受験不可能になった場合（試験の日時を証明する書類を添付）
 - (5) その他災害等やむを得ない事由により受験不可能になった場合（証明する書類を添付）
- 3 追試験を受験しようとする者は、定期試験後7日以内に、試験欠席届を教育センター教務課に提出し、許可を得なければならない。
- 4 追試験は、定期試験後10日以内に実施する。この期間に受験できない場合は原則として受験資格を失う。
- 5 追試験を許可された者は、追試験票の交付を受け、試験時に試験監督者にこれを提出しなければならない。

（試験時間割）

第18条 定期試験の時間割表は、開始10日以前に学生に告示する。

（受験資格）

第19条 受験資格は次のとおりとし、受験資格のない者は試験を受けることができない。

- (1) 当該授業科目を履修登録していること
- (2) 講義科目については、授業時間総数の3分の2以上出席していること
- (3) 実験科目、実習科目、演習科目及び体育実技については、授業時間総数の5分の4以上出席していること
- (4) 追試験については、追試験票の交付を受けていること
- (5) 学生証を所持していること
- (6) 当該学期の学納金を納付していること。または、学納金未納の場合は、納付についての確約書が提出されていること

（試験に関する注意）

第20条 受験中机上には、試験監督者が見やすい位置に学生証を置き、その他試験科目担当教員が認めるもの以外は置いてはならない。

2 受験中は、携帯電話、スマートフォン、スマートウォッチ等の通信機能が付いた電子機器、補聴器を除くイヤホン・ヘッドホン類は電源を切り、かばん等にしまうこと。

3 試験開始後20分を経過した後は、試験場に入場できない。

- 4 試験開始後25分間は、退場できない。
- 5 答案用紙に学類、学年、学籍番号、氏名の記入のないものは無効とする。
- 6 試験場では試験監督者の指示に従わなければならない。
- 7 試験を遠隔で実施する場合はこの限りではない。遠隔試験に関する注意事項は第18条第1項に定める定期試験の時間割表告示の際に通知する。
- 8 試験において不正行為をした者は、ただちに受験停止のうえ、学則第40条の規定により厳重な処分をする。

（成績）

第21条 授業科目の成績は、試験により決定する。

- 2 成績は、S、A、B、C、D及びP、Fの7種の評語をもって表示し、各成績評語基準は次項に示すとおりとする。ただし、第19条第2号および第3号を満たせず受験資格のない科目は「×」、編入学や入学前の既修得単位等の振替認定科目は「認」と表示する。また、「建学原論」、「健土健民・獣医学入門実習」、「学外農場実習」の評価は、P（合格）、F（不合格）の2種の評語で表示する。
- 3 成績評語基準は、次のとおりとする。

合格	S (100~90点)、A (89~80点)、B (79~70点)、C (69~60点)
	P (「建学原論」、「健土健民・獣医学入門実習」、「学外農場実習」の合格)
不合格	D (59点以下および試験欠席)
	F (「建学原論」、「健土健民・獣医学入門実習」、「学外農場実習」の不合格)
- 4 学則第36条第1項により除籍となった者は、当該学期の履修成績を抹消する。

（G P A）

第22条 全履修科目の成績の平均値を表したG P A (Grade Point Average/グレード・ポイント・アベレージの略) は、各履修科目のグレード・ポイントに科目の単位数を乗じた値を全履修科目分合算し、その値を全履修科目の単位数の合計で除したものであり、次の計算式によって算出する。

$$G P A = \frac{[(\text{科目の単位数}) \times (\text{その科目で得たグレード・ポイント})] \text{の総和}}{\text{履修科目単位数の総和}}$$

- 2 評価ごとのグレード・ポイントは次のとおりとする。ただし、認とP、Fは対象外とする。

S (100~90点) :	4.0、
A (89~80点) :	3.0、
B (79~70点) :	2.0、
C (69~60点) :	1.0、
D (59点以下、試験欠席) :	0、
× (受験不可) :	0
- 3 「建学原論」、「健土健民・獣医学入門実習」、「学外農場実習」は、G P A算出の対象外とする。

- 4 2学期連続してGPAが1.0未満の者については、学生担当教員と連携のもと、学類長より指導・助言を行う。
- 5 3学期連続してGPAが1.0未満の者については、学生担当教員と協議した上で、学群長より退学勧告を行う。
- 6 前項の規定により退学した者が、科目等履修生として履修した科目を算入して累積GPAが1.0以上に改善し、再入学を願い出た場合には、教授会の議を経て、退学時の学年学期の次学期に再入学を許可することができる。

(成績発表)

第23条 期末試験の成績は、所定の方法をもって発表する。その他授業科目担当教員が必要に応じて成績を発表する。

- 2 成績は、学生の保証人に通知する。

(欠席)

第24条 病気・怪我、交通機関の遅延・事故、就職活動、その他の理由で授業を欠席する場合は、「欠席届」(教育センター教務課に常備)を欠席する授業科目担当教員に届け出なければならない。

- 2 前項の欠席は、授業時間総数に算入する。

(公認欠席)

第25条 公認欠席は、次の場合に限り認められる。

公認欠席に該当する事由		認定日数	申請期限
(1) 課外活動	ア 運動部等で対学校試合等、大学を代表して出場する場合	各学期1回、6授業日以内 ※同一曜日の重複は認めない。	大会等の初日(移動日がある場合は移動日)の7日前まで
	イ 文化部等で大学を代表して出席する場合	※準備、後片付け、見学会、調査等は、認めない。	
	ウ 学生会役員で会合に出席する場合		
(2) その他	ア 忌引き(2親等以内の親族)	年間7授業日以内 (本事由による公認欠席は1授業科目につき1回までとする。)	葬儀終了後7日以内
	イ 学校保健安全法第19条に基づく出席停止	学校保健安全法施行規則第19条に定める出席停止の期間	登校許可が出た日から5日以内

- 2 前項の公認欠席は、授業時間総数に算入しない。

- 3 第1項に該当する公認欠席は、次の手続きをしなければならない。

- (1) 第1項の(1)の該当団体は、申請期限前に「**公認欠席願**」に「理由に関する資料」を添付し、団体顧問(本学教員)の認印を受けた後、教育センター学生支援課に届け出なければならない。
- (2) 第1項(2)アの公認欠席該当学生は、申請期

限前に会葬礼状の写しまたは保証人の証明を持参の上、教育センター教務課に届け出なければならない。

- (3) 第1項(2)イの公認欠席該当学生は、申請期限前に医師の診断書、法定感染症病状証明書、医療機関受診証明書または治療費領収書・薬の処方箋等を医務室に提出の上、学校医の証明後に教育センター教務課に届け出なければならない。

- (4) 第1項の公認欠席該当学生は、所定の申請後、手続きを指定された部署の証印を受けた公認欠席届を受け取り、欠席した授業科目担当教員に原則14日以内に届け出なければならない。

- 4 第1項の公認欠席の回数は、1つの授業科目において当該授業回数の3分の1を超えることができないものとする。

- 5 第1項(1)に該当する公認欠席は、原則定期試験期間を含むことができないものとする。

- 6 第1項の申請期限を過ぎた申請は、認めない。ただし、学生の自己都合によらない不可抗力による理由の場合、認めることがある。

(改廃)

第26条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が決定する。

附則

この規程は、2011(平成23)年4月1日から制定・施行する。

附則

この規程は、2012(平成24)年4月1日から施行する。

附則

- 1 この規程は、2013(平成25)年4月1日から施行する。
- 2 但し、第5条は2011年度入学生から適用とする。

附則

- 1 この規程は、2015(平成27)年4月1日から施行する。

- 2 別表I(授業科目履修年次配当表 獣医学類)は、2011年度入学生から適用する。但し、備考7.については2013年度カリキュラム適用者から適用する。

附則

- 1 この規程は、2015(平成27)年4月1日から施行する。

- 2 2014(平成26)年度以前の入学生については、第2条第1項、第4条及び第5条の適用は、なお従前の規程による。

附則

この規程は、2015(平成27)年4月1日から施行する。

附則

この規程は、2016(平成28)年4月1日から施行する。

附則

この規程は、2018(平成30)年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、2020年4月1日から施行する。
- 2 別表Ⅰ及び別表Ⅱは、2019年度以前の入学者については、なお従前の規程による。

附 則

- 1 この規程は、2021年4月1日から施行する。
- 2 第2条第1項、第4条、第5条、第8条第6項、第9条第2項、第21条、第22条、及び第25条の規程は、2021年度入学生から適用し、2020年度以前の入学生については、従前の規程による。
- 3 別表Ⅰ・別表Ⅱは、2021年度入学生から適用し、2020年度以前の入学生については、従前の規程による。

別表 I 授業科目履修年次配当表 獣医学類

科目区分	授業科目	単位数	開講年次																						
			1年		2年		3年		4年		5年		6年												
			前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期											
基盤教育 24単位以上	酪農学園導入教育 6単位	建学原論	①	2																					
		キリスト教学	②	2																					
		健土健民・獣医学入門実習	①	3																					
		獣医療概論	②	2																					
	人文社会科学教育 2単位以上	心理学	2	2																					
		社会学	2	2																					
	自然科学教育 6単位以上	統計学Ⅰ	2		2																				
		統計学Ⅱ	②			2																			
		生物学	②	2																					
		化学	②	2																					
	保健体育教育 1単位以上	運動の科学	2	2																					
		体育実技Ⅰ	①	2																					
		体育実技Ⅱ	1	2																					
	情報教育 1単位以上	情報科学の基礎	2	2																					
		情報処理基礎演習	①	2																					
	外国語教育 8単位以上	英語Ⅰ	②	2																					
		英語Ⅱ	②	2																					
		Veterinary Topic English (Standard)	2		2																				
		Veterinary Topic English (Advanced)	2		2																				
		English for Veterinary Skills	②		2																				
		日本語Ⅰ	2	2																					
		日本語Ⅱ	2	2																					
	専門基礎教育 33単位以上	学群共通 専門基礎科目 33単位	獣医組織学A	②	2																				
			獣医生化学	②	2																				
獣医生理学総論			②	2																					
獣医薬理学A			②		2																				
感染と免疫			②	2																					
獣医寄生虫学			②		2																				
獣医病理学総論			②		2																				
実験動物学			②		2																				
動物倫理・動物福祉学			②	2																					
動物行動学			②			2																			
動物栄養管理学			②		2																				
臨床薬理学			②		2																				
動物ハンドリング実習			①	3																					
臨床繁殖学A			②			2																			
野生動物学			②				2																		
獣医麻酔疼痛管理学			②			2																			
公衆衛生学総論		②		2																					
全学共通 専門基礎科目		全学共通科目A	2	2																					
		全学共通科目B	2	2																					
		博物館実習	3				9																		
専門教育 115単位	生体機能学分野 22単位	獣医解剖学A	②	2																					
		獣医解剖学B	②	2																					
		獣医解剖学実習	①		3																				
		獣医組織学B	②	2																					
		獣医組織学実習	①		3																				
		分子遺伝学	②		2																				
		獣医生化学実習	①		3																				
		獣医生理学各論A	②	2																					
		獣医生理学各論B	②		2																				
		獣医生理学実習	①		3																				
		獣医薬理学B	②		2																				
		毒性学	②		2																				
		獣医薬理学実習	①		3																				
		実験動物学実習	①		3																				

科目区分	授業科目	単位数	開講年次																			
			1年		2年		3年		4年		5年		6年									
			前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期								
感染・病理学分野 17単位	獣医微生物学	②			2																	
	動物感染症学A	②			2																	
	動物感染症学B	②			2																	
	動物感染症学C	②					2															
	微生物学実習	①			3																	
	獣医寄生虫病学	②					2															
	獣医寄生虫病学実習	①						3														
	魚病学・原虫病学	②						2														
	獣医病理学各論	②					2															
	獣医病理学実習	①						3														
	予防獣医学分野 17単位	食品衛生学	②						2													
人獣共通感染症学		④									4											
獣医疫学		②									2											
獣医衛生学		②									2											
ハードヘルス学		②										2										
総合衛生学実習Ⅰ(獣医衛生)		①										3										
総合衛生学実習Ⅱ(公衆衛生)		①										3										
総合衛生学実習Ⅲ(食品衛生)		①										3										
食肉衛生検査学実習(学外)		①												1.5	1.5							
畜産物利用学実習	①										3											
生産動物医療学分野 10単位	産業動物臨床学A	②						2														
	産業動物臨床学B	②									2											
	産業動物臨床学C	②										2										
	産業動物臨床学実習A	①									3											
	産業動物臨床学実習B	①										3										
	臨床繁殖学B	②										2										
伴侶動物医療学分野 27単位	伴侶動物臨床学総論	②						2														
	臨床病理学	②						2														
	伴侶動物内科学各論A	②							2													
	伴侶動物内科学各論B	②									2											
	伴侶動物内科学各論C	②										2										
	手術学総論	②						2														
	馬臨床医学	②										2										
	伴侶動物外科学各論A	②								2												
	伴侶動物外科学各論B	②										2										
	獣医臨床腫瘍学	②											2									
	医療物理学	②					2															
	画像診断学	②								2												
	獣医臨床検査学実習	①										3										
	伴侶動物臨床学実習A	①										3										
伴侶動物臨床学実習B	①											3										
参加型実習 22単位	獣医臨床基礎実習	①										3										
	総合病理診断学実習	②											3	3								
	食鳥検査学実習	①													3							
	参加型伴侶動物臨床実習A(内科)	③												6	3							
	参加型伴侶動物臨床実習B(外科)	③												6	3							
	参加型伴侶動物臨床実習C(麻酔・画像診断)	③												6	3							
	参加型伴侶動物臨床実習D(検査・馬診療)	③												6	3							
	参加型伴侶動物臨床実習E(学外臨床実習・Shelter)	③												6	3							
参加型産業動物臨床実習(学内・学外)	③												6	3								

115単位
専門教育

10. 専修教育は、専修教育共通科目10単位以上、専修教育コース別科目7単位、合計17単位以上を修得しなければならない。

専修教育コース別科目は、5コースのうち1コースを選択必修とする。

11. 畜産関連科目は、4単位以上を修得しなければな

らない。

12. 自由科目は、他学群他学類科目および他大学等互換科目とする。

13. 卒業に必要な単位数は193単位以上である。

※上記については2020年度以前入学者にも適用する。

別表Ⅱ 卒業必要単位数

獣医学類

科目区分		各区分の修得すべき最低単位数
基盤教育	酪農学園導入教育	6単位
	人文社会科学教育	2単位
	自然科学教育	6単位
	保健体育教育	1単位
	情報教育	1単位
	外国語教育	8単位
小計		24単位
専門基礎教育	学群共通専門基礎教育	33単位
	全学共通専門基礎教育	
	小計	33単位
専門教育	生体機能学分野	22単位
	感染・病理学分野	17単位
	予防獣医学分野	17単位
	生産動物医療学分野	10単位
	伴侶動物医療学分野	27単位
	参加型実習	22単位
小計		115単位
専修教育	専修教育共通科目	10単位
	専修教育コース別科目	7単位
	小計	17単位
畜産関連科目		4単位
自由科目		
総計		193単位

別表 I 授業科目履修年次配当表 獣医保健看護学類

科目区分	授業科目	単位数	開講年次											
			1年		2年		3年		4年					
			前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期				
基盤教育 24単位以上	酪農学園導入教育 6単位	建学原論	①	2										
		キリスト教学	②	2										
		健土健民・獣医学入門実習	①	3										
		獣医療概論	②	2										
	人文社会科学 教育2単位以上	社会学	2	2										
		心理学	2	2										
	自然科学教育 6単位以上	統計学Ⅰ	2			2								
		統計学Ⅱ	②			2								
		生物学	②	2										
		化学	②	2										
	保健体育教育 1単位以上	運動の科学	2		2									
		体育実技Ⅰ	①	2										
		体育実技Ⅱ	1		2									
	情報教育 1単位以上	情報科学の基礎	2	2										
		情報処理基礎演習	①		2									
	外国語教育 8単位以上	英語Ⅰ	②	2										
		英語Ⅱ	②		2									
		Veterinary Topic English (Standard)	2			2								
		Veterinary Topic English (Advanced)	2			2								
		English for Veterinary Skills	②				2							
日本語Ⅰ		2	2											
日本語Ⅱ		2		2										
専門基礎教育 33単位以上	学群共通 専門基礎科目 33単位	獣医組織学A	②	2										
		獣医生化学	②		2									
		獣医生理学総論	②	2										
		獣医薬理学A	②			2								
		感染と免疫	②		2									
		獣医寄生虫学	②				2							
		獣医病理学総論	②				2							
		実験動物学	②			2								
		動物倫理・動物福祉学	②		2									
		動物行動学	②					2						
		動物栄養管理学	②				2							
		臨床薬理学	②					2						
		動物ハンドリング実習	①	3										
		野生動物学	②							2				
		獣医麻酔疼痛管理学	②						2					
	公衆衛生学総論	②						2						
	臨床繁殖学A	②							2					
	全学共通 専門基礎科目	全学共通科目A	2	2										
全学共通科目B		2		2										
博物館実習		3						9						
専門教育 41単位以上	専門教育科目 28単位	家畜解剖学(農食環境学群共通)	②			2								
		動物看護学概論	②		2									
		動物人間関係学	②								2			
		伴侶動物学A	②	2										
		伴侶動物学B	②		2									
		畜産学総論	②			2								
		動物内科看護学	②				2							
		動物外科看護学	②				2							
		動物臨床看護学総論	②			2								
		動物臨床看護学各論A	②					2						
		動物臨床看護学各論B	②					2						
		動物臨床看護学各論C	②						2					
		動物臨床検査学	②				2							
		簿記・会計学概論	②				2							

科目区分	授業科目	単位数	開講年次											
			1年		2年		3年		4年					
			前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期				
専門教育 41単位以上	専門教育実習科目 13単位以上	動物形態機能学実習	①			3								
		動物看護基礎実習Ⅰ	①				3							
		動物看護基礎実習Ⅱ	①				3							
		伴侶動物内科看護学実習	①								3			
		Shelter Medicine	①								3			
		伴侶動物外科看護学実習	①								3			
		伴侶動物麻酔看護学実習	①								3			
		動物臨床検査学実習Ⅰ	①							3				
		動物臨床検査学実習Ⅱ	①							3				
		動物看護総合実習Ⅰ(酪小獣)	②								6			
		動物看護総合実習Ⅱ	②									6		
		学内動物病院実習	2									6		
		専修教育 26単位	専修教育科目 20単位	中獣医学	②						2			
動物理学療法学	②								2					
動物行動学実習	①								3					
グルーミング理論	②					2								
グルーミング実習	①					3								
動物環境衛生学	②											2		
獣医畜産法規	②												2	
伴侶動物飼養管理学	2											2		
生産動物飼養管理学	2											2		
統合動物看護学	④												4	
獣医保健看護学演習	②									4				
専修教育プログラム別科目 6単位	基礎動物看護学 アドバンスド プログラム			基礎動物看護学演習Ⅰ	1						2			
			基礎動物看護学演習Ⅱ	1							2			
			基礎動物看護学演習Ⅲ	1									2	
			基礎動物看護学アドバンスドプログラム	3										9
	応用動物看護学 アドバンスド プログラム		応用動物看護学演習Ⅰ	1							2			
			応用動物看護学演習Ⅱ	1								2		
			応用動物看護学演習Ⅲ	1									2	
			応用動物看護学アドバンスドプログラム	3										9
	臨床動物看護学 アドバンスド プログラム		臨床動物看護学演習Ⅰ	1							2			
		臨床動物看護学演習Ⅱ	1								2			
		臨床動物看護学演習Ⅲ	1									2		
		臨床動物看護学アドバンスドプログラム	3										9	
畜産関連科目	学外農場実習	4				12								
	家畜育種学	2									2			
	家畜管理・栄養学実験	1									3			
	家畜育種・繁殖学実験	1										3		
自由科目	他学群他学類科目													
	他大学等互換科目													

備考

1. 単位数の○数字は必修科目を示す。
2. 開講年次欄の数字は週当たりの授業時間数を示す。
3. 科目区分欄の単位数は修得すべき単位数を示す。
4. 基盤教育は酪農学園導入教育6単位、人文社会科学教育2単位以上、自然科学教育6単位以上、保健体育教育1単位以上、情報教育1単位以上、外国語教育8単位以上の合計24単位以上を修得しなければならない。
5. 「日本語」はⅠを履修中または修得済みでなければⅡの履修は認められず、Ⅰが「×」もしくは「D」の場合、後学期のⅡの履修を認めない(取消とする)。
なお、外国語教育の「日本語Ⅰ・日本語Ⅱ」は外国人留学生用の科目である。外国人留学生は、「日

6. 本語Ⅰ・日本語Ⅱ」の4単位を修得しなければならないが、日本語が一定の能力に達していると認められる場合は履修を免除することがある。
6. 専門基礎教育は、学群共通専門基礎科目33単位を修得しなければならない。
7. 専門教育は、専門教育科目28単位、専門教育実習科目13単位以上、合計41単位以上を修得しなければならない。
8. 専門教育の各実習科目については、年次配当の学期の中で毎週1回または隔週、あるいは一定期間集中など、それぞれの方法で開講される場合がある。
9. 専修教育は、専修教育科目20単位、専修教育プログラム別科目6単位、合計26単位を修得しなければならない。

専修教育プログラム別科目は、3プログラムのうち1コースを選択必修とする。

11. 卒業に必要な単位数は124単位以上である。

10. 自由科目は、他学群他学類科目および他大学等互

別表Ⅱ 卒業必要単位数
獣医保健看護学類

科目区分		各区分の修得すべき最低単位数
基盤教育	酪農学園導入教育	6単位
	人文社会科学教育	2単位
	自然科学教育	6単位
	保健体育教育	1単位
	情報教育	1単位
	外国語教育	8単位
	小計	24単位
専門基礎教育	学群共通専門基礎科目	33単位
	全学共通専門基礎科目	
	小計	33単位
専門教育	専門教育科目	28単位
	専門教育実習科目	13単位
	小計	41単位
専修教育	専修教育科目	20単位
	専修教育プログラム別科目	6単位
	小計	26単位
畜産関連科目		
自由科目		
総計		124単位

酪農学園大学教育職員免許状の取得に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、酪農学園大学（以下「本学」という。）学則第27条及び酪農学園大学大学院学則第21条に基づき、教育職員免許状の取得及び教育職員免許状授与の所要資格を得させるための授業科目（以下「教職課程に関する科目」という。）に関して必要な事項を定める。

(履修資格)

第2条 教職課程に関する科目を履修できる者は、本学の学生及び大学院生並びに大学学則第43条及び大学院学則第29条に基づき許可された科目等履修生とする。

(履修の手続き)

第3条 教職課程に関する科目を履修しようとする者は、定められた期間内に教育センター教務課へ履修の申し込みをしなければならない。

(納付金等)

第4条 教職課程に関する科目を履修しようとする者は、次に掲げる納付金等を納めなければならない。

- (1) 教職課程料
 - (イ) 学生 30,000円（申込時）
 - (ロ) 大学院生 10,000円（申込時）
- (2) 教育実習費は、実費とする。
- (3) 科目等履修生は、酪農学園大学科目等履修生規程による。
- 2 前項(1)(ロ)は、専修免許状取得希望者に限る。
- 3 前項のほかに必要な経費は、別途徴収する。
- 4 納付した教職課程料等は、返還しない。

(開講授業科目及び履修方法)

第5条 開講授業科目は学則第21条及び学則第27条に関する科目とし、学則の別表第1及び別表第2

に基づき、定められた必修科目及び選択科目を履修しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、教育実習を履修する場合は所定の科目、単位を修得していなければならない。

(教育職員免許状取得に要する単位数)

第6条 教育職員免許状を取得しようとする者は、卒業に必要な単位数及び定められた教職課程の単位数を修得しなければならない。

(成績評価及び単位認定)

第7条 前条により履修した科目については、所定の方法により学業成績を評価するとともに、合格したときは所定の単位を与える。

(単位修得証明書)

第8条 本学において教育職員免許状取得に必要な科目を履修し、所定の単位を修得した者には、単位修得証明書を発行する。

(所 管)

第9条 この規程に関する事項の事務所管は教育センター教務課及び教職センターとする。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、評議会の議を経て学長が決定する。

附 則

この規程は、2007年（平成19年）7月26日から施行し、2007年（平成19年）4月1日から適用とする。但し、第4条は2007年度入学生から適用とする。

附 則

この規程は、2015年（平成27年）4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2018（平成30）年10月1日から施行する。

酪農学園大学研究生規程

(目 的)

第1条 この規程は、酪農学園大学学則（以下「学則」という。）第45条第4項の規定に基づき、研究生に関する事項を定める。

(入学資格)

第2条 研究生として志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 大学が特に適当と認める者

(出願手続)

第3条 研究生を志願する者は、別表1に定める期間内に、次の各号に定める書類に入学検定料を添えて、学群長に願出しなければならない。

- (1) 研究生志願書（本学所定）
- (2) 最終学校の卒業証明書
- 2 外国人留学生は、前項の他、次の各号に定め

る書類を提出しなければならない。

- (1) 研究生志願調書（本学所定）
- (2) 在留資格認定証明書（写）
- (3) 身元保証書（本学所定）

(選 考)

第4条 前条の志願者の選考については、教授会の議を経て、学長が決定する。

(入学手続および許可)

第5条 前条の選考に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに所定の書類を提出するとともに、入学金および研究料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者について入学を許可する。

(期 間)

第6条 研究期間は、1年以内（年度の途中で研究生

となった者は、その年度末まで)とする。ただし、引き続き研究を希望する場合は、教授会の議を経て、その期間を更新することができる。

(入学検定料・入学金および研究料)

第7条 入学検定料・入学金および研究料は別表2のとおりとする。

- 2 継続して研究する場合は、入学金を免除する。
- 3 納付した入学検定料、入学金及び研究料は返付しない。ただし、第4条に定める教授会の議を経る前日までに志願者本人の願いにより出願を取り止めしたときは入学検定料を、また在留資格を得られず入国できないため研究生の資格取消となった外国人には、入学金および研究料を返付する。

(研究・指導)

第8条 研究生は、指導教員の指導を受けて研究するものとする。

(研究報告)

第9条 研究生は、研究報告書を指導教員を経て、学群長に提出するものとする。

(諸証明の交付)

第10条 研究生には、次の各号に定める証明書を交付する。

- (1) 研究生身分証明書
- (2) 研究証明書

(研究生の取消)

第11条 研究生が申し出たとき、または、その本分に反する行為があった場合は、教授会の議を経て、学長が研究生としての資格を取消する。

(準用規定)

第12条 研究生に関し、この規程に定めるもののほか、本学学則を準用する。

(改 廃)

第13条 この規程の改廃は、評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、1964（昭和39）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1975（昭和50）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1978（昭和53）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1980（昭和55）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1981（昭和56）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1990（平成2）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1997（平成9）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1998（平成10）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2001（平成13）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2002（平成14）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015（平成27）年4月1日から施行する。

附 則（2016年4月1日改正規程2016-12号）

この規程は、2016（平成28）年4月1日から施行する。

附 則（2019年4月1日改正規程2019-1号）

この規程は、2019（平成31）年4月1日から施行する。

附 則（2020年4月1日改正規程2020-1号）

この規程は、2020（令和2）年4月1日から施行する。

附 則（2022年1月7日改正規程2021-211号）

この規程は、2022年1月7日から施行する。

別表1（規程第3条第1項関係）

1) 研究生（国内在住者）

出願受付	研 究 期 間	
	1 年	半 期
1月1日～2月末日 大学院入学試験2月受験者のみ 合格発表日～3日以内(必着)	4月1日～翌年3月31日	4月1日～9月30日
7月1日～8月末日 大学院入学試験10月入学・ 8月受験者のみ 合格発表日～3日以内(必着)	—	10月1日～翌年3月31日

2) 外国人留学生研究生

出願受付	研 究 期 間	
	1 年	半 期
12月1日～1月末日(国外在住者)	4月1日～翌年3月31日	4月1日～9月30日
1月1日～2月末日(国内在住者)		
6月1日～7月末日(国外在住者)	—	10月1日～翌年3月31日
7月1日～8月末日(国内在住者)		

別表2（規程第7条第1項関係）

		一 般	本学卒業生	外国人留学生
入 学 検 定 料		10,000円	10,000円	10,000円
入 学 金		30,000円	15,000円	15,000円
研 究 科 (獣医学研究科)	半期	60,000円 (120,000円)	40,000円 (80,000円)	40,000円 (40,000円)
	年間	100,000円 (200,000円)	70,000円 (140,000円)	70,000円 (70,000円)

酪農学園大学科目等履修生規程

(目 的)

第1条 この規程は、酪農学園大学学則（以下「学則」という。）第43条第2項の規定に基づき、科目等履修生に関する事項を定める。

(資 格)

第2条 科目等履修生として志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
 - (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
 - (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
 - (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - (5) 文部科学大臣の指定した者
 - (6) 大学入学資格検定規程により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
 - (7) その他相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学が認められた者
- 2 教育職員免許状授与の所要資格を得るために必要な授業科目を履修する科目等履修生を志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 学校教育法第83条の大学を卒業した者
 - (2) 教育職員免許法附則第9項の表の定める基礎資格を有し、教育職員免許状（農業実習）の取得を希望する者

(受入れ時期)

第3条 科目等履修生の受入れ時期は、4月1日及び10月1日とする。

(出願手続)

第4条 科目等履修生を志願する者は、次の書類に第8条に定める検定料を添えて願出しなければならない。

- (1) 科目等履修生志願書（本学所定）
 - (2) 履歴書（本学所定）
 - (3) 最終学校の卒業証明書
 - (4) 最終学校の成績証明書
 - (5) 現職証明書
 - (6) 写真2枚（正面上半身脱帽、最近3カ月以内に撮影したもの）
 - (7) 健康診断書（最近3カ月以内に発行されたもの）
- 2 教職に関する授業科目を履修しようとする者は、前項各号の書類のほか、学力に関する証明書（教職課程）を添付すること。

(選 考)

第5条 前条の出願者の選考については、教務委員会及び教授会の議を経て、学長が決定する。

(手続および許可)

第6条 前条により合格通知を受けた者は、指定の日までに次の書類を提出するとともに、第8条に定める入学金および科目等履修料を納付しなければならない。

(1) 誓約書

(2) その他本学の指定する書類

2 学長は、前項の手続きを完了した者について入学を許可する。

(期 間)

第7条 科目等履修生の履修期間は、年度内の当該授業科目の開講期間とする。

(検定料、入学金、科目等履修料)

第8条 検定料及び入学金、科目等履修料は、次のとおりとする。

検定料 10,000円

入学金 30,000円（ただし本学卒業生は免除とする。外国人留学生は半額とする。）

科目等履修料

講 義 10,000円（1単位につき）

演 習 16,000円（1単位につき）

実験・実習 24,000円（1単位につき）

教育実習 30,000円

2 継続して科目等履修する場合は、入学金を免除する。

3 納付した検定料、入学金、科目等履修料は、返還しない。

4 他機関との交流協定等による受入れでは、検定料、入学金、科目等履修料は別途定める。

(履修制限)

第9条 履修をしようとする科目において、本学学生の教育に支障をきたす場合には、その履修を制限することがある。

(履修できる単位数)

第10条 履修できる単位数は、1年を通して30単位以内とする。ただし、1学期のみの場合は、15単位以内とする。

(単位の授与)

第11条 科目等履修生は、履修した科目の試験を受けることができ、試験に合格したときは所定の単位を与える。

2 前項により単位を認定した場合は、単位修得証明書を交付する。

(諸証明書の交付)

第12条 科目等履修生には、身分証明書を交付する。

2 本人の請求により科目等履修生証明書を交付する。

(科目等履修生身分の取消)

第13条 科目等履修生が申し出たとき、又はその本分に反する行為があったときは、教授会の議を経て、学長が科目等履修生としての身分を取消する。

(準用規定)

第14条 この規程に定めるもののほか、科目等履修生

に関して本学学則を準用する。

(改 廃)

第15条 この規程の改廃は、評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、1994（平成6）年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、1996（平成8）年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行により、酪農学園大学聴講生規程は廃止する。

附 則

この規程は、1997（平成9）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1998（平成10）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2001（平成13）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2002（平成14）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2008（平成20）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2009（平成21）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2012（平成24）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015（平成27）年4月1日から施行する。

酪農学園大学特別科目等履修生規程

(目的)

第1条 この規程は、酪農学園大学（以下「本学」という。）学則第44条第2項の規定に基づき、本学と他の大学又は短期大学（以下「他の大学等」という。）との協定による特別科目等履修生に関して必要な事項を定める。

(資格)

第2条 特別科目等履修生の資格は、本学と単位互換協定を結んだ他の大学等に在籍する学生とする。

(受入れ時期)

第3条 特別科目等履修生の受入れ時期は、学年又は学期の始めとする。

(履修期間)

第4条 特別科目等履修生の履修期間は、1年以内とする。

(出願手続)

第5条 特別科目等履修生を志願する者は、指定の期日までに当該他の大学等を通じて次の各号に定める書類を添えて、学長に願出しなければならない。

- (1) 願書（本学所定のもの）
- (2) 在学証明書
- (3) 成績証明書
- (4) 当該他の大学等の学長の推薦書
- (5) その他、本学が必要とする書類等

(許可)

第6条 前条により願出があった者については、教務委員会を経て、当該学生が履修しようとする授業科目の教育課程を置く教授会の議を経て、学長が特別科目等履修生として受入れを許可する。

2 特別科目等履修生は、前項により本学の学群学類の履修学生とする。

(履修手続)

第7条 特別科目等履修生の許可を受けた者は、当該他の大学等を通じて、本学に授業科目の履修届を提出する。

2 履修できる単位数は、当該他の大学等との協議のうえ定めるものとする。

(身分証明書)

第8条 特別科目等履修生には、本学所定の身分証明書を交付する。

(単位の認定)

第9条 特別科目等履修生が履修した授業科目につい

ては、試験等により学業成績を評価し、これに合格した授業科目については、所定の単位を与える。

2 前項により単位を認定した場合、本人の請求により単位修得証明書を交付する。

3 授業科目の試験、学業成績評価及び単位認定の取り扱いは、本学学則による。

(身分の取消)

第10条 特別科目等履修生がその本分に反する行為を行ったときは、教授会の議を経て、学長が特別科目等履修生としての身分を取消す。

(身分の喪失)

第11条 特別科目等履修生が、当該他の大学等の学生の身分を失ったときは、本学における特別科目等履修生の身分も失うものとする。

(履修料等)

第12条 特別科目等履修生の履修料等については、当該他の大学等との協議のうえ定めるものとする。

2 前項の履修料等のほか、必要な費用について徴収することがある。

(準用規定)

第13条 この規程に定めるもののほか、特別科目等履修生に関して本学学則を準用する。

(所管)

第14条 この規程に関する事務所管は、教育センター教務課とする。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、評議会の議を経て、学長が決定する。

附則

1 この規程は、2001（平成13）年4月1日から施行する。

2 この規程の施行に伴い、酪農学園大学特別聴講学生規程は廃止する。

附則

この規程は、2002（平成14）年4月1日から施行する。

附則

この規程は、2008（平成20）年4月1日から施行する。

附則

この規程は、2015（平成27）年4月1日から施行する。

附則

この規程は、2018（平成30）年10月1日から施行する。

酪農学園大学再入学規程

(目 的)

第1条 この規程は、酪農学園大学学則第20条第3項の規定に基づき、再入学に関する必要な事項を定める。

(出願資格)

第2条 再入学の出願資格を有する者は、次に掲げる者で、退学または除籍となった年度の3月31日から原則3年以内であること及び再入学後成業の見込みがある者とする。

- (1) 酪農学園大学学則第35条により退学した者（依願退学者）
- (2) 酪農学園大学学則第36条第1号により除籍となった者（授業料等未納による除籍者）
- 2 再入学の出願資格を有しない者は、次に掲げる者とする。
 - (1) 酪農学園大学学則第40条により退学した者（懲戒による退学処分者）
 - (2) 酪農学園大学学則第36条第2号により除籍となった者（在学年限を越えた者）
 - (3) 本規程に基づき再入学した後、退学または除籍された者

(時 期)

第3条 再入学を希望する者の再入学の時期は、学年の始めとする。

(所属及び年次)

第4条 再入学する学部学科（学群学類）は、原則として、再入学を希望する者が退学及び除籍となる以前に所属していた学部学科（学群学類）とする。

- 2 再入学する年次は、原則として、再入学を希望する学生が退学となる以前の年次とする。但し、退学時に当該年次を修了している場合、その再入学の年次は、修了年次の次の年次とする。また、除籍となった者が再入学する場合の年次は、除籍の当該年次とする。

(出 願)

第5条 再入学を希望する者は、再入学をしようとする前年度の2月末日までに次の各号に定める書類に再入学検定料を添えて、学長に願い出なければならない。

- (1) 再入学願（本学所定のもの）
- (2) 健康診断書
- (3) 再入学検定料 30,000円

(選 考)

第6条 選考は評議会の議を経て、学長が決定する。

(手続及び許可)

第7条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに授業料等を納付し、再入学に必要な手続きをしなければならない。

2 学長は、前項に定める入学手続きを完了した者に再入学を許可する。

3 許可日は、原則として4月1日付けをもって行う。

(単位の認定)

第8条 再入学した者が既に履修した授業科目及び修得単位数は、再入学した時の「授業科目履修年次配当表」に照らして読み替え、卒業の要件となる単位に含めることができる。但し、既に履修した科目の全部または一部を再び履修させることがある。

2 前項の認定は、評議会の議を経て、学長が決定する。

(修業年限)

第9条 再入学した者の修業年限は、各学科（各学類）に定められた修業年限の残りの年限とし、在学年限は、前在学年数を加えて8年とする。但し、獣医学科（獣医学類）は12年とする。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、1994（平成6）年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、1998（平成10）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2000（平成12）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2001（平成13）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2002（平成14）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2008（平成20）年2月20日から施行する。

附 則

この規程は、2011（平成23）年4月1日から施行し、2011（平成23）年4月1日より適用する。

附 則

この規程は、2013（平成25）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015（平成27）年4月1日から施行する。

酪農学園大学転学類規程

(目 的)

第1条 この規程は、酪農学園大学学則（以下「学則」という。）第33条第3項の規定に基づき、他学群又は同一学群の他学類への移籍（以下「転学類」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(転学類基準)

第2条 転学類の基準は、次の各号のとおりとする。

(1) 農食環境学群内において他の学類へ転学類する場合は、以下のとおりとする。

	2年次への転学類	3年次への転学類
転学類先	循環農学類 食と健康学類（管理栄養士コース除く。） 環境共生学類	
転学類前の学類での資格	1年次終了時において31単位以上修得した者（見込含む。）	2年次終了時において62単位以上修得した者（見込含む。）
その他	同一年次及び下級年次への転学類はできない。	

(2) 農食環境学群の各学類から獣医学群の各学類へ転学類する場合は、以下のとおりとする。

	1年次への転学類	
転学類先	獣医学類 獣医保健看護学類	
転学類前の学類での資格	1年次終了時において36単位以上修得した者（見込含む。）	
その他	転学類前の学類において1年次終了時以外は転学類できない。	

(3) 獣医学群内において他の学類へ転学類する場合は、以下のとおりとする。

	2年次への転学類	
転学類先	獣医学類	獣医保健看護学類
転学類前の学類での資格	ア 1年次終了時において進級要件を満たし、かつ専門基礎教育の必修科目11単位を修得した者（見込含む。） イ 1年次終了時に限る。	ア 1年次終了時において進級要件を満たし、かつ専門基礎教育の必修科目11単位を修得した者（見込含む。） イ 2年次終了時において獣医保健看護学類の卒業に必要な単位数の2分の1以上修得した者（見込含む。） ウ 3年次又は4年次に在籍し、獣医保健看護学類の卒業に必要な単位数の2分の1以上修得した者
その他 (転学類先の1年次開講科目の履修)	時間割の重複がない限り、獣医解剖学A、獣医解剖学B、獣医組織学B及び獣医生理学各論Aを履修しておくこと。	時間割の重複がない限り、動物看護学概論、伴侶動物学A及び伴侶動物学Bを履修しておくこと。

(4) 獣医学群獣医学類から農食環境学群の各学類へ転学類する場合は、以下のとおりとする。

	2年次への転学類	3年次への転学類
転学類先	循環農学類 食と健康学類（管理栄養士コース除く。） 環境共生学類	
転学類前の学類での資格	1年次終了時において20単位以上修得した者（見込含む。）	ア 2年次終了時において転学類先の学類の卒業に必要な単位数の2分の1以上修得した者（見込含む。） イ 3年次又は4年次に在籍し、転学類先の学類の卒業に必要な単位数の2分の1以上修得した者
その他	1年次終了時以外は2年次への転学類はできない。	

(5) 獣医学群獣医保健看護学類から農食環境学群の各学類へ転学類する場合は、以下のとおりとする。

	2年次への転学類	3年次への転学類
転学類先	循環農学類 食と健康学類（管理栄養士コース除く。） 環境共生学類	
転学類前の学類での資格	1年次終了時において20単位以上修得した者（見込含む。）	2年次終了時において転学類先の学類の卒業に必要な単位数の2分の1以上修得した者（見込含む。）
その他	同一年次及び下級年次への転学類はできない。	

2 一度転学類を許可された者及び前年度に遡っての資格による転学類はできない。ただし、獣医学類においては3年次及び4年次終了時において前項第3号及び第4号に定められた基準を満たしている者に対しては、それぞれ該当する年次への転学類を認める。

(時 期)

第3条 転学類の時期は、学年の始めとする。

(年 次)

第4条 転学類の年次は、1年次、2年次又は3年次とする。

(出願手続)

第5条 転学類を希望する者は、所定の書類に検定料を添えて、指定の期日までに学長に願い出なければならない。

(選 考)

第6条 選考は、所定の書類と筆記試験及び面接により総合的に審査し、評議会の議を経て、学長が決定する。

(手続及び許可)

第7条 選考に合格した者は、指定の期日までに定められた転学類に必要な手続をとらなければならない。

2 学長は、前項に定める手続を完了した者に

転学類を許可する。

(単位の認定)

第8条 転学類以前に修得した授業科目及び単位については、別に定めるところにより振替換算し、学則第33条第2項の規定に基づき、転学類した学類の授業科目の履修により修得したものとして認定する。

(修業年限及び在学年限)

第9条 転学類を許可された者の修業年限及び在学年限は、転学類前の在学期間も含めて学則第13条及び第14条の規定による。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則 (1994年12月9日規程1994-2号)

この規程は、1994(平成6)年12月9日から施行する。

附 則

この規程は、1996(平成8)年10月17日から施行する。

附 則

この規程は、1999(平成11)年10月15日から施行する。

附 則

この規程は、2001(平成13)年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、2002(平成14)年4月1日から施行する。
- 2 規程第3条第1項(2)の食品科学科食品科学専攻に

については、2003年度(平成15年度)入学者から適用する。

附 則

この規程は、2004(平成16)年10月28日から施行する。

附 則

この規程は、2005(平成17)年10月13日から施行する。

附 則

この規程は、2006年(平成18)年9月7日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、2011(平成23)年4月1日から施行する。
- 2 2011年3月31日以前の酪農学園大学学則適用者については、従前の規程による。

附 則

この規程は、2012(平成24)年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2013(平成25)年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015(平成27)年4月1日から施行する。

附 則 (2021年7月1日改正規程2021-203号)

この規程は、2021年7月1日から施行する。

附 則 (2022年2月17日改正規程2021-212号)

- 1 この規程は、2022年4月1日から施行する。
- 2 第2条の規定は、2022年度入学生から適用し、2021年度以前の入学生については、なお従前の規定による。

酪農学園大学他学類授業科目履修規程

(目的)

第1条 この規程は、酪農学園大学学則第25条第3項の規定に基づき、他学群又は同一学群の他学類(以下「他学類」という。)の授業科目の履修について、必要な事項を定めることを目的とする。

(履修登録)

第2条 他学類の授業科目を履修しようとする者は、指定の期日までに履修登録しなければならない。ただし、第6条第1項により履修制限のある授業科目は、事前に当該授業科目担当教員の承認を得なければならない。

(履修登録科目)

第3条 履修登録できる他学類授業科目は、酪農学園大学履修規程(以下「履修規程」という。)に規定する講義科目及び学外農場実習(実習科目)とする。

2 前項の規定にかかわらず、教職コースの学生は、実験科目、実習科目及び演習科目の履修を認める場合がある。

3 前2項において、同一科目名の授業科目は履修することができない。

4 食と健康学類管理栄養士コースの授業科目は、この規程の対象外とし、他学類授業科目として履修することができない。

(履修登録制限)

第4条 他学類の授業科目を履修し修得できる単位数

は、1年度に10単位以内、在学中に40単位以内とする。

(卒業必要単位数への算入)

第5条 他学類の授業科目の単位を修得した場合、自由科目の授業科目として単位認定する。

2 農食環境学群においては、前項の単位を卒業必要単位数に算入することができる。なお、算入できる卒業必要単位数は、履修規程の別表2に定められた単位数とする。

(履修制限)

第6条 授業科目によっては、講義計画により履修を制限する場合がある。

2 履修規程の別表1に定められた上級年次に開講される授業科目は履修することができない。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則 (2012年4月1日規程2012-5号)

この規程は、2012(平成24)年4月1日から施行し、2011(平成23)年度入学者から適用する。

附 則 (2015年4月1日改正規程2015-42号)

この規程は、2015(平成27)年4月1日から施行する。

附 則 (2022年2月17日改正規程2021-213号)

この規程は、2022年4月1日から施行する。

酪農学園大学の他大学等の授業科目の履修に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、酪農学園大学(以下「本学」という。)学則第26条第4項の規定に基づき、本学と協定を結んだ他の大学又は短期大学(以下「他の大学等」という。)の授業科目の履修に関して必要な事項を定める。

(資 格)

第2条 他の大学等の授業科目を履修しようとする者は、次の条件を満たしていなければならない。

- (1) 本学に1年以上在学している者
- (2) 学費等を完納している者

(申 請)

第3条 他の大学等の授業科目を履修しようとする者は、指定の期日までに、当該他の大学等が定める書類を添えて、当該授業科目の履修願を学長に提出しなければならない。

(選 考)

第4条 選考は、教務委員会を経て、当該学群教授会において行う。

(許 可)

第5条 授業科目の履修については、当該他の大学等との協議に従って、学長が許可する。

(単位の認定)

第6条 単位認定を受けようとする者は、指定の期日までに当該他の大学等の発行する単位修得証明書を添えて、単位認定願を学長に提出しなければならない。

2 前項の修得単位は、当該学群教授会の議を経て、60単位を限度として本学において修得した単位とみなすことができる。

(履修の停止)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、当該他の大学等と協議のうえ、学長が履修を停止させることがある。

- (1) 学修の成果が期待できないと認められた者
- (2) 学生の本分に反する行為があったと認められた者

(事 務)

第8条 この規程に関する事務は、教育センター教務課が担当する。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、2001(平成13)年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2002(平成14)年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2008(平成20)年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015(平成27)年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2018(平成30)年10月1日から施行する。

酪農学園大学学生の留学に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、酪農学園大学学則第26条及び第34条の規定に基づき、酪農学園大学（以下「本学」という。）の学生の留学について必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この規程に定める留学とは、学群教授会の許可を得て、外国の大学等で本学における1学期相当期間又は1年在学し、学修することをいう。

2 留学の種類は、次のとおりとする。

- (1) 「協定留学」とは、本学と協定を締結した大学への留学を言う。
- (2) 「認定留学」とは、前号以外の大学への留学を言う。
- (3) 「休学留学」とは、修学等の理由により、学籍上休学したうえで、第1号又は第2号の大学へ留学することを言う。

(外国の大学等)

第3条 外国の大学等とは、外国における正規の高等教育機関で学位授与権を有するもの、又はこれに相当する教育研究機関をいう。

(留学資格)

第4条 留学の資格は、修学状況が良好であり、受入機関の指定する当該外国語能力の基準等を満たしていなければならない。

(留学に必要な手続き)

第5条 留学を希望する者は、所定の留学願を当該学群の学群長に提出しなければならない。

2 前項の留学願には、原則として、受入機関の入学又は聴講等の許可書を添えなければならない。

(留学許可)

第6条 留学の許可は、学群長に願い出て、学長の許可を得る。

(留学期間等)

第7条 留学の期間は、原則として1年以内とする。

2 協定留学並びに認定留学の場合、前項の期間を修業年限に算入する。

(留学費用)

第8条 留学の費用は、すべて学生の負担とする。

(留学期間中の授業料等)

第9条 留学期間中の本学の授業料等は、納付しなければならない。但し、実学充実費は免除する。

2 前項の規定に係らず、学業および人物に優れた者の場合、留学期間中の授業料の全額又はその一部を免除することがある。

3 前項の免除に関する必要な事項は、別に定める。

4 休学留学については、前3項は適用しない。

(留学報告)

第10条 学生は、次の書類を帰国の日から1か月以内に学群長に提出するものとする。

(1) 留学に関する報告書

(2) 留学中の学業成績証明書

(単位認定)

第11条 留学中に修得した授業科目並びに単位の認定については、学群教授会の議を経て、学長が決定する。

2 前項により認定された単位数は、60単位を超えない範囲で本学において修得したものとする。

(卒業の延期)

第12条 留学期間中に卒業の要件を満たす者が引き続き在学を希望する場合には、本学における卒業を1学期間延期することができる。

(留学許可の取消し等)

第13条 留学先での修学状況が不良若しくは留学を不相当と認める事由がある場合は、学群教授会の議を経て、学長が留学を取消す。

2 前項により、留学許可が取り消された場合は、当該留学期間は修学年限に算入しない。

(雑 則)

第14条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

(改 廃)

第15条 この規程の改廃は、評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、1982（昭和57）年5月20日から施行する。

附 則

この規程は、1990（平成2）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1998（平成10）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2001（平成13）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2002（平成14）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2004（平成16）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2005（平成17）年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、2007（平成19）年7月5日から施行する。

附 則

1 この規程は、2015（平成27）年4月1日から施行する。

2 2014（平成26）年度以前の入学生は従前の規程とする。

附 則

1 この規程は、2020年4月1日から施行する。

2 第9条第1項の規程は、2020年度入学生から適用し、2019年度以前の入学生については、なお従前の規程による。

酪農学園大学大学以外の教育施設等における学修の取扱いに関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、酪農学園大学学則第26条の2に基づき、酪農学園大学（以下「本学」という。）の学生が行う大学以外の教育施設等における学修の取扱いに関して必要な事項を定める。

(単位の認定)

第2条 学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修は、本学における授業科目の履修とみなし、この規程の定めるところにより単位（以下「学修単位」という。）を与えることができる。

2 前項により単位を与えることができる学修、認定基準、対応する本学の授業科目及び単位数、評価は、別表のとおりとする。

3 単位認定の時期は、該当授業科目の履修登録前を原則として、既履修科目は対象とならない。

(申 請)

第3条 本学において学修単位の認定を希望する学生は、指定された期日までに次の各号の書類を付して学長に申請しなければならない。

- (1) 学修単位認定申請書（別紙様式）
- (2) 学修の成果を証明する書類（スコアまたは級位を含む。）

(単位の認定)

第4条 単位認定は、各学類が行うものとする。

(事 務 局)

第5条 申請書の提出や受理等の事務に関する部署は、教育センター教務課とする。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、教務委員会及び評議会の議を経て学長が決定する。

附 則

この規程は、2012（平成24）年4月1日から施行する。

附 則

規程第2条2項に定める別表は、2013（平成25）年11月21日に改正し、2014（平成26）年度入学生から適用する。

附 則

この規程は、2015（平成27）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2018（平成30）年10月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、2021年1月7日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第2条第2項の別表は、2021年度入学生から適用し、それ以外の学生については、なお従前の例による。

[別表]

単位を与えることができる学修	認定基準	対応する本学の授業科目、単位数	評価
TOEFL (iBT) (主催：Educational Testing Service (ETS))	42～ 51点	英語Ⅰ・Ⅱ（4単位）	A
	52～ 61点	英語Ⅰ・Ⅱ（4単位）	S
	62～ 77点	英語Ⅰ・Ⅱ（4単位）	S
		英語Ⅲ・Ⅳ（4単位）	A
TOEIC® (主催：(財)国際ビジネスコミュニケーション協会)	416～519点	英語Ⅰ・Ⅱ（4単位）	A
	520～583点	英語Ⅰ・Ⅱ（4単位）	S
	584～729点	英語Ⅰ・Ⅱ（4単位）	S
		英語Ⅲ・Ⅳ（4単位）	A
実用英語技能検定 (主催：(財)日本英語検定協会)	準1級	英語Ⅰ・Ⅱ（4単位）	S
		英語Ⅲ・Ⅳ（4単位）	A
	1級	英語Ⅰ・Ⅱ（4単位）	S
		英語Ⅲ・Ⅳ（4単位）	S

獣医学群の「英語Ⅰ」「英語Ⅱ」は対象外とする。

酪農学園大学入学前の既修得単位の単位認定に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、酪農学園大学学則第26条の3の規定に基づき、学生が酪農学園大学（以下「本学」という。）に入学する前の大学又は短期大学等における既修得単位に対する単位認定に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(単位認定の申請)

第2条 既修得単位の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、入学した年度の所定の期日までに、次の各号に掲げる書類を教育センター教務課（以下「教務課」という。）に提出しなければならない。

- (1) 入学前の既修得単位認定申請書(別紙様式)
- (2) 成績証明書
- (3) シラバス又は授業の内容を記載した書類

(単位認定の条件)

第3条 既修得単位のうち、本学及び入学する前の大学又は短期大学等のシラバス等を鑑み、本学の科目に単位数及び講義内容が見合う科目を60単位以内で個別に単位認定する。単位認定の対象となる本学授業科目は別表のとおりとする。

- 2 入学前に修得した科目の単位数が本学の単位数と同等若しくはそれ以上の場合に認定する。
- 3 入学前に修得した2科目以上を合わせて本学の1科目に認定することができるものとする。
- 4 単位認定可能な科目であっても、申請者が本学での履修を希望する科目は単位認定を行わない。
- 5 単位認定した科目は、履修することができな

い。

(単位の認定)

第4条 単位認定は、各学類が行うものとする。
2 単位認定確定後の追加・変更は、原則として認めない。
3 既修得科目及び単位数は、最終成績証明書にて教務課が確認する。

(認定の通知)

第5条 前条の規定により認定を行ったときは、既修得単位認定簿の交付により申請者に通知しなければならない。

- 2 既修得単位認定簿は、原本を教務課で保管し、写しを申請者に渡すものとする。
- 3 単位認定に対する異議申し立ては、既修得単位認定簿の通知後7日以内に教務課にて受け付ける。

(成績評価の表記)

第6条 第4条の規定により認定した授業科目の成績評価は、学則第28条の規定によらず、「認」と表記する。

(事務局)

第7条 この規程に関する事務は、教務課が担当する。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、教務委員会及び評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、2021年4月1日から施行する。

[別表] 単位認定の対象となる授業科目

農食環境学群

以下の基盤教育科目を除くすべての科目

科 目 区 分		授 業 科 目 (単 位 数)
基 盤 教 育	酪農学園導入教育	建学原論(1)、基礎演習(1)、健土健民入門実習(1)
	キャリア教育	キャリアベーシック(1)、キャリアデザインⅠ(1)

ただし、本学に在籍し、かつ2011年度以降の本学学則適用者については、上記科目を修得している場合、単位認定する。

獣医学群

基盤教育のうち以下の科目

科 目 区 分		授 業 科 目 (単 位 数)
基 盤 教 育	酪農学園導入教育	キリスト教学(2)
	人文社会科学教育	心理学(2) 社会学(2)
	保健体育教育	運動の科学(2) 体育実技Ⅰ(1) 体育実技Ⅱ(1)
	情報教育	情報科学の基礎(2) 情報処理基礎演習(1)

ただし、本学に在籍し、かつ2021年度以降の本学学則適用者については、酪農学園導入教育に配当されている科目を修得している場合、単位認定する。また、本学に在籍し、かつ2011年度以降2020年度までの本学学則適用者については、「建学原論」ならびに「獣医療概論」を修得している場合、単位認定する。

大学・学群・学類 英文表記名

酪農学園大学

Rakuno Gakuen University

農食環境学群

College of Agriculture, Food and Environment Sciences

循環農学類

Department of Sustainable Agriculture

食と健康学類

Department of Food Science and Human Wellness

環境共生学類

Department of Environmental Sciences

獣医学群

School of Veterinary Medicine

獣医学類

Department of Veterinary Medicine

獣医保健看護学類

Department of Veterinary Science

履修ガイド

2023年4月1日発行

発行 酪農学園大学

〒069-8501

江別市文京台緑町582番地

2023年度 酪農学園大学 履修ガイド

RAKUNO GAKUEN UNIVERSITY REGISTRATION GUIDE



酪農学園大学は、2020年度(公財)日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価において大学評価基準に適合していると認定されました。